

給水装置設計施工基準

平成 20 年 4 月 1 日施行
(令和 6 年 4 月 1 日改定)

長野県企業局

目次

1	総則	1
1.1	目的	1
1.2	給水装置の定義	1
1.3	給水装置工事の種類	1
1.4	諸法規の遵守	1
1.5	給水装置工事の申し込み	1
1.6	事前協議	1
2	構造及び材質	2
2.1	給水装置の構造及び材質	2
2.2	給水装置の構成	2
2.3	特殊器具	2
3	基本計画	3
3.1	調査	3
3.2	設計要領	3
3.3	給水方式の決定	4
3.4	計画使用水量の決定	5
3.5	口径の決定	9
4	施工	13
4.1	給水管の分岐	13
4.2	給水管の埋設深さ及び占用位置	14
4.3	給水管の明示	14
4.4	仕切弁及び止水栓の設置	14
4.5	メーターの設置	14
4.6	土工事	15

4.7	道路復旧工事	16
4.8	現場管理	16
4.9	配管工事	16
4.9.1	配管工事一般	16
4.9.2	標準配管（分岐～止水栓（一部給水栓まで））	17
4.9.3	宅地内の配管	18
4.9.4	さや管ヘッダー工法.....	18
4.9.5	鋼管の施工	19
4.9.6	ビニール管の施工.....	20
4.9.7	ポリエチレン管の施工.....	20
4.9.8	ダクタイル鋳鉄管の施工.....	21
4.9.9	ステンレス管の施工.....	21
4.10	断水	22
4.11	充水（通水）	23
4.12	配管台帳の修正	23
4.13	給水装置の撤去	23
4.14	水の安全対策	23
5	検査	25
5.1	自主検査	25
5.2	中間検査.....	25
5.3	しゅん工検査	25
5.4	工事の手直し	27
6	引き渡し	28
7	工事の手続き	29
7.1	工事の申し込み	29
7.2	受水槽方式からの切替	29

1 総 則

1.1 目的

この基準は、水道法、県営水道条例、同条例施行規程、県営水道指定給水装置工事業者の指定及び工事の施行に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づいて施行する給水装置工事の設計及び施工等について、標準的な指針を与えるとともに給水装置工事の適正な施行を図ることを目的とする。

1.2 給水装置の定義

「給水装置」とは需要者に水を供給するために、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

1.3 給水装置工事の種類

給水装置工事の種類は次のとおりとする。

- (1) 新設工事とは新規に給水装置を設ける工事をいう。
- (2) 改造工事とは給水装置の増設及び口径の変更並びに分岐の変更等の工事をいう。
- (3) 撤去工事とは給水装置の一部又は全部を撤去する工事をいう。
- (4) 修繕工事とは既設給水装置の破損箇所等の機能を回復する工事をいう。

1.4 諸法規の遵守

給水装置工事の施工に当たっては、水道法、道路法等の諸関係法規を遵守しなければならない。

1.5 給水装置工事の申し込み

給水装置の新設等の工事を施工する場合は、その設計について給水申込者等と十分協議し、承認を得てから申し込むものとする。

給水装置工事の申し込みは、必ず工事着手前に、長野県公営企業管理者（以下「管理者」という。）の審査を受けるものとする。

1.6 事前協議

- (1) 受水槽を設置し、これから給水を受ける共同住宅のうち、「共同住宅における各戸検針・各戸徴収に関する事務取扱要領」による、各戸検針・各戸徴収の取扱を希望する場合は、あらかじめ管理者と協議し、その同意を得なければならない。
- (2) 土地区画整理事業、開発行為等に伴い設置される給水装置のうち、使用者が未定のものについては、「給水装置新設工事の取扱いについて」よりその構造について管理者と協議すること。

2 構造及び材質

2.1 給水装置の構造及び材質

給水装置の構造及び材質は水道法第 16 条及び同法施行令第 5 条の規定並びに同条の規定による厚生省令に定める基準に適合していなければならない。

2.2 給水装置の構成

- (1) 給水装置は給水管及びこれに直結する分水用具、止水栓、メーター、給水栓等をもって構成されるとともに、メーターボックス等付属用具を備え、かつ必要な水量を確保できる口径でなければならない。
- (2) 配水管分岐部からメーター前後（関係ボックス含む）に使用する材料については、長野県企業局が指定する材料（別表）を使用するものとする。なお、止水栓はボール式とし、メーター下流側には逆止弁を設置するとともに、フレキシブル継手を使用して下流側と接続すること。
- (3) メーター下流の宅内配管の給水装置器具材料については、基準に適合していることを証明できる認証品または規格品であること。

表-1 分岐からメーター前後までの標準配管

延長	分岐からメーターまで						メータ部	メーター下流		
0～2	サドル付分水栓	絶縁型分止栓用ソケット (伸縮可とう式)	絶縁型分止用SSP 波状管L=3.0m			止水栓	メータ	逆止弁	フレキシブル継手	
2～3			SSP波状管 L=3.0m	SSPソケット (伸縮可とう式)	絶縁型分止用SSP波状管 L=1.0m					
3～4					絶縁型分止用SSP波状管 L=2.0m					
4～5					絶縁型分止用SSP波状管 L=3.0m					
5～6					SSP直管 L=1.0m					SSPソケット (伸縮可とう式)
6～7			SSP直管 L=2.0m							
7～8			SSP直管 L=3.0m							
8～9			SSP直管 L=4.0m							
9～10			SSP直管 L=5.0m							

※ 標準配管図については図-4 参照

2.3 特殊器具

給水装置に直結した湯沸器類（瞬間湯沸器具、貯湯式湯沸器具）、製氷器、電気食器洗機等の器具を取り付ける場合は、器具の上流に止水用具、逆止弁を取り付けること。

3 基本計画

3.1 調査

給水装置工事の依頼を受けたときは、依頼人の要求内容を把握し、現地、図面等で次の調査項目について調査、確認をしなければならない。

表－2 調査項目一覧

調査項目	調査内容	調査（確認）場所			
		工事 依頼人	管理 事務所	現地	その他
1 工事場所	住宅地図等による町名、番地等	○		○	
2 使用水量	使用目的（事業・住居）、使用人員、延床面積、取付栓数	○		○	
3 既設給水装置の有無	所有者、布設年月日、形態（単独・共用）、口径、管種、布設位置、使用水量、栓数、メーター口径、番号、ダミー管、止水栓止め等	○	○	○	所有者
4 屋外配管	水道メーター、止水栓等の位置、布設位置	○		○	
5 屋内配管	給水栓の位置（種類、個数）、給水用具	○		○	
6 配水管の布設状況	管種、管径、布設位置、仕切弁、水圧、消火栓の位置、先行投資の有無		○	○	
7 道路状況	種別（公道・私道等）、幅員、舗装別、舗装施工年次			○	道路管理者
8 各種埋設物の有無	種類（下水道・ガス・電気・電話等）、形状、布設位置等			○	埋設物管理者
9 現地の施工環境	施工時間（昼・夜等）、関連工事			○	埋設物管理者
10 既設給水管分岐の場合	所有者、給水戸数、布設年月日、口径、布設位置等	○	○	○	
11 受水槽方式の場合	タンクの構造、位置、点検口の位置、配管ルート			○	
12 分岐等の同意承諾の確認	利害関係者全員の分岐等の同意承諾書（口径変更に限る）	○		○	利害関係者
13 建築確認	建築確認通知（番号）	○			

※管理事務所とは水道管理事務所をいう。

3.1 設計要領

(1) 工事申込者が必要とする水量、水圧が確実に確保される必要口径とし、分岐から止水栓までは20mm以上とすること。

(2) 水質汚染及び破損等のおそれが無いことはもちろん、使用に便利かつ維持管理が容易にできること。

- (3) 水道メーター（以下メーターという。）の設置位置は道路境界線に最も近接した民地部分（1 m前後）で、メーターの点検及び取替作業が容易かつ、メーター等の損傷、凍結等のおそれがない位置とすること。
- (4) 給水方式は直結直圧式、受水槽式または直結・受水槽併用方式とし、その方式は給水高さ、所要水量、使用用途、維持管理面を考慮し決定するものとする。また、受水槽式の場合は受水槽上流部に非常用の直結給水栓1栓を設けることができる。
- (5) 給水方式を選定する際は、給水方式判定用チェックリスト（様式1）を管理事務所に提出し承認を得ること。
- (6) 各種占用許可が確実に受けられること。
- (7) 2階以上の立上がり管口径は20mm以上を基本とする。
- (8) 各階に止水栓または水抜栓等を設置することが望ましい。ただし、さや管ヘッダー工法により配管する場合で、2階の給水装置が少数（2栓程度）であるときはこの限りでない。
- (9) 同一敷地内の引込みは1箇所を原則とする。
- (10) 給水管の埋設深の管上寸法は、宅地内においては60cm以上とし、道路については道路管理者の指示する寸法とする。
- (11) メーター保護のため、不特定要素が多く使用量に大きな変動が多いと推定される場合、又は口径40mm（一般家庭は除く。）以上は定流量弁を設置して最大流量を制限すること。ただし、口径30mm以下であっても必要に応じて同様とする。
- (12) 凍結のおそれがある場所の配管は断熱材で被覆するとともに屋外、屋内を問わず管内の水を容易に排出できる位置に不凍栓、水抜栓等の不凍装置を設置すること。
- (13) 結露のおそれがある給水装置には適切な措置を講じること。
- (14) 水圧、水撃作用による管の離脱、給水器具の破損、故障等のおそれのある箇所は適切な離脱防止、水撃緩和装置を設置すること。

3.3 給水方式の決定

- (1) 直結式とする基準
 - ①配水管の給水能力が十分なとき。
 - ②水圧が同時使用した場合に給水栓で0.1MPa以上及びその他の給水用具の必要となる水圧が確保されるとき。
 - ③給水装置の最上部の高さが配水管布設の地上より8 m以内であるとき。

表-3 器具と水圧

器具名	洗 浄 弁	一 般 水 栓 類	ガス瞬間湯沸器
標準水圧 (MPa)	0.1	0.1	0.1
最低必要水圧 (MPa)	0.07	0.03	0.03~0.05

(2) 受水槽式とする基準

- ①断水時においても給水の持続を必要とする場合。(例：飲食店、医院、病院、スーパー、旅館、理・美容院、工場等)
- ②常時一定の水圧・水量を必要とする場合。
- ③4階以上(給水装置の最上部の高さが配水管布設の地上より8m超)の建物に給水する場合。
- ④一時的に多量の水を必要とする場合。
- ⑤使用時に配水管に大きな影響(水圧、流速等の急激な変化による水撃破損等)を及ぼすおそれのある場合。
- ⑥その他直結式に適しない場合。

(3) 受水槽の施工

受水槽以下の施工については、別に定める「受水タンク以下の装置の施工指導基準」によること。また、受水槽を設ける際は、水道法及び長野県小規模水道維持管理指導要領の規定により、地方事務所等への届出を行うこと。

3.4 計画使用水量の決定

(1) 直結式給水の計画使用水量

計画使用水量は、給水栓の同時使用の割合を十分考慮して実態に合った水量、及び同時使用水量とする。

ア. 一戸建て等における計画使用水量

- ①同時使用する率を考慮した給水栓数を表-4から求め、同時に使用する頻度の高い任意の給水栓を設定、その吐出量を表-5から求めその合計水量、又は給水栓の吐出量を口径により一律の水量として表-6から求める。ただし、これによりがたい場合は実情に合わせ設定する。

表-4 同時使用率を考慮した給水栓数及び対応するメーター標準口径

総水栓数	同時使用率を考慮した栓数	対応するメーター標準口径 (参考)	同時使用率を考慮した設計水量 (参考)
1	1	φ13mm	12 ㍉/分
2~4	2	φ13	24
5~10	3	φ20	36
11~15	4	φ25	48
16~20	5	φ30	60
21~30	6	φ30	72

- (注)1 旅館、工場、学校、駅等の洗面所、水洗便所などにより同時使用率の高いもの、又は吐出量の大きな給水栓等を使用しているものについては、実情に応じて設計すること。
- 2 公共下水道、ミニ下水道等の計画外区域における簡易水洗(洗浄水量1回400cc以下、ロータリ式、寒冷地対策品)は栓数に加えないことができる。
- 3 水理計算上、水量、水圧が確保されれば、メーター口径はその計算上の管口径と同一とすることができる。

表-5 用途別吐出量と対応する給水栓口径

用途別	標準吐出量(ℓ/分)	給水栓口径m/m	備考
台所流し・洗濯流し	12～40(20)	13～20	
洗面器・シャワー	8～15(10)	13	
浴槽	20～40(30)	13～20	
小便器(洗浄水槽)	12～20(15)	13	
小便器(洗浄弁)	15～30(20)	13	1回(4～6秒)の吐出量2～3ℓ
大便器(洗浄水槽)	12～20(15)	13	
大便器(洗浄弁)	70～130(90)	25	1回(8～12秒)の吐出量13.5～16.5ℓ
手洗器	5～10(7)	13	
消火栓(室内用小型)	130～260(200)	40～50	
散水栓	15～40(20)	13～20	
洗浄栓(自動車等)	35～65(50)	20～25	業務用

※ ()内数字は計算上標準吐出量

※ 表はあくまで目安であり、実施にあたっては、水理計算上の管口径とすること。

表-6 給水栓の標準使用量

給水栓口径m/m		φ13	φ20	φ25
標準使用量	(L/min)	17.0	40.0	65.0
	(L/S)	0.28	0.67	1.08

②標準化した同時使用水量によるもの

給水栓数と同時使用水量の関係を標準値から求める

同時(計画)使用水量 = 給水栓の全使用水量 ÷ 総給水栓数 × 使用水量比

表-7 給水栓数と使用比

総給水栓数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	15	20	30
同時使用栓数水量比	1.0	1.4	1.7	2.0	2.2	2.4	2.6	2.8	2.9	3.0	3.5	4.0	5.0

イ. 同時使用率

給水栓の同時使用率は、給水栓の使用目的及び取付戸数を考慮して定めるが、一般的には表-4、表-7を標準とする。なお、一本の給水管から分岐して、2戸以上給水する場合は実情に応じて設計すること。

ウ. 集合住宅等における同時使用水量

①各戸使用水量と給水戸数の同時使用率によるもの

一戸の使用水量は表-5、表-6、から求め、表-8の同時使用戸数率により戸数を求め、同時使用水量を決める。

表-8 同時使用戸数率

戸数	1~3	4~10	11~20	21~30	31~40	41~60	61~80	81~100
同時使用戸数率(%)	100	90	80	70	65	60	55	50

②戸数から同時使用水量を予測するもの

10戸未満 $Q = 42N^{0.33}$

10戸~600戸未満 $Q = 19N^{0.67}$

Q = 同時使用水量

N = 戸数

③居住人数から同時使用水量を予測するもの

1 ~ 30 人 $Q = 26P^{0.36}$

31 ~ 200人 $Q = 13P^{0.56}$

Q = 同時使用水量

P = 人数

エ. 配水管又は、既設給水装置の水圧

水圧計算に使用する配水管又は、既設給水装置の水圧は、計画設計水圧又は夏期の最低水圧のいずれか低い値を用いる。最低水圧が実測できない場合は管理事務所と打ち合わせのうえ決定すること。

(2) 受水槽式給水の計画使用水量

表-9に示す建物種類別の単位給水量から下記により、算出する。

- ①一人一日使用水量×使用人員（又は単位床面積当たり人員×延床面積）
- ②建築物の単位床面積当たりの使用水量×延床面積
- ③その他使用水量実績による算定

表-9 平均使用量(給水量)

建物種類	単位給水量 (1日当たり)	使用時間 h/日	注記	有効面積当たり の人員等	備考
独身寮	400～600リットル/人	10	居住者1人当たり	0.16人/m ²	
一般住宅	200～400リットル/人	10			
集合住宅	200～350リットル/人	15			
官公署・事務所	60～100リットル/人	9	在勤者1人当たり	0.2人/m ²	社員食堂、テント等別途加算
工場	60～100リットル/人	操業+1	在勤者1人当たり	座0.3 立0.1	社員食堂、シャワー等別途加算
総合病院	1500～3500リットル/床	16		30～60リットル/m ²	延べ面積1m ² 当
ホテル全体 ホテル客室部	500～6000リットル/床 350～450リットル/床	12			
保養所	500～800リットル/人	10			
喫茶店	20～35リットル/客	10	店舗には厨房面積 を含む	55～130リットル/m ²	厨房で使用される水量のみト イレ用水は別途加算定性的に は軽食、そば、和食、洋食、 中華の順に多い
飲食店	55～130リットル/客	10		110～530 //	
社員食堂	25～50リットル/食	10		80～140 //	
給食センター	20～30リットル/食	10			
デパート スーパーマーケット	15～30リットル/m ²	10	延べ面積1m ² 当たり		従業員分を含む
劇場	0.2～0.3リットル/人	14		25～40リットル/m ²	//
学校	70～100リットル/人	9	教職員+生徒		プール用水等は別途加算

- (注) 1 不明な点は空気調和衛生工学便覧H7版参照。
 2 単位給水量は設計対象給水量であり、年間1日平均給水量ではない。
 3 備考欄に特記のない限り、空調用水、冷凍機冷却水、実験・研究用水、プロセス用水、プール・サウナ用水等は別途加算すること。
 4 表中の座は座作業、立は立作業である。

3.5 口径の決定

(1) 給水管口径の決定

給水管の口径決定は水理計算によることを原則とし、配水管の最小動水圧時に計画使用水量を確保できる口径でなければならない。

(2) メーター口径の決定

メーター口径の選定に際しては、給水管の口径及び使用する給水装置の実態にあわせて適切な口径としなければならない。

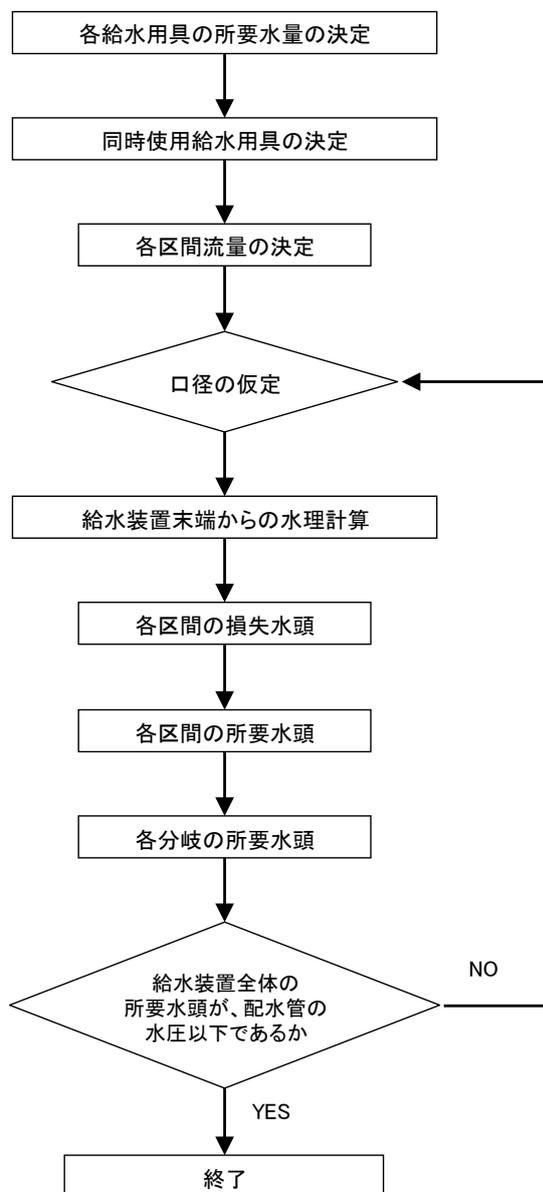


図-1 口径決定のフロー

(2) 給水管の管径均等数

給水装置において、幹線配水管より支分できる分水栓数や支線配水管数を知るには、給水設備の実情に適応した計算によって決定すべきであるが、大管に相当する小管数や支線配水管数を参考として推測する場合は次の計算式及び表-10の管径均等表を用いるのが便利である。

$$N = \left(\frac{D}{d}\right)^{\frac{5}{2}} \quad N = \text{枝管数} \quad D = \text{主管の口径} \quad d = \text{枝管の口径}$$

表-10 管径均等表

枝管又は水栓 (mm) 主管径(mm)	13	20	25	30	40	50	75	100	150
13	1								
20	2	1							
25	3.7	1.8	1						
30	7	3.6	2	1					
40	11	5.3	2.9	1.5	1				
50	20	10	5.5	2.7	1.9	1			
75	54	27	15	7	5	2.7	1		
100	107	53	29	15	10	5.3	2	1	
150	297	147	80	40	28	15	5.5	2.8	1

(注) この表の数字の意味するところは、等長のφ13mm管を20本合成すると、これと等長φ50mm管に相当するというので、φ50mm管よりφ13mmの給水管が20本分岐できるということではない。

(4) 給水管の摩擦損失水頭

給水管の損失水頭は次の方法により算出する。

◎ 口径50mm以下・・・ウエストン公式又は図-2の流量曲線図

◎ 口径75mm以上・・・ヘーゼン・ウィリアム公式

(参考) ウエストン公式

$$h = \left(0.0126 + \frac{0.01739 - 0.1087D}{\sqrt{V}}\right) \cdot \frac{L}{D} \cdot \frac{V^2}{2g}$$

h = 管の摩擦損失水頭 (m)
 L = 管長 (m)
 v = 管内の平均流速 (m/s)
 D = 管の実内径 (m)
 g = 重力の加速度 (9.8m/s²)

$$Q = \frac{\pi D^2}{4} \cdot V$$

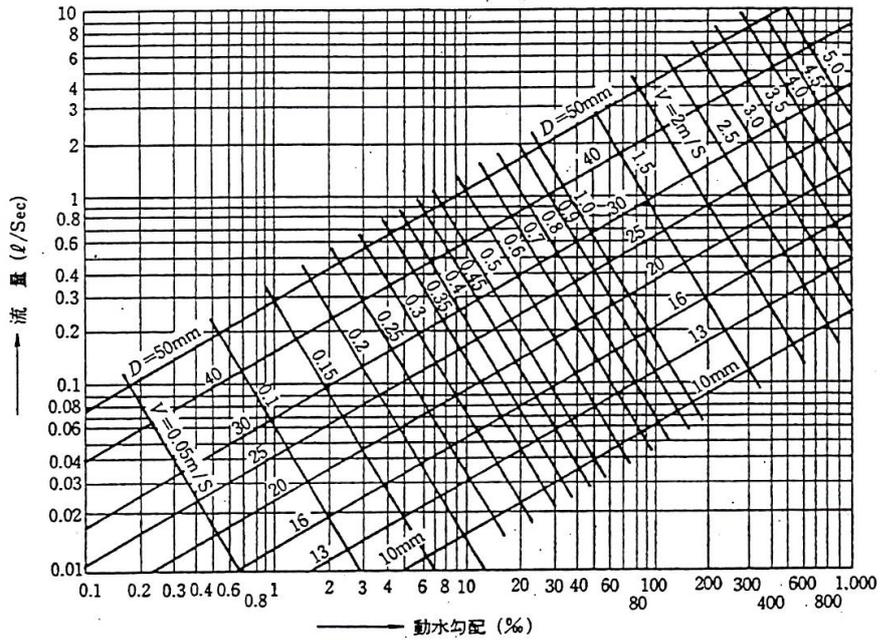
ヘーゼン・ウィリアム公式

$$Q = A \cdot V \quad V = 0.84935 \times C \times R^{0.63} \times I^{0.54} \quad C = 1$$

$$R = \text{径深} = D/4$$

$$I = h/\ell \quad h = \text{損失水頭}$$

流量曲線図



流量に対する損失水頭

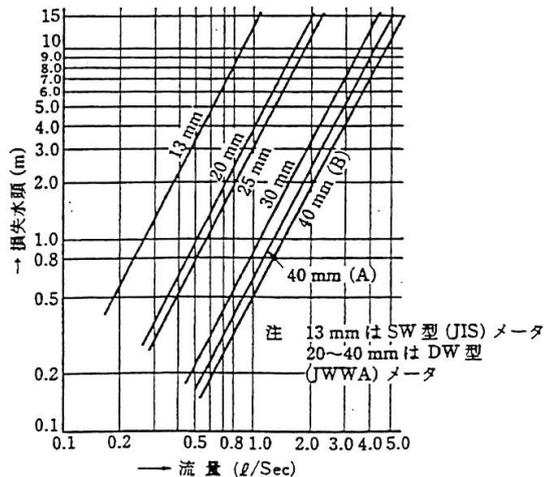
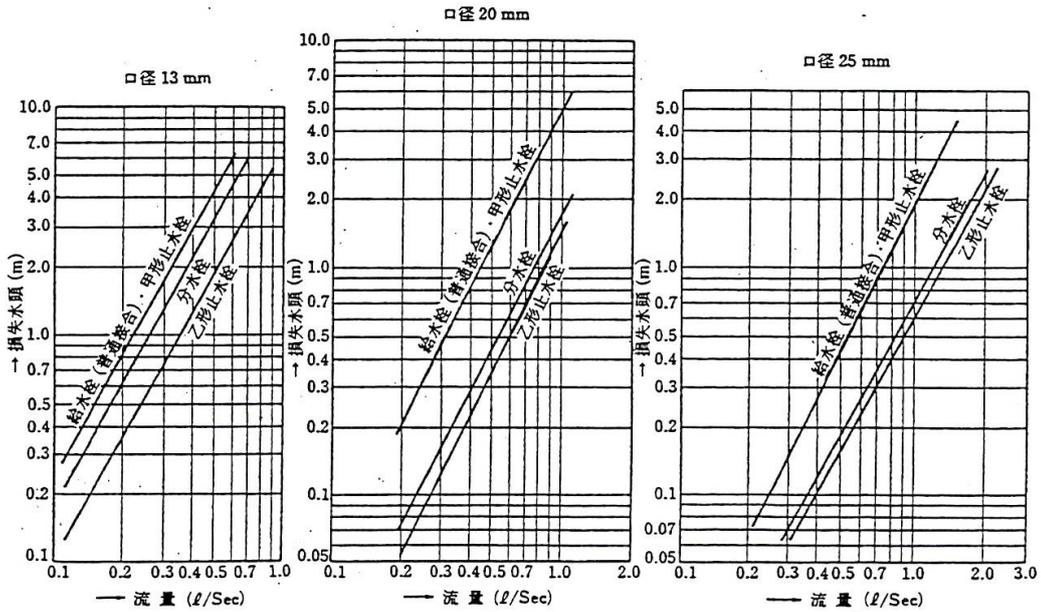


表-11 器具類損失水頭の直管換算長

種別 口径	止水栓		給水栓	サドル 分水栓	メーター		単式逆止弁	異形接合 チズ分岐
	甲	乙			接線流	縦型軸流		
13	2.5~4.3	1.5	3.0	0.8	3.2	・・	1.7~3.4	0.5~1.0
20	4.8~7.4	2.0	8.0	0.8	8.8	・・	2.6~8.1	0.5~1.0
25	7.4~10.0	3.0	8.0	0.8	12.0	・・	4.2~8.0	0.5~1.0
30	15.0~20.0	5.0	・・	1.0	19.2	・・	5.6~9.3	1.0
40	17.0~25.0	6.0	・・	1.0	20.8	15.0	6.8~12.1	1.0
50	20.0~30.0	8.0	・・	1.0	28.0	12.6	7.1~19.2	1.0

- (注) 1 この表は、水栓類、メーター等の器具類及び管接合による損失水頭をこれと同口径の直管何メートル分の損失水頭に相当するか、算定換算したものである。
 2 直管換算長算出流量は、JWWAB108に規定する定格流量。2m/Sを基準としている。
 3 直管換算長算出流量は、東京都実験公式に基づき、算出したものである。

なお、損失水頭の計算に際しては、各器具類の中間値を標準とする。

4 施工

4.1 給水管の分岐

(1) 分岐方法は表-12 給水管の分岐方法による。

表-11 給水管の分岐方法

配水管等被分岐管 口径	分岐給水管 口径	分岐方法
φ50	φ20～φ25	サドル付分水栓(JWWA B-117A) サドル付分水栓(PTC B20, PTC K13)
φ75	φ20～φ40	
φ100～φ125	φ20～φ50	
φ150～φ350以下	φ20～φ50	T字管等
	φ75以上	

※JWWA・・・水道用資機材などの標準化を目的とした日本水道協会規格

PTC・・・JWWA規格を準拠した配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格

(2) 配水管等からの分岐はφ 350 以下からとし、φ 400 以上からの直接分岐は行わないこと。

(3) 配水管等からの誤分岐、給水管等の誤接続は行わないこと

(4) 給水管のサドル付分水栓による取り出し口径は配水管等の2段落ち以下とすること。

(5) 分水栓から第1止水栓までの間、異形管や特別な施設のある箇所から分岐は行わないこと。

(6) 分水栓等の取り付けは配水管取り付け部分の清掃を十分行い、他の給水管の分岐位置から0.3m 以上離すこと。

(7) 給水管の分岐は配水管から直角分岐を基本とする。

(8) サドル付分水栓取り付け後、穿孔前に必ず水圧テスト(1.75MPa・2分間以上)を行うこと。水圧テストは、必ずサドル付分水栓等の止水機構を開いた状態で実施すること。また、新設工事の際には、穿孔後分岐動水圧を5分間程度測定すること。

(9) 穿孔機は確実に取り付けるとともに、穿孔に際しては、ポリエチレンスリーブ等により、配水管の管種、内面塗装等の種類を確認し、内面エポキシ樹脂粉体塗装管の場合には、粉体塗装管対応ドリルを使用すること。

(10) 穿孔部及び切り口は十分な防錆工を行うこととし、鋳鉄管からサドル付分水栓により分岐する場合には防錆密着コアを取り付けること。

(11) 分岐配管完了後、防食フィルムでサドル付分水栓を覆い保護を行うこと。また被分岐管にポリエチレンスリーブが施されている場合は、これを復旧すること。

(12) 給水装置分岐は、立会い依頼書(様式2)により事前に管理事務所の立会いを求めること。

4.2 給水管の埋設深さ及び占用位置

給水管の埋設深さ等は、河川・道路等は設計図書の指示に従うものとし、民地（私道を除く）においては0.6m以上とする。なお、道路部分等に配管する場合は、その占用位置を誤らないようにすること。

4.3 給水管の明示

埋設する給水管（分水栓から量水器までの間に限る）には、標示テープ、ロケーティングワイヤー、埋設標示シート、カラリアンテープ等により管を明示すること。なお、維持管理上特に明示する必要がある場合は、地権者の同意を得て、標示ピン、杭等でその位置を明示すること。

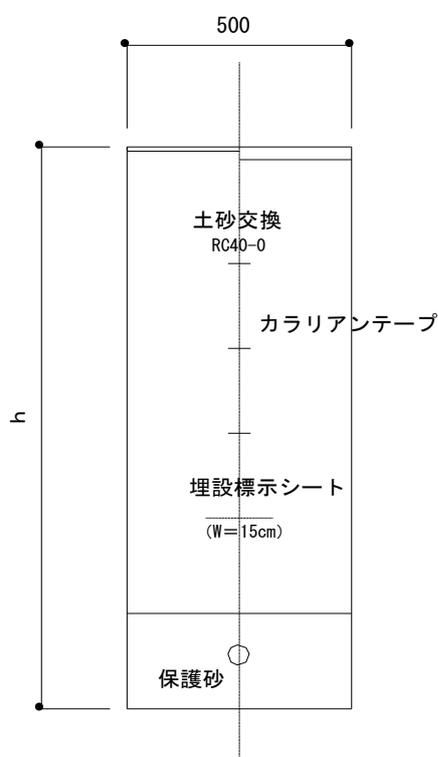


図-3 標準横断面図

4.4 仕切弁及び止水栓の設置

- (1) 配水管等から分岐して最初に設置する仕切弁及び止水栓の位置は、原則として民地部分の道路境界線に最も近くとすること。
- (2) 仕切弁及び止水栓をメーターボックス又は専用のボックスに設置する場合は4. 5. (3) によること。

4.5 メーターの設置

- (1) メーターを設置する場合は、県営水道指定の鋳鉄製又は樹脂製等のメーターボックスにメー

ターを入れること。また、メーター取りはずし時の戻り水による汚染の防止について考慮すること。

- (2) メーターの設置に当たっては、メーターに表示されている流入方向の矢印を確認した上で水平に取り付けること。また、メーターの器種によっては、メーター前後に所定の直管部を確保するなど、計量に支障を生じないようにすること。
- (3) メーターボックス又はメーター室は埋没、雨水等の侵入を防ぐため、又検針作業を容易にするため、通行の妨げにならない程度で、地面より若干（約1cm）高めに設置することを原則とする。
- (4) 鋳鉄製のメーターボックスを使用する際は、ブロック等による基礎を設けること。
- (5) メーターは給水装置工事の検査合格後、設置すること。ただし通水は合格部分だけとし、未検査部分、未合格部分は通水してはならない。
- (6) メーター下流側の逆止弁と給水管の接続にはフレキシブル管を用いることを標準とする。
- (7) 口径13mmのメーターを使用する場合にはメーターアダプターを使用すること。

4.6 工事

- (1) 工事は、関係法令等を遵守し、各工種適した方法で行い、設備等の不備、不完全な施工等による事故や障害を起こさないようにすること。
- (2) 掘削に先立ち事前調査に基づいて、安全かつ確実な施工ができる掘削断面とすること。
- (3) 掘削方法の選定に当たっては、現場状況等を総合的に検討した上で決定すること。
- (4) 掘削は、周辺環境、交通、その他埋設物等に与える影響を十分考慮し、入念に行うこと。
- (5) 道路の埋戻しは、配水管等の周囲を砂で十分に締め固め、以後20cm毎に埋戻し、均等に転圧して締め固めること。ただし各転圧面ごとにカラリアンテープを敷設、管上30cmの位置は埋設標示シートとする。
- (6) 民地の埋戻しは、給水管の周囲を砂等で、以後は良質土でおこなうこと。
- (7) 湧水、流入水等がある場合は埋戻し前に止水工事又は集水孔等を設け、1か所に集水し、ポンプ等で排水を完全に行ってから埋戻すこと。
- (8) 工事の施工によって発生した、礫、アスファルト、コンクリート、残土等は、工事施工者の責任において、すみやかに適正な処理を行うこと。
- (9) 側溝等を横断するときは、さや管方式による伏せ越しを基本とし、構造物から30cm以上の距離を確保すること。

4.7 道路復旧工事

- (1) 舗装道路の本復旧は、道路管理者の占用許可条件に従い、埋戻し完了後速やかに行うこと。
- (2) 速やかに本復旧を行うことが困難なときは、監督員と協議し、道路管理者の承諾を得て後日復旧するものとする。
- (3) 未舗装道路の復旧は、道路管理者の占用許可条件に従い直ちに行うこと。

4.8 現場管理

- (1) 関係法令を遵守するとともに、特に道路等の掘削には、工事標識及び安全柵等の保安施設を設置し、更に必要に応じて保安要員を配置して、常に工事の安全を図り、現場管理を適切に行い事故防止に努めること。
- (2) 施工中は事故防止に万全を期し、万一事故が発生した場合における緊急対策（連絡表等）をたてておくこと。

4.9 配管工事

4.9.1 配管工事一般

- (1) 事故防止及び維持管理（修繕等）のため、他の埋設物等との間隔を 30cm 以上とすること。
- (2) 工事中は、いかなる場合でも衛生に十分注意し、工事の中断時、一日の工事終了時後には管端にプラグ等で栓をし、管内が汚染されないようにすること。
- (3) 給水管の配管は検査印、メーカー名等を上向きとし、原則として直管及び継手で接続を行う。やむを得ず直管の曲げ加工を行う場合は、管材質に応じた適正な加工を行うこと。
- (4) 当該給水装置以外の水管、その他の設備に直接連結してはならない。
- (5) 給水工事の施工に先立ち、現場の見やすい場所に県営水道給水装置工事確認票（様式 4）を設置し、しゅん工検査合格後撤去しなければならない。
- (6) 配管工事に当たっては、分岐動水圧を 5 分間程度測定すること。また、測定した動水圧をしゅん工図に記入すること。

4.9.2 標準配管（分岐～止水栓（一部給水栓まで））

① 分水栓分岐（被分岐管φ50～350）

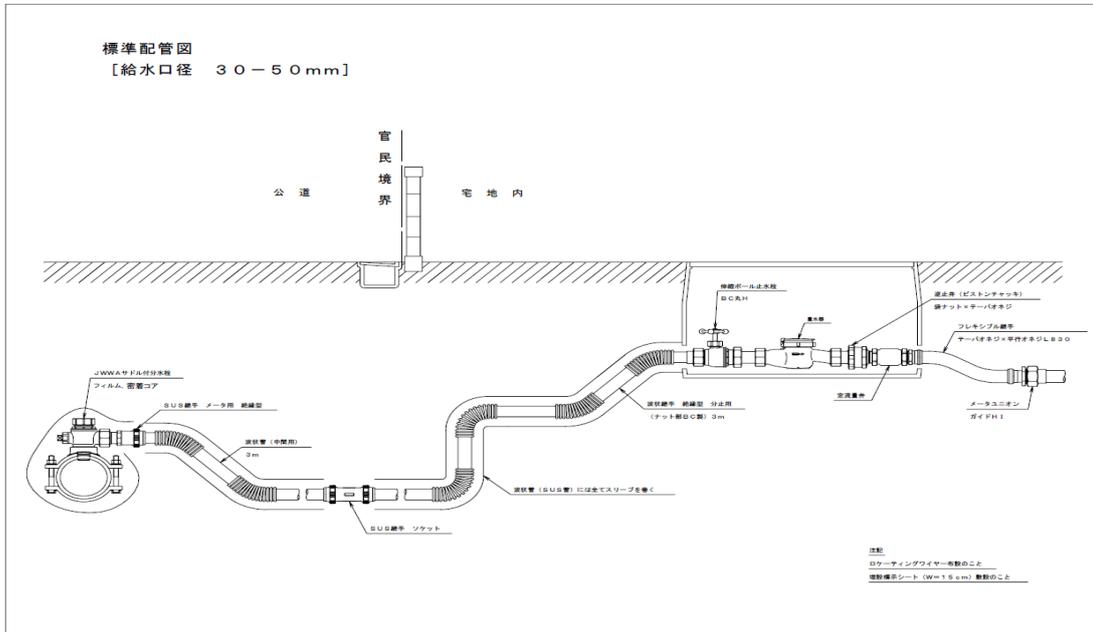


図-4 標準配管図

② T字管分岐

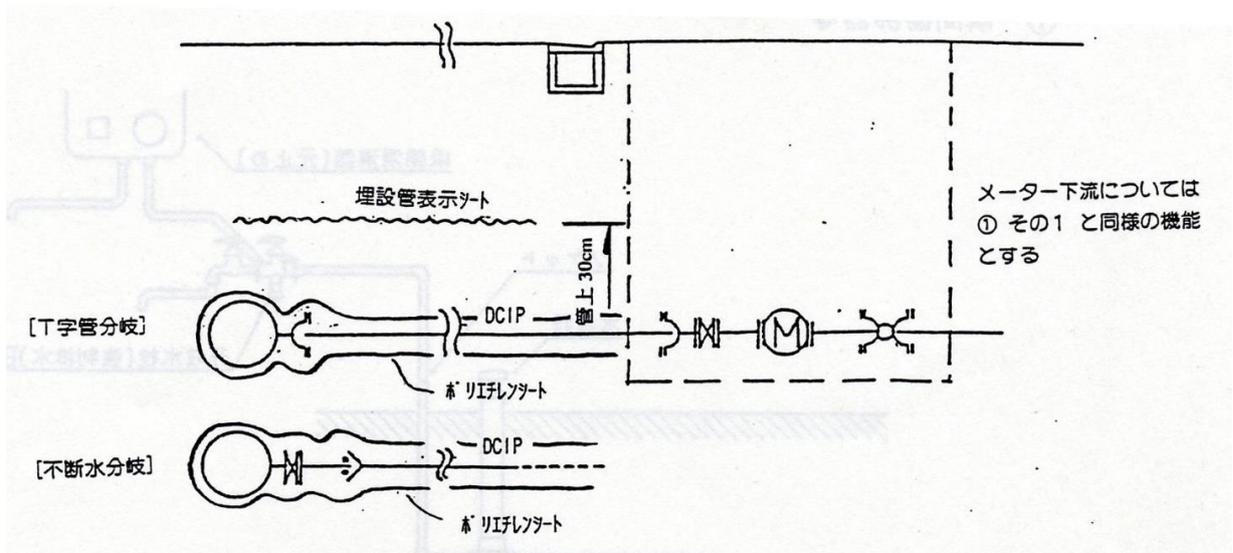


図-5 T字管分岐標準図

③親止水タイプ

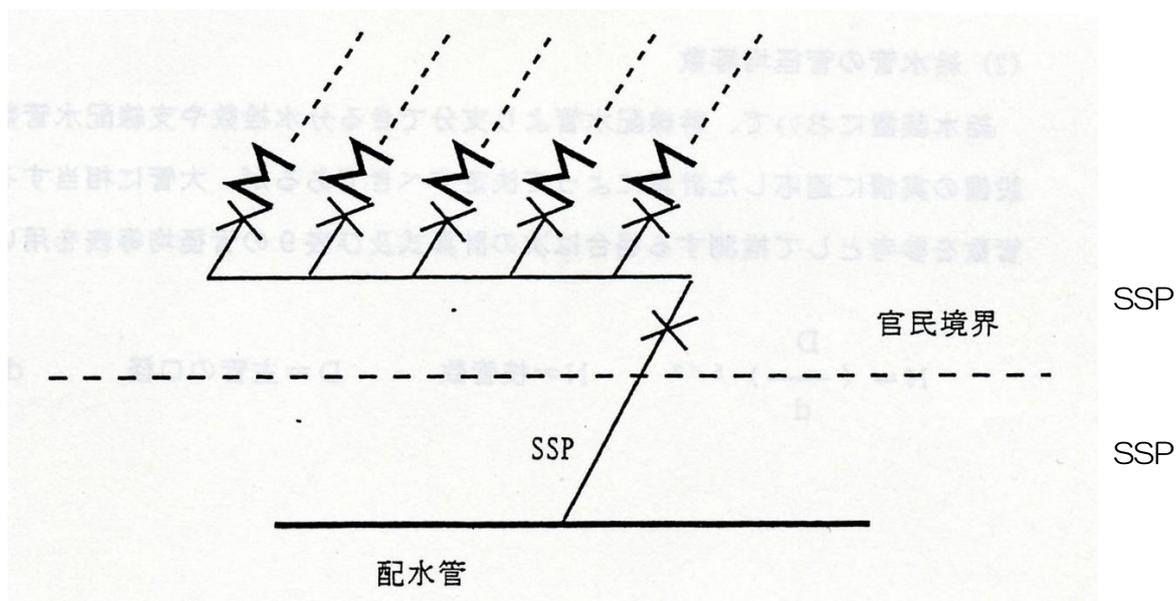


図-6 親止水分岐標準図

4.9.3 宅地内の配管

- (1) 宅地内の配管は、建築物の外部にできるだけ直線配管とする。
- (2) やむを得ず床下配管とするときは、できるだけ地中埋設とし、床下に出入りできる点検口を設け、表示すること。
- (3) 便所、下水、汚水タンク等及びボイラー、煙道等の高温となる場所は避けること。空気溜りを生じるおそれのある箇所については空気弁等の排気設備を設けること。
- (4) 凍結防止、結露防止は確実にを行うこと。
- (5) 大便器にフラッシュバルブを取り付ける場合の口径は 25mm 以上とすること。

4.9.4 さや管ヘッダー工法

- (1) 架橋ポリエチレン管、ポリブテン管を使用する場合は、さや管ヘッダー工法を基本とする。さや管には、ヘッダー工法専用のものを使用し、給水系、給湯系を色分けして区分すること。
- (2) さや管の末端はキャップ、テープ等で異物が入らないように確実に保護すること。
- (3) さや管はできるだけ最短距離をとり、できる限り曲げ角度は小さく、曲げ箇所数も少なくする。なお、曲げ角度の最大は 90° とする。
- (4) さや管の固定間隔は、直線部で 1~2m 毎、曲がり部はその始点、頂点、終点を固定する。
- (5) ヘッダーの設置位置は維持管理に便利な場所とし、必ず点検口を設けること。

4.9.5 鋼管の施工

- (1) 管の切断は、自動のこ盤（帯のこ盤、弦のこ盤）、ねじ切り機に搭載された自動丸のこ機等を使用し、管軸に対して鋭利な刃で直角に切断すること。管に悪影響（熱による剥離、溶け・外圧による変形等）を及ぼすパイプカッターやチップソーカッター、ガス切断、高速砥石等は使用しないこと。
- (2) ねじ接合については次によること。
 - ア. ねじの規格はJIS B 0203に規定する管用テーパねじとし、ねじ込み山数は7以上とすること。
 - イ. ねじ切りに使用する切削油は、水道用の水溶性の切削油とすること。
 - ウ. 切断、ねじ切り等により、管材に生じた、かえり、まくれはやすり等で取り除くこと。塩化ビニールライニング鋼管はスレーパー等で塩化ビニール肉厚の1/2 ～2/3 程度の面取りをすること。
 - エ. 管内面及びねじ部に付着した切削油、切削粉等は、布などできれいに拭き取ること。
 - オ. 接合に際しては、防食シール剤をねじ部及び管端面に塗布する等管切断面、接続部の防食処理を行うこと。
 - カ. 外面被覆鋼管及び同継手は被覆層を傷つけないように被覆鋼管用の工具を使用し、接合を行う。万一、被覆層を損傷した場合は、必ず防食テープ巻き等の防食処理を行うこと。
 - キ. 液状シール剤を使用する場合は硬化しないうちに接合し、液状シール剤硬化後のねじ戻しは行ってはならない。

4.9.6 ビニール管の施工

(1) 管の切断は、目の細かい鋸又は塩ビカッターを使用し、管軸に直角に行い、切口は平ヤスリで平らに仕上げ、切りくず、かえり、水分、油汚れ等は取り除き、内外面の糸面取りを行うこと。

(2) ビニール管の接合は、TS継手、ゴム輪形継手、メカニカル継手とする。

ア. TS継手による接合

- ①接着剤は継手部のオス口、メス口に均一に薄く塗布すること。接着剤の規格は、JWWA S 101に規定する水道用硬質塩化ビニール管の接着剤、耐熱性硬質ビニール管用の接着剤とする。
- ②接着剤塗布後、直ちに接合を行い、管の戻りを防ぐため、口径50mm以下は30秒以上、口径75mm以上は60秒以上そのまま保持すること。この間は接合部に引っ張り、曲げ等の力を加えてはならない。
- ③はみ出した接着剤は、直ちに拭き取ること。

イ. ゴム輪形継手による接合

- ①ゴム輪、ゴム輪溝、管差し口の清掃を行い、ゴム輪は所定の位置に正確に装着すること。
- ②接合には専用の滑剤（以下滑剤と言う）を塗布し、管軸をあわせ、一気に所定の表示線まで差し込むこと。
- ③接合後、ゴム輪のねじれ、離脱等不良接合がないかチェックゲージを用いて全円周を確認すること。
- ④曲管部は水圧により離脱するおそれがあるので、離脱防止金具及びコンクリートブロック等で防護すること。

ウ. メカニカル継手による接合

- ①管種に合った継手を選定し、ゴム輪、押輪等を正確にセットする。
- ②継手は、適切な差し込み深さを確保し、所定のトルクで平均に締め付け、締め戻しは行わないこと。

(3) 曲げ配管

曲げ角度は6度未満としそれ以外は角度に合わせ、曲管（TS継手においてはエルボ等）を使用すること。

4.9.7 ポリエチレン管の施工

(1) 管の切断は金属鋸、カッター等で管軸に直角に切断し、切り口の内面の面取りを行うこと。

(2) 管の接合については次によること。

ア. テーパージョイントによる接合

管にナット、リングを通し、管先端にコアをプラスチックハンマー等で完全に打ち込み、管を継手本体奥まで差し込み、リングを押し込みながら袋ナットを十分に締め付けること。

イ. ワンタッチ式継手による接合

- ①ソケット部受口のOリング、ウェッジリングの有無、傷、ねじれ等が無いことを確認する。
再使用する場合はOリング、ウェッジリングを取り替えること。
- ②ソケット部の規定の受口長さを、管にマーキングし、差込み後確認すること。
- ③接合後、受口のすき間に砂等が入らないようにビニールテープを巻くこと。

(3) 曲げ配管

屈曲部は、管外径の20倍以上の半径で曲げるものとし、それ未満で曲げる時は角度に合わせてエルボを使用すること。

表-13 ポリエチレン管 1種屈曲最小半径(参考)

口径	13	20	25	30	40	50
半径	43cm	54cm	68cm	84cm	96cm	120cm

4.9.6 ダクタイル鋳鉄管の施工

- (1) 管の切断は管に悪影響を与えない切断機で行い、開先は所定の丸み（角度は管軸と 30 度程度）に仕上げ、防食工を行うこと。
- (2) 管の接合については次によること。
 - ①継手部、ゴム輪、継輪等は清掃し、管及びゴム輪に滑剤を塗布し、挿口を受口に確実に合わせ、ホーク、ジャッキ等で挿入すること。
 - ②ボルトは平均に締め付け、片締めがないようにすること。その締め付けトルクは、表-14のとおりとする。

表-14 締め付けトルク

T頭ボルト	トルクN・m	管口径	トルクレンチの目安
M20	100	φ100～φ300	柄の長さが25cm以上あれば大体初期の締め付けができる。
M16	60	φ75	

- ③押輪は全て県営水道認定品を使用すること。

4.9.9 ステンレス管の施工

- (1) 管の切断は、パイプ万力、パイプグリッパ等で確実に固定してからロータリーチューブカッター等で管軸に直角に行い、内外のバリ取り、清掃を行うこと。
- (2) 管の接合は伸縮可撓継手とすること。
- (3) 曲げ配管
 - ア. 直管

- ①管の曲げ加工はベンダーにより、管軸上において口径の4倍以上の半径で行い、曲げ最大角度は90度とし、曲げ部にしわ、ねじれ等の変形があってはならない。
- ②曲がりの終始点より10cm以上の直管部を確保すること。
- ③曲げ加工部の楕円率は下記の計算式で算出した数値が5%以下でなければならない。

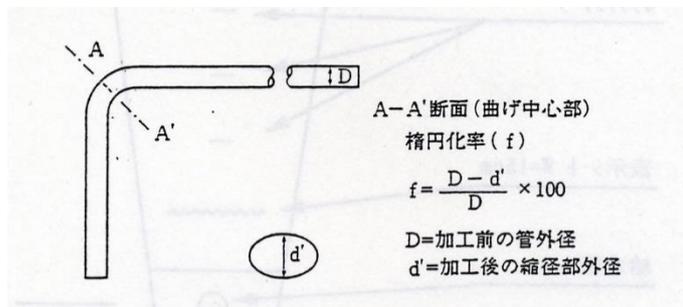


図-7 曲加工

イ. 波状管

- ①仮曲げは地上で行い、波状部は90度以下の滑らかで各山が均等な曲がりとする。
- ②微調整は掘削穴にて行い、過度な繰返し曲げは行わないこと。

(4) 波状管配管

- ア. 分水栓への接合は絶縁タイプの伸縮継手を用いること。
- イ. 止水栓への接合は清掃後パッキンを入れ、付属の袋ナットで行うこと。
- ウ. 分水後、最初の波状部で立上がるか、立下りの曲がり部を設けることを原則とする。
- エ. 分水栓接続後、サドル付分水栓の破損の原因となるので極端な曲げ調整は行わないこと。
- オ. 器具付近では、波状部が器具に近くなるようにすること。

(5) 防食

- ア. コンクリート構造物への配管等、腐食のおそれがある時は防食工を行うこと。
- イ. 鋼管との接続は絶縁継手を使用すること。

4.10 断水

- (1) 工事の施工に伴い断水が必要なときは事前に仕切弁、消火栓、空気弁、排水路等の位置と機能を確認し、断水区域を設定するとともに、断水方法、断水日時、時間等を監督員と協議すること。
- (2) 既設管が不明確な場合は断水前に試掘し、管種、口径を確認するとともに切管以前に必ず施工寸法を測り、異形管、継手等の再確認をすること。
- (3) 断水については事前に、大口使用者、病院、学校及び受水槽による使用者等と打ち合わせをし、調整すること。また、断水の周知はチラシ配布、車による広報等で1週間前に行うことを原則とする。

4.11 充水（通水）

- (1) 充水（通水）は管内空気の排気を考慮して、できるだけ低い方から行い、合わせて濁水も排水すること。
- (2) 管内の空気と濁水が完全に排出した後、残留塩素が 0.1mg/L 以上あることを確認すること。

4.12 配管台帳の修正

新設工事においてはメーター蔵出し時、改造工事においては、しゅん工検査申請時に配管台帳(1/500)を正確に修正すること。

4.13 給水装置の撤去

不要となった給水装置は、水質汚染防止、事故防止、漏水防止のため、本管分岐部から全て撤去しなければならない。

撤去の際は、必ず分岐部分を下記により完全に閉止した後に実施すること。

- (1) サドル付分水栓の場合はサドル付分水栓のコックを閉め、給水管を撤去しキャップ止めとする。
- (2) T字管の場合には、栓又はフランジ栓止めとする。

4.14 水の安全対策

供給水の水質確保、又給水装置の破損防止等のために次の各号に配慮しなければならない。

(1) 水の汚染防止

- ①行き止まり配管等水が停滞する構造としないこと。
- ②構造上、やむをえず停滞水が生じる場合には、末端に排水機構を設置すること。
- ③シアン、六価クロムその他水を汚染するおそれのある物を貯留し、又は取り扱う施設に近接して設置しないこと。
- ④鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所に設置されている給水装置は、当該油類が浸透するおそれのない材質のもの又はさや管等により適切な防護のための措置を講じること。

(2) 破壊防止

水栓その他水撃作用を生じるおそれのある給水用具は、水撃限界性能を有するものを用いるか、その上流側に近接して水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置を講じること。

(3) 侵食防止（スリーブ、電気防食）

- ①分水栓は、防食フィルムで被覆するとともに、分水栓から止水栓までのステンレス管は、スリ

ープで被覆すること。（標準配管図参照）

- ②酸又はアルカリによって侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質のもの又は防食材で被覆すること等により適切な侵食の防止のための措置を講じること。
- ③漏えい電流により侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、非金属製の材質のもの又は絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置を講じること。
- ④撤去工事により、分水栓止めとする場合においては、分水栓を防食フィルムで被覆（復旧）すること。

（４）逆流防止（吐水口空間、逆止弁等）

水が逆流するおそれのある場所においては、逆流防止性能または負圧破壊機能を有する給水用具を水の逆流を防止することができる適切な位置に設置すること。

（５）凍結防止

屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれのある場所にあっては、耐寒性能を有する給水装置を設置するか、断熱材で被覆すること等により適切な凍結の防止のための措置を講じること。

（６）クロスコネクション

安全な水の確保のため、給水装置と給水装置以外の水管、その他の設備とを直接連結することは絶対に行わないこと。

用途の異なる管が給水管と近接配管され、外見上判別しがたい場合には管の外面にその用途が識別できるよう表示すること。

給水装置と接続されやすい配管には次のようなものがある。

- ・井戸水、工業用水の配管
- ・受水槽以下の配管
- ・プール、浴場等の循環用の配管
- ・水道水以外の給湯配管

5 検査

5.1 自主検査

配管工事後、給水装置工事主任技術者は次の各号により自主検査を行うこと。その結果について自主検査報告書（様式3）により管理事務所に報告すること。

- (1) 水圧テストによる漏水の有無（写真撮影、記録紙による記録）
- (2) 設計図に基づき次の事項を確認すること
 - ア. メーター設置の位置及び状況（メーター番号を設計書に記入）
 - イ. 逆流防止装置、不凍装置等の設置、取り付け状況
 - ウ. 管延長、埋設深、布設・接合、防食・防護等の状況
 - エ. クロスコネクション及びポンプ等への直結がないこと
 - オ. 配管々内排水状況、水質（残塩、色、臭気、味、濁り）
 - カ. 給水管、給水用具が基準適合品であること

5.2 中間検査

工事申込み後において、次の各号のいずれかに該当するときは、変更後の設計図書を提出し、管理者の承認を得なければならない。

- (1) 給水栓の数の変更
- (2) 配水管からの分岐箇所の変更
- (3) 給水管口径の変更
- (4) メーターの口径、個数又は設置位置の変更
- (5) その他、申込内容に大幅な変更のある場合

5.3 しゅん工検査

(1) しゅん工検査

給水装置工事完成後、給水装置工事主任技術者立会のもと、自主検査報告書を参考に速やかに、しゅん工検査（書類検査及び現地検査）を受けなければならない。

しゅん工検査を受ける場合は、表-15に示す書類を整備し、しゅん工検査申請を行うこと。

なお、中間検査を受けた場合で、メーター取付け後6か月以内にしゅん工検査が受けられない場合は、事前にその理由を書面にて設計承認を受けた当該管理事務所に提出し、承認を受けなければならない。

表-15 しゅん工検査申請に 必要な書類

番号	書類名	備考	部数
1	しゅん工検査申請書	様式5	1
2	住宅地図	各物件毎	1
3	給水工事台帳	変更図（当初申請図と赤黒対比）	1
		完成図	1
4	自主検査報告書		1
5	工事写真		1

(2) しゅん工検査時の注意事項

①書類検査

ア. 位置図

道路、主要な建物等を記載し、工事箇所が明確に記入してあること。

イ. 平面図・立体図

方位、建物の位置・構造がわかりやすく、また付近の道路状況、隣接家屋の境界が記入されていること。

平面図と立体図が整合し、隠ぺいされた配管部分が明記されていること。

各部の材料名、口径及び延長が記入されていること。

分岐部のオフセットが記入されていること。

ウ. 配管台帳（1/500）修正済の確認

②現地検査

現地検査は表-16に示す項目について検査を行う。

表-16 現地検査項目一覧表

検査種別及び項目	検査内容	確認方法
分岐部のオフセット	・ 正確に測定されているか	現地実測
メーター（止水栓）等の位置及び状況	・ メーター（止水栓）等の逆付け、片寄りがなく水平に取り付けられていること	目視
メーターボックス等	・ 設置基準に適合し傾きがないこと	目視
埋設深さ	・ 所定の深さが確保されていること	工事写真
配管、給水用具等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管の布設位置、口径、延長、給水用具の位置がしゅん工図と整合すること ・ 水の汚染、破壊、侵食、凍結等を防止する措置がなされていること ・ 逆流防止用給水用具の設置、吐水口空間の確保等がなされていること ・ クロスコネクションがなされていないこと ・ 適切な接合が行われていること ・ 使用材料の基準適合品の確認 ・ 受水槽においては吐水口と越流面等との位置確認（現地確認） ・ 水道水のメーター経由の確認 ・ 各給水用具吐水量、動作状態等の確認 	<p>工事写真</p> <p>目視</p>
水圧テスト	<ul style="list-style-type: none"> ・ テストポンプにより1.75MPaに加圧し、2分間保持させ、水圧低下のないこと <p>分岐……監督員と主任技術者が立会いで行う</p> <p>水道メーター下流……水圧記録用紙の提出</p>	<p>水圧記録紙</p> <p>目視</p>
道路復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計書、占用（掘削）許可条件による復旧状況 <p>（埋戻し・転圧・舗装等）</p>	<p>目視</p> <p>工事写真等</p>

5.4 工事の手直し

- (1) 検査の結果手直しが生じた場合は、概ね2週間以内に該当箇所の手直しを実施すること。
- (2) 手直し工事完了後改めて当該箇所の検査を行うものとする。

6 引き渡し

完成した給水装置の申込者への引き渡しは給水装置工事業者が次の各号により行うこと。

- (1) 給水装置工事の完成図を引き渡すと共に、給水装置の使用方法、漏水の発見方法、同修繕工事等の申込先等の説明をすること。
- (2) メーターボックスの上への駐車、物を置く等の検針に支障となることは行わないように依頼すること。
- (3) その他維持管理に必要なことは説明、指導すること。
- (4) 給水装置の管理区分について、説明をおこなうこと。
- (5) 施工者名及び連絡先を明示したシールを、見やすい位置に貼付することが望ましい。

7 工事の手続き

7.1 工事の申し込み

給水装置工事の申込をしようとする工事事業者は、給水装置新設（改造、修繕、撤去）申込書（様式第1号）および必要書類を水道管理事務所に提出し、審査を受けなければならない。

ただし、修繕に係わる申し込みにあつては、管理者が認めた場合には口頭によることができる。

給水装置工事の申し込みの際に必要な書類は下記を基本とし、その他、管理事務所が指定する書類を提出すること。

表-17 申込に必要な図書

No	図書名	部数	備考
1	給水装置新設（改造・修繕・撤去）申込書	1	県営水道条例施行規程 第2条 様式第1号
2	代理人選定届（給水申込者が当該市町に居住していない場合）	1	県営水道条例施行規程 第4条 様式第2号
3	給水方式判定用チェックリスト（様式1）	1	県営水道条例施行規程 第5条 様式第3号
4	給水工事台帳	1	
5	給水装置損失水頭計算書	1	
6	掘削許可・占用許可申請書		部数については管理事務所の指示による
7	給水装置分岐工事立会依頼書（様式2）	1	
8	自主検査報告書（様式3）	1	
9	給水装置しゅん工検査申請書	1	
10	県営水道給水申込書	1	県営水道条例施行規程 第5条 様式第3号
11	水道メーター受領書	1	県営水道指定給水装置工事事業者の指定及び給水装置工事の施行に関する要綱 様式第7号
12	県負担費用請求書	1	県営水道指定給水装置工事事業者の指定及び給水装置工事の施行に関する要綱 様式第8号

7.2 受水槽方式からの切替

受水槽方式の給水設備を直結給水に切替える工事は、給水装置の変更（改造）工事として扱うものとする。

この手続きについては、別途定める「受水槽式給水設備の給水装置への切替えに関する留意事項」に基づき実施すること。

巻末資料

標準図・承認材料・様式等

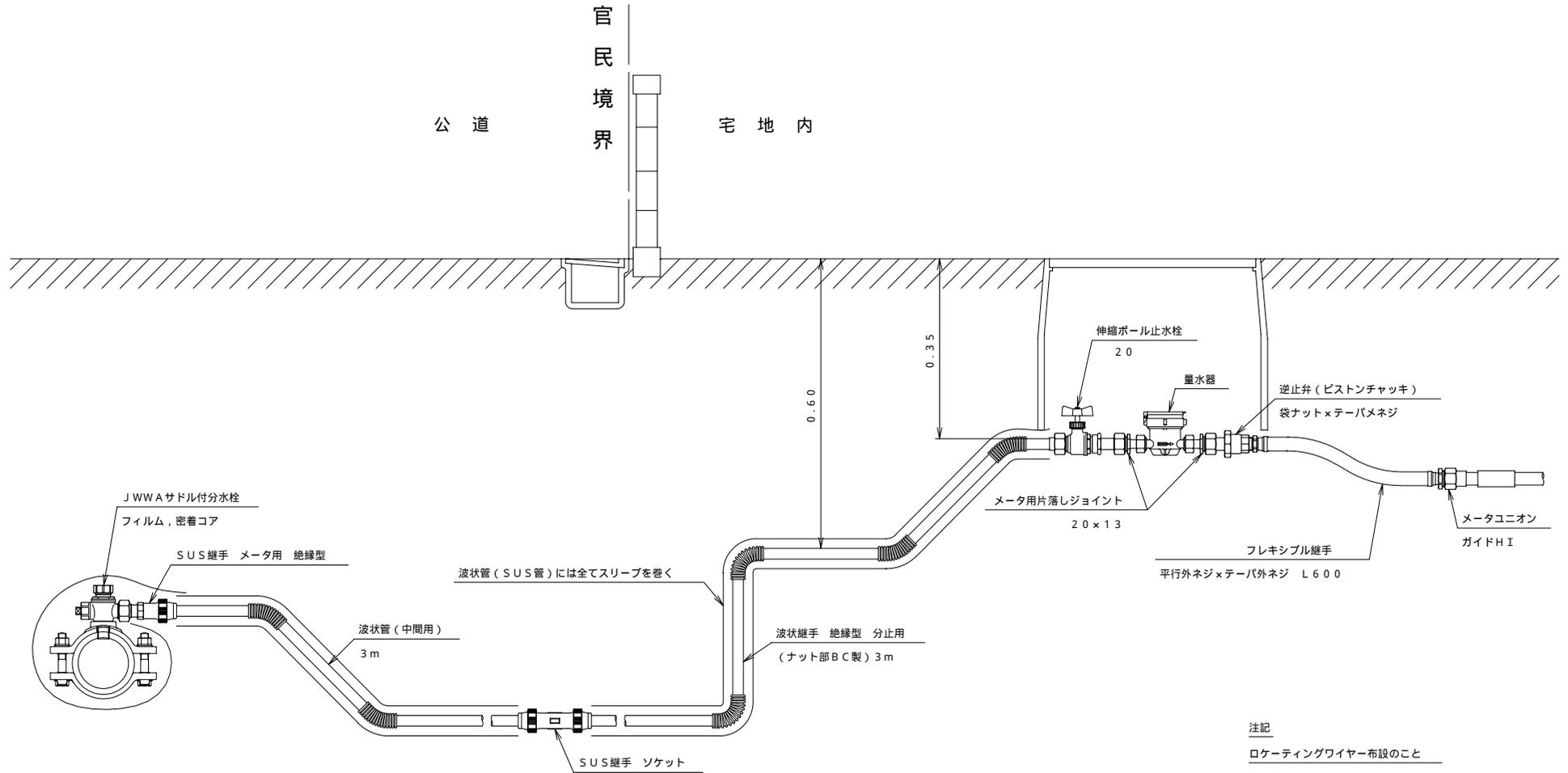
給水装置標準配管図
長野県企業局承認材料一覧表
届出様式

関係法令等

県営水道条例
県営水道条例施行規程
長野県小規模水道維持管理指導要綱
県営水道指定給水装置工事事業者の指定及び給水装置工事の施行に関する要綱
県営水道指定給水装置工事事業者処分事務処理要領
受水タンク以下の装置の施工指導基準
共同住宅における各戸検針・各戸徴収等に関する事務取扱要領
給水装置の構造及び材質の基準に関する省令
受水槽式給水設備の給水装置への切替えに関する留意事項
水道直結式スプリンクラー設置基準
給水装置新設工事の取扱いについて

標準配管図

[給水口径 13 mm]



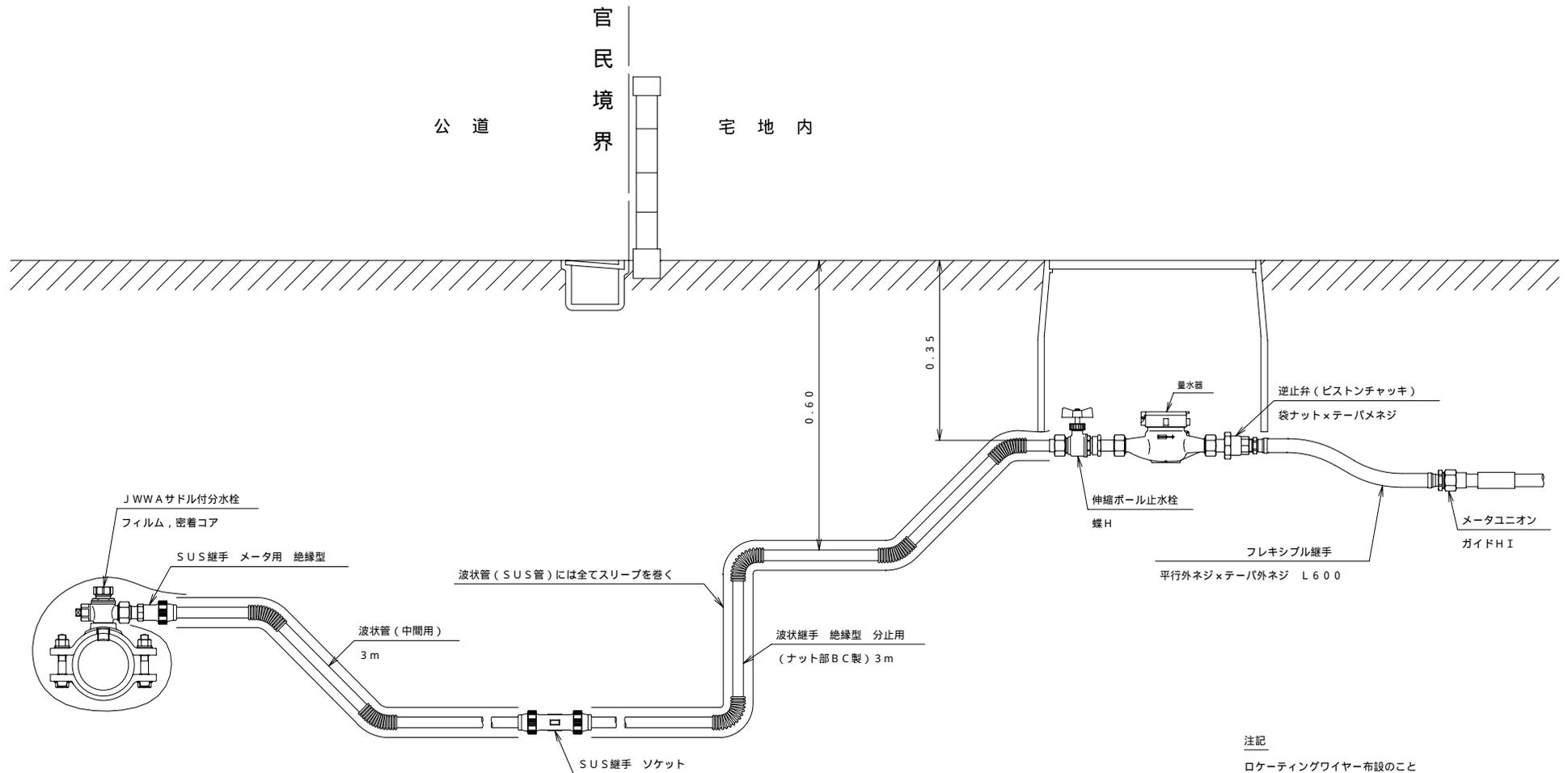
注記

ローケーティングワイヤー布設のこと

埋設標示シート (W = 15 cm) 敷設のこと

標準配管図

[給水口径 20・25 mm]



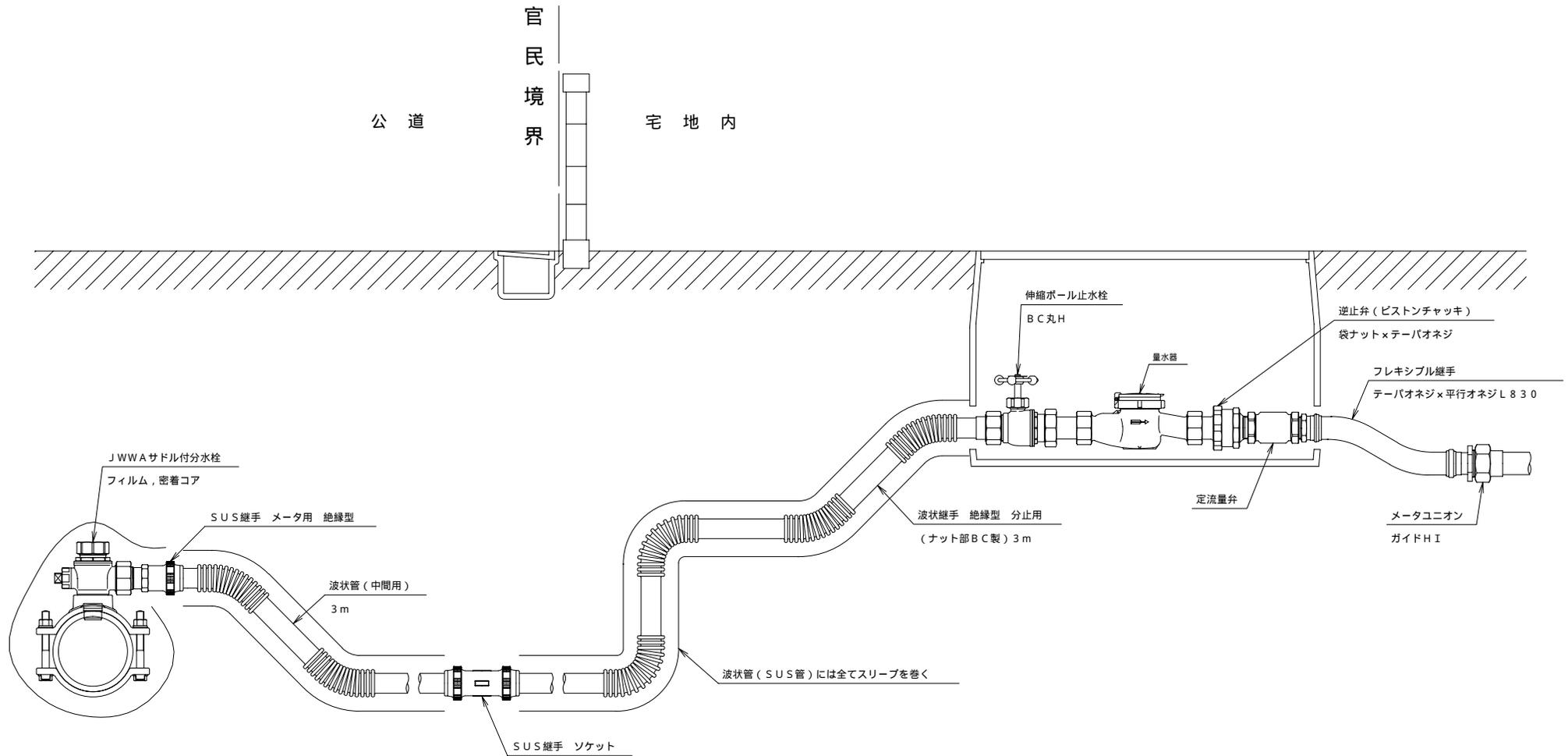
注記

ロケーティングワイヤー布設のこと

埋設標示シート (W=15cm) 敷設のこと

標準配管図

[給水口径 30 - 50 mm]



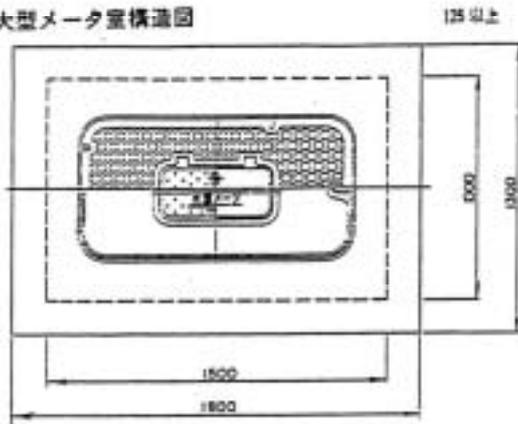
注記

ロケーティングワイヤー布設のこと

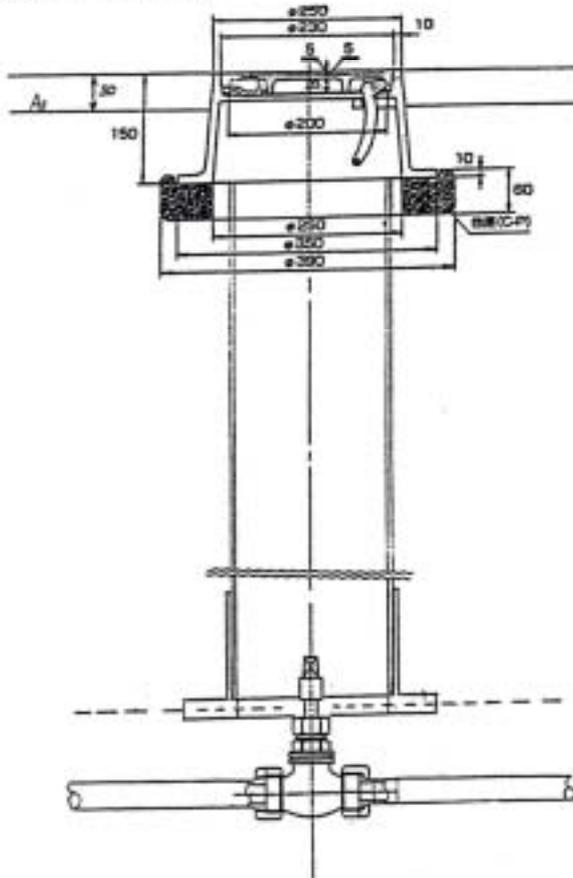
埋設標示シート (W = 15 cm) 敷設のこと

参考図

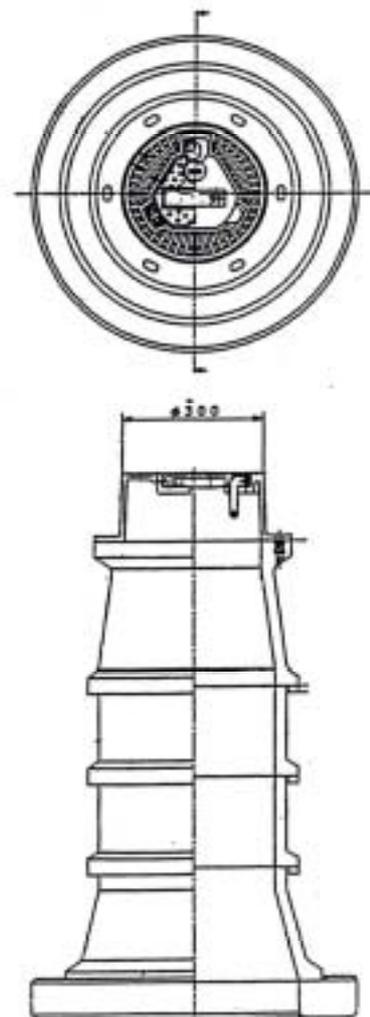
大型メータ室構造図



止水栓ボックス構造図



中間弁室構造図



長野県営水道給水装置承認資材一覧表

(別紙-1)
令和6年4月1日適用

分類	品名	適用	口径等	規格	承認会社	備考	
栓類	サドル分水栓	鑄鉄管用	φ75~350 × φ20~50	JWWA B 117 A			
		ビニール管用	φ50 × φ20				
		水道配水用ポリエチレン管用	φ50~150 × φ20~25	PTC B20 / PTC K13			
	ボール止水栓	伸縮タイプ 蝶ハンドル	φ20~φ25	JWWA B 108-GE			
		伸縮タイプ 丸ハンドル	φ30~φ50	JWWA B 108-GE			
		親止水 角ハンドル		JWWA B 108-G			
	ボール止水栓開閉防止型			φ20 / φ25	企業局承認材料	前澤給装工業(株)	開閉防止2型
						(株) タブチ	盗水防止TH型
						(株) 日邦バルブ	NT-M-NS
弁類	定流量弁		φ15~25	企業局承認材料	日本フローセル(株)	HCT-WA	
			φ40~200		日本フローセル(株)	HYG-WA	
			φ32~50		(株) キッツ	TGHN TGHSN	
			φ65~100		(株) キッツ	TFN	
	逆流防止弁	単式 JWWA B129		φ13~25	企業局承認材料	前澤給装工業(株)	FK-MRC (φ13~25)
				φ30~50		前澤給装工業(株)	NK-MR (φ30~50) / NK-F×R (φ50)
				φ13~25		(株) タブチ	LSMGV 単式
				φ30~50		(株) タブチ	LSMGM 単式
				φ13~50		(株) 日邦バルブ	PCV-S-C
止水栓ボックス	止水栓表函			企業局承認材料	長島鑄物(株)	NBB-1CT-5205AW-EP	
					(株) トミス	TVS4-52HK	
					日之出水道機器(株)	VOS-21G-15LA(F1)Sツキ	
					(株) ダイモン	SE8M-7C	
					クロダイト工業(株)	C-401530	
	止水栓表函支持底盤				企業局承認材料	長島鑄物(株)	C-P
						(株) トミス	THP-8
						日之出水道機器(株)	NHVO-25-30S(KYK)
						(株) ダイモン	DBP2-14-25
						クロダイト工業(株)	再生プラスチック (外径500)

長野県営水道給水装置承認資材一覧表

(別紙-1)
令和6年4月1日適用

分類	品名	適用	口径等	規格	承認会社	備考		
メーターボックス	樹脂製メーターボックス		メーター口径13・20	企業局承認材料	前澤給装工業(株)	長野県企業局仕様	複式メーターボックス(まとめたφ20用)	
					前澤化成工業(株)	MB-20SFN / MB-400B×250N	調整枠 MBS-20S / -400×100 / -400×150	
					日之出水道機器(株)	NCP・20N-B2		
			アロン化成㈱		MX-20BLR/VW LB(φ13・20共通)			
			前澤化成工業(株)		MB-30SFN	調整枠 MBS-30S		
			日之出水道機器(株)		NCP・25N-B2			
			前澤化成工業(株)		MB-30SFN	調整枠 MBS-30S		
			日之出水道機器(株)		NCP・30N-A2			
			前澤化成工業(株)		MB-40SFN	調整枠 MBS-40S×50H / -40S×100H		
	日之出水道機器(株)	HJ-40N-A3B1						
	铸铁製メーターボックス	φ13・20 铸铁製(1)			企業局承認材料	(株)ダイモン	RNGN(φ13・20)	
						(株)マルニシ	MD-500(φ13・20)	
						(株)ダイモン	RNGN25	
						(株)マルニシ	MII590	
						日之出水道機器(株)	MR-2L-10L(F1W1)歩道用	下柵 MR-2-400AM / -300DM
						日之出水道機器(株)	MR-4L-10L(F1W1)歩道用	下柵 MR-4-400AM / -300DM
						(株)タブチ	FUAC2-35H1-BE20-02	
	その他	ゴムパッキン					材質はJWWA K156の規格	
	管類	水道用ダクタイル铸铁管	K形	φ75~150	JWWA G113			
水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管			φ13~40	JWWA K118				
水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管		RR	φ50	JWWA K129				
水道用ステンレス鋼管			φ20~50	JWWA G 115-B				
水道用ステンレス波状管		P-P型	φ20~50	JWWA G 119-B※		※JWWA G 119の性能を満たす製品		
水道用ステンレス分止用波状管		絶縁型(IN-P型)	φ20~50	企業局承認材料	前澤給装工業(株)			
				(株)タブチ				
				(株)日邦バルブ				
				(株)テクノフレックス				
				(株)昭和螺旋管製作所				

長野県営水道給水装置承認資材一覧表

(別紙-1)
令和6年4月1日適用

分類	品名	適用	口径等	規格	承認会社	備考	
継手類	水道用ステンレス鋼管伸縮可倒継手	ソケット・エルボ・チーズ	φ20~50	JWWA G 116			
		メーター用	φ20~50	JWWA G 116			
		メーター用絶縁型	φ20~50	企業局承認材料	前澤給装工業(株)	MSJ型	
					(株) タブチ	BMJ PIB / YSZMN-UVP	
					大平洋特殊鑄造(株)	BMJ PIB	
					(株) 日邦バルブ	SF-MZ	
					大平洋特殊鑄造(株)	BMJ PIB	
		大平洋特殊鑄造(株)	BMJ PIB				
大平洋特殊鑄造(株)	BMJ PIB						
φ25×20							
φ50×30							
φ50×40							
継手類	メーター用片落管		φ20×13	企業局承認材料	(株) 日邦バルブ	20×13	
					前澤給装工業(株)	LF・JMK-UG・JN2013N	
					(株) タブチ	SGMU	
継手類	フレキシブル継手		φ13~50		(株) タブチ	FNE (φ13~25) / MR(φ20~50)	
					前澤給装工業(株)	M-WM	
			φ20・25		(株) 日邦バルブ	NM-STM	
			φ40・50		(株) 日邦バルブ	FJB-MR	

様式 1 (第 2 章 2-2(4)関係)

所長	業務課長	管理課長	課長補佐	担当係長	係員	担 当

給水方式判定用チェックリスト

当該申請工事に係る給水方式を検討した結果は次のとおりです。

申請者住所					
申請者氏名					
メーター口径	mm	分岐配水管口径	mm		
使用目的	日使用量 (推定)		m3/日		
申請者が希望する 給水方式と理由	給水方式 (該当に○)	直結直圧式 ・ 受水槽式			
	理由				
以下のいずれかに該当する場合は、受水槽式とする。					
チェック項目	項目別判定 (該当に○)			該当する理由	備考
	管 理 課 長	係 長	担当者		
災害時、事故等による水道の断・減水時にも、給水の確保が必要か？					
常時一定の水圧・水量を必要とするか？					
給水装置の最上部の高さが配水管布設箇所のGLより8mを超えるか？					
一時的に多量の水を必要とし、使用時には配水管に大きな影響を及ぼすおそれがあるか？					
総合判定	直結直圧式 ・ 受水槽式				

給水装置分岐工事立会い依頼書

年 月 日

水道管理事務所長 様

指定給水装置工事事業者名

電 話 番 号

下記のとおり、分岐工事をしたいので立会いをお願いします。

受付番号	施工場所	申込者氏名	分岐予定 日 時	立ち会い 主任技術者	住宅地区 情 報	占用等番号

様

上記の分岐工事の立会いを同意しました。なお、しゅん工検査の一部として水圧試験確認の立会いも行います。

水道管理事務所長

自 主 検 査 報 告 書

受付番号 _____

受 付	年 月 日	竣 工	年 月 日	工事種別	新設・改造・撤去
給水装置 設置場所	市 町	番地	メータ口径	水栓数	栓
			製造年月日	施 工 業 者 名	
			記号、番号		
給水装置使用者名			設置年月日		
		年 月 日			
検 査		中 間 検 査		し ゅ ん 工 検 査	
年 月 日		年 月 日		年 月 日	
立 会 者		主任技術者	印	主任技術者	印
給 水 方 法		直 結 ・ 受 水 槽		直 結 ・ 受 水 槽	
管 種 ・ 管 径 等		配水管	m/m	配水管	m/m
		設置年度	S・H	設置年度	S・H
		給水管	m/m	給水管	m/m
検 査 事 項		実 測	写 真	基準適合品確認検査	管理事務所確認欄
給水装置工事確認票		あり なし	あり なし	/	
水圧試験	分水栓～メータ	Mpa	あり なし	適 否	
	メータ～栓類	Mpa	あり なし	適 否	
分岐動水圧(新設工事の場合)		Mpa	あり なし	適 否	
配 水 管 分 岐		適 否	あり なし	/	
給水管	配管材料	適 否	あり なし	適 否	
	深 度	m	あり なし	/	
	誤 接 合	適 否		/	
特殊器具	機 能	適 否	あり なし	適 否	
弁・栓類	機 能	適 否	あり なし	適 否	
メータ等	設置場所	適 否	あり なし	/	
	設置状況	設置深度 水平度 良	あり なし	/	
	メータボックス	水平度 良	あり なし	川砂整地	有
道路掘削 状 況	安全設備	あり なし	あり なし	/	
	掘削深度	深度 cm	あり なし	/	
	埋戻・転圧	適 否	あり なし	RC	発生土
	仮 復 旧	復旧面積 ㎡ 表 層	あり なし	アスファルト合材 アスファルト乳剤	
	本 復 旧	復旧面積 ㎡ 表 層	あり なし	アスファルト合材 アスファルト乳剤	下水道 本管替
水質の 確 認	残留塩素 (0.1mg/l以上)	適 否	あり なし	/	
	臭気・味 ・色・濁り	適 否	あり なし	/	
本管分岐	三点寸法	適 否	あり なし	設計書記入	有 無
排水設備使用開始の届出		/		届出書提出	有 無
手 直 事 項					

様式 4

県 営 水 道 給 水 装 置 工 事 確 認 票	
審 査 番 号	新設・改造 号 (年 月 日審査済)
工 事 場 所	
工 事 申 込 者 氏 名	
指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者 名	指 定 番 号 号 T E L
主 任 技 術 者 氏 名	

大きさはA3版とする

給水装置工事しゅん工検査申請書

年 月 日

水道管理事務所 様

郵便番号 _____

施工業者 _____

住所 _____

氏名 _____

TEL _____

主任技術者 _____

下記のとおり竣工したいので、検査してください。

No.	受付番号	地 区	氏 名	種別	※管 理 事 務 所 記 入 欄		
					検査年月日	検査結果	指示事項等
1				新設 改造 口変			
2				新設 改造 口変			
3				新設 改造 口変			
4				新設 改造 口変			
5				新設 改造 口変			
6				新設 改造 口変			
7				新設 改造 口変			
8				新設 改造 口変			
9				新設 改造 口変			
10				新設 改造 口変			
11				新設 改造 口変			
12				新設 改造 口変			

給水工事台帳

所長	管理課長	課長補佐	審査員

受付番号	
顧客番号	

受付	平成 年 月 日	工事種別	〇〇〇
設置場所	〇〇〇〇〇〇〇〇 〇		
給水装置所有者	〇〇 〇〇		
メーター取付年月日	平成 年 月 日		
竣工検査	平成 年 月 日	検査者	
案内図索引	頁 NO. の		
メーター取付額 ¥	検査手数料		

- 平面図を記入
- 1.本管口径、動水圧、道路幅員、近隣宅氏名記載
 - 2.取出し口径、管種を記載
(しゅん工検査時はオフセットを記入)
 - 3.メーター設置状況を記載
 - 4.宅内配管ルート、口径、管種と延長を記載
 - 5.敷地境界線を記載

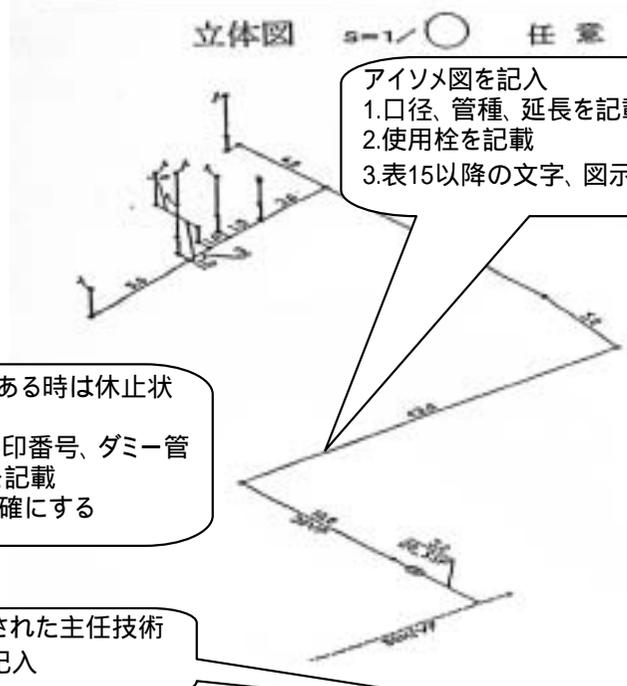
特殊器具の型番を記入

測定動水圧を記入
例:0.35Mp

- 1.既設取出しがある時は休止状況を確認する
- 2.取付口径の刻印番号、ダミー管口径及び口径を記載
- 3.工事区分を明確にする

選任された主任技術者を記入

- アイソメ図を記入
- 1.口径、管種、延長を記載
 - 2.使用栓を記載
 - 3.表15以降の文字、図示記号を参照



施工者	主任技術者
FAX番号	×××-××××

給水装置損失水頭計算書 (メータ口径φ20、記載例)

今後、下記「管延長」については、別記「直管換算表」によること。
また、動水勾配については「下記の値」を引用のこと。

工事箇所
申請者
用途別
給水柱数
メータ口径

一般住宅
8 柱 同時使用率 3柱
φ 20

損失水頭計算書

区分	項目	流量 (l/m)	第一試算			第二試算
			口径	管延長(m)	動水勾配	
A	給水柱	0.2	13	3.0	0.230	0.69
	イーロ	0.2	20	15.2	0.035	0.53
	小計 A					1.22
B	給水柱	0.2	13	3.0	0.230	0.69
	ハーロ	0.2	20	6.2	0.035	0.21
	小計 B					0.90
	小計 A					1.22
	ロ～ホ	0.4	20	3.5	0.125	0.43
	中計					1.65
C	給水柱	0.2	13	3.0	0.230	0.69
	ニ～ホ	0.2	20	10.6	0.035	0.37
	C小計					1.06
	中計					1.65
	ホ～ヘ	0.6	20	2.0	0.240	0.48
	逆止弁	0.6	20	5.4	0.240	1.29
	メータ	0.6	20	8.8	0.240	2.11
	止水栓	0.6	20	2.0	0.240	0.48
	トーチ	0.6	20	5.5	0.240	1.32
	分水栓	0.6	20	0.8	0.240	0.19
	大計					7.52

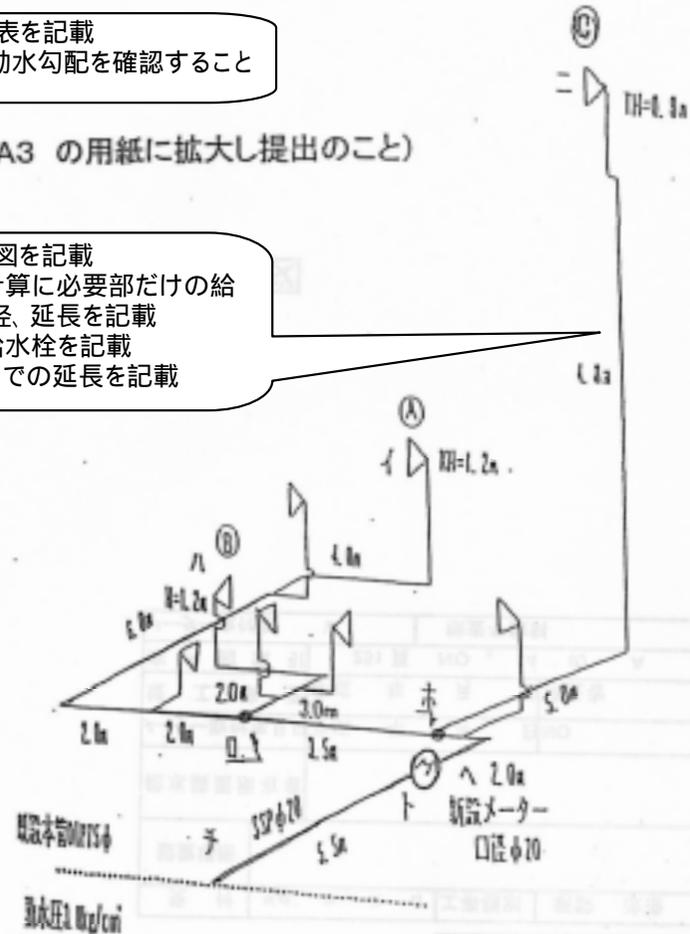
本管最低動水圧 30 Mpa
給水柱 残圧 10 Mpa
水圧をメートル換算による 0.132 Mpa
本管より給水柱までの高さ 6.8 m
= 13.2 m
施工 良

- 計算根拠を記載
- 1.住所を記載
 - 2.申込者氏名を記載
 - 3.用途別を記載
 - 4.給水柱数と同時使用柱数を記載
 - 5.メータ口径を記載

水力計算表を記載
管延長、動水勾配を確認すること

(A3 の用紙に拡大し提出のこと)

- アイソメ図を記載
- 1.水力計算に必要な部だけの給水管口径、延長を記載
 - 2.計算給水柱を記載
 - 3.本管までの延長を記載

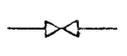
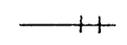
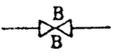
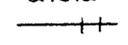
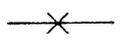
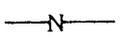


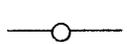
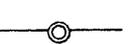
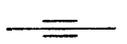
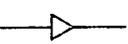
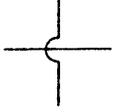
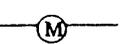
管路の管種及び管径の表示

名 称	石綿セメント管	ステンレス鋼管	メカニカル型ダクタイル鋳鉄管	NS型ダクタイル鋳鉄管
文字記号	ACPφ○○	SSPφ○○	DCIP(K)	DCIP(NS)

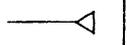
名 称	耐衝撃性硬質塩化ビニル管	硬質塩化ビニル管	ポリエチレン管	ポリエチレン粉体ライニング鋼管
文字記号	HIVPφ○○	VPφ○○	PEPφ○○	PSPφ○○(PB)

弁せん類その他の表示

名 称	制 水 弁		止水せん	逆止弁	私設消火せん	
	仕切弁	バタフライ弁			地上式単口および屋内	地上式双口
図示記号	 または 	 または 				

名 称	私設消火せん		防護管(さや管)	片落ち管	管の交差	メータ
	地下式単口	地下式双口				
図示記号						

給水栓類の表示

区 分	平 面 図	
種 別	一般器具	特殊器具
符 合		

タンクその他の表示

名 称	低置タンク	高置タンク	ポンプ
記号および符合			

注) 特殊器具とは特別な目的に使用されるもので、たとえば、湯沸かし器、ウォータークーラー、電子式自動水せんなどをいう。

工事別の表示（新設、既設、撤去、埋設）管路、弁せん類、給水せん類、タンクその他を線形または色別で図示する

区分	新 設	既 設	撤 去	埋 設
線 形	黒 色 実 線	黒 色 破 線	黒色実線を斜線で消す	
色 別	赤 色 実 線	青 色 実 線	黄色または橙色実線	緑 色 実 線

注) 線形で図示の場合、新設は太線を用い、既設、撤去および埋設は細線を用いる。

(1) 管 路

区分	管径		φ 50	φ 75	φ 100
	一 般	φ 00			
新 設	○○○	φ 00	○○○	○○○	○○○
既 設	○○○	φ 00	○○○	○○○	○○○
撤去および埋設	○○○	φ 00	○○○	○○○	○○○

区分	管径		φ 250	φ 300
	φ 150	φ 200		
新 設	○○○	○○○	○○○	○○○
既 設	○○○	○○○	○○○	○○○
撤去および埋設	○○○	○○○	○○○	○○○

注) ○○○はACP、DCIP等文字記号を記す

(2) 弁せん類その他

区分	名 称		止 水 せん	逆 止 弁	私 設 消 火 せん	
	制 水 弁				地 上 式 単 口 お よ び 屋 内	地 上 式 双 口
新 設	比 切 弁	バ タ フ ラ イ 弁	— × —	— N —	●	●
	また は	また は B				
既 設	比 切 弁	バ タ フ ラ イ 弁	- - × - -	- - N - -	●	●
	また は	また は B				
撤 去 お よ び 埋 設	比 切 弁	バ タ フ ラ イ 弁	+ + × + +	+ + N + +	●	●
	また は	また は B				

区分	名 称		防 護 管 (さ や 管)	片 落 ち 管	管 の 交 差	メ ー タ
	私 設 消 火 せん					
新 設	地 下 式 単 口	地 下 式 双 口	≡	▷	⌋	Ⓜ
	●	●				
既 設	地 下 式 単 口	地 下 式 双 口	- - ≡ - -	▷	⌋	Ⓜ
	●	●				
撤 去 お よ び 埋 設	地 下 式 単 口	地 下 式 双 口	+ + ≡ + +	+ + ▷ + +	+ + ⌋ + +	+ + Ⓜ + +
	●	●				

(3) 給水せん類

区分	種 別	
	平 面 図	
新 設	一 般 器 具	特 殊 器 具
	▷	●
既 設	一 般 器 具	特 殊 器 具
	- - ▷ - -	- - ● - -
撤 去 お よ び 埋 設	一 般 器 具	特 殊 器 具
	+ + ▷ + +	+ + ● + +

(4) タンクその他

区分	名 称		
	低 置 タ ン ク	高 置 タ ン ク	ポ ン プ
新 設	▭	□	Ⓟ
既 設	- - ▭ - -	- - □ - -	Ⓟ
撤 去 お よ び 埋 設	▨	▩	Ⓟ

改正	昭和39年3月30日条例第70号	昭和41年10月13日条例第43号
	昭和41年12月26日条例第62号	昭和42年3月16日条例第17号
	昭和44年3月31日条例第26号	昭和45年3月28日条例第3号
	昭和46年7月13日条例第41号	昭和47年12月20日条例第37号
	昭和48年3月30日条例第5号	昭和51年12月23日条例第45号
	昭和56年3月26日条例第12号	昭和57年3月29日条例第19号
	昭和57年12月27日条例第39号	平成元年3月27日条例第8号
	平成6年10月17日条例第32号	平成7年10月12日条例第22号
	平成9年3月21日条例第1号	平成10年3月30日条例第18号
	平成11年3月15日条例第23号	平成11年12月20日条例第45号
	平成14年3月25日条例第21号	平成14年12月26日条例第58号
	平成15年7月24日条例第47号	平成26年3月20日条例第6号
	平成26年7月10日条例第33号	平成31年3月18日条例第3号
	令和元年7月16日条例第6号	

「県営水道給水条例」をここに公布する。

県営水道条例

題名改正〔昭和39年条例70号〕

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 給水装置工事、費用の負担区分等（第4条—第12条）

第3章 給水の申込み等（第13条—第20条）

第4章 料金、手数料及び加入金（第21条—第28条）

第5章 給水の停止等（第29条—第31条）

第6章 雑則（第32条—第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、県営水道の設置及びその管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和39年条例70号・平成10年18号〕

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 県営水道 県が、導管その他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設（水道用水を供給するものを除く。）の総体をいう。

（2） 配水管 必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して需要者に供給するため施設した水道管（制水弁その他の付属用具を含み、給水装置に属するものを除く。）をいう。

（3） 給水装置 特定の需要者に水を供給するため配水管から分岐して施設した給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（4） 共用給水装置 2以上の世帯又はこれに準ずるものが共用する給水装置をいう。

一部改正〔昭和44年条例26号・57年19号〕

（給水区域）

第3条 県営水道の給水区域は、別表第1のとおりとする。

一部改正〔昭和44年条例26号〕

第2章 給水装置工事、費用の負担区分等

全部改正〔平成10年条例18号〕

(給水装置の新設等の申込み)

第4条 給水装置の新設、改造、修繕(水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。第32条において同じ。)又は撤去をしようとする者は、あらかじめ長野県公営企業の管理者(以下「管理者」という。)に申込み、その承認を受けなければならない。

2 管理者は、前項の規定により申込みをした者(以下「申込人」という。)に対し、利害関係人の同意を証する書類の提出を求めることができる。

一部改正〔昭和44年条例26号・平成10年18号〕

(給水装置工事の施行)

第5条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行するものとする。

2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゆん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

全部改正〔平成10年条例18号〕

(給水管及び給水用具の指定)

第5条の2 管理者は、給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの間の工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

追加〔平成10年条例18号〕

(工事費の負担区分)

第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去(以下「新設等」という。)に要する工事費のうち、水道メーターの材料費(新設(移転等によるものを除く。))の場合にあつては、水道メーターの取付費を含む。)は県が負担し、その他の費用(以下「費用」という。)は申込人の負担とする。

2 管理者は、第4条第1項の規定による申込みを受けた場合において、当該申込みに係る給水装置の新設等のため県の布設計画に基づかない配水管を新設する必要があるときは、当該配水管の新設に要する工事費について、当該配水管を新設しないで当該給水装置の新設等をした場合に要する工事費の額と、当該配水管を新設して当該給水装置の新設等をした場合に要する工事費の額との差額の限度内において管理者が定める額を申込人の負担とするものとする。

3 管理者は、第4条第1項の規定による申込みを受けた場合において、前項の規定により工事費の一部を他の申込人の負担として新設した配水管を使用して給水する必要があるときは、当該配水管の新設に要した工事費のうち既に当該他の申込人が負担した額(この項の規定により、既に申込人が負担した額がある場合においては、当該額を含む。)以外の額の範囲内において、当該他の申込人が負担した額との権衡を考慮して管理者が定める額を当該申込人の負担とするものとする。

一部改正〔昭和42年条例17号・44年26号・平成10年18号〕

(費用の算出方法)

第7条 管理者が行なう給水装置の新設等の工事(前条の規定により申込人の負担により行なう配水管の工事を含む。)の費用は、次の各号に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 事務費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が特に必要があると認める費用

2 前項各号に掲げる費用の算出に関し必要な事項は、管理者が定める。

一部改正〔昭和42年条例17号・44年26号〕

(費用の予納)

第8条 申込人は、管理者が給水装置の新設等の工事を施行する場合には当該工事の費用の概算額(第6条第2項又は第3項の規定により配水管の工事費を負担する場合にあつては当該負担の概算額(同項の規定により負担する場合にあつては負担する額とする。))を含む。)を予納しなければならない

ない。ただし、管理者がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定により納付した費用の概算額は、工事完成後に精算するものとする。

一部改正〔昭和42年条例17号・44年26号・平成10年18号〕

(給水装置の所有権の移転)

第9条 申込人は、管理者が給水装置の新設又は改造の工事を施行する場合には、当該工事が完成し、かつ、当該新設又は改造に要した費用を完納した時に、当該給水装置（水道メーターを除く。）の所有権を取得するものとする。

一部改正〔平成10年条例18号〕

(代理人の選定)

第10条 給水装置の所有者で、当該給水装置の所在する市町村内に居住しないものは、その者の所有する給水装置に関する事項を処理させるため、当該市町村内に居住する者のうちから代理人を選定し、その旨を管理者に届け出なければならない。当該代理人が欠けたときも、また同様とする。

(給水装置の変更工事等)

第11条 管理者は、配水管の移転その他やむを得ない理由によつて給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者又は前条の規定により選定された代理人（以下「代理人」という。）の同意が得られなくても工事を施行することができる。この場合において、当該工事に要する費用は、県が負担する。

一部改正〔昭和44年条例26号〕

(費用の額の減免)

第12条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、第6条の規定により申込人が負担する額を減免することができる。

一部改正〔昭和44年条例26号〕

第3章 給水の申込み等

(給水の申込み)

第13条 県営水道により水の供給を受けようとする者は、管理者に申し込み、その承諾を得なければならない。

(管理人の選定)

第14条 共用給水装置により給水を受けようとする者は、県営水道の使用に関する事項を処理させるため、当該共用給水装置により給水を受ける者又は当該共用給水装置の所有者若しくは代理人のうちから管理人を選定し、その旨を管理者に届け出なければならない。当該管理人が欠けたときも、また同様とする。

2 管理者は、前項の規定による管理人を不相当と認めたときは、その変更を求めることができる。

(給水量の制限)

第15条 管理者は、災害その他やむを得ない理由があるときは、水圧の調節をすることにより、給水量の制限をすることができる。この場合において、管理者は、緊急やむを得ない場合を除き、当該制限をしようとする日時及び区域をあらかじめ関係者に周知するものとする。

2 前項の規定による給水量の制限をしたため、損害を生ずることがあつても、県はその責任を負わないものとする。

(給水装置の管理上の責任等)

第16条 第13条の規定により管理者の承諾を得て県営水道を使用する者（以下「使用者」という。）又は給水装置の所有者若しくは代理人（以下「使用者等」という。）は、水が汚染し、又は漏水しないように給水装置を管理しなければならない。

2 使用者等は、給水装置に異状があると認めたときは、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

3 前項の届出があつた場合において、給水装置の修理を必要とするときは、その修理に要する費用は使用者等の負担とする。ただし、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置の修理（その原因が使用者等の責に帰すべきもの及び老朽によるものを除く。）に係る費用は、県が負担することができるものとする。

一部改正〔昭和42年条例17号・44年26号・平成10年18号〕

(水道メーターの保管等)

第17条 使用者等は、善良な管理者の注意をもつて水道メーターを保管しなければならない。

2 使用者等は、水道メーターの設置場所にその点検又は機能を妨げるような物件を設けてはならない。
一部改正〔平成10年条例18号〕

(かぎの貸与等)

第18条 管理者は、共用給水装置による使用者にかぎを貸与するものとする。

2 前項の規定による使用者は、かぎを使用する必要がなくなつたときは、直ちに管理者に返還しなければならない。

(貯水槽水道に係る管理者の責任)

第18条の2 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下この条及び次条において同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報の提供を行うものとする。
追加〔平成14年条例58号〕

(貯水槽水道の設置者の責任)

第18条の3 貯水槽水道のうち法第3条第7項に規定する簡易専用水道であるものの設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 貯水槽水道のうち前項に定めるもの以外のものの設置者は、管理者が定める基準に従つてその水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

追加〔平成14年条例58号〕

(消火栓及び私設消火栓の使用)

第19条 法第24条第1項の規定により設置された消火栓（以下「消火栓」という。）及び消火栓以外の消火栓（以下「私設消火栓」という。）は、消火又は消火演習の場合のほか、使用してはならない。

2 消火栓又は私設消火栓を消火演習に使用するときは、管理者の指定する職員の立会いを受けなければならない。

一部改正〔平成10年条例18号〕

(届出)

第20条 使用者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ、その旨を管理者に届け出なければならない。

(1) 県営水道の使用の休止（以下「使用休止」という。）をしようとするとき。

(2) 消火演習のために消火栓又は私設消火栓を使用しようとするとき。

2 使用者は、次の各号の一に該当するときは、速やかに、その旨を管理者に届け出なければならない。

(1) 消火のために水を使用したとき。

(2) 水道メーター又はかぎを亡失し、又は損傷したとき。

3 使用者等又は管理人は、その氏名若しくは名称又は住所に変更があつたときは、速やかに、その旨を管理者に届け出なければならない。

4 譲渡、相続その他の理由により、給水装置の所有権を取得した者は、取得した日から10日以内に、その旨を管理者に届け出なければならない。

一部改正〔昭和44年条例26号・平成10年18号〕

第4章 料金、手数料及び加入金

全部改正〔平成10年条例18号〕

(料金の徴収)

第21条 県営水道の料金（以下「料金」という。）は、使用者から徴収する。

2 共用給水装置による使用者は、料金を連帯して納付する義務を負うものとする。

(料金の額)

第22条 料金の額は、別表第2のとおりとする。

全部改正〔昭和44年条例26号〕

(料金の額の算定)

第23条 管理者は、料金算定の基準日としてあらかじめ管理者が定めた日（以下「定例日」という。）に水道メーターの点検を行い、その日の属する月分として料金の額を算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に水道メーターの点検を行うことができる。

2 県営水道の使用を開始して1月に満たない者に係るものを除き、定例日は、隔月とすることができる。

る。この場合において、各月分に係る料金は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところにより算定する額とする。

- (1) 定例日の属する月の前月分 当該定例日の直前の定例日から当該定例日までの間における使用水量（以下この条において「期間水量」という。）の2分の1に相当する水量（その数値に1未満の端数がある場合には、その端数を切り上げる。）を当該定例日の属する月の前月分の使用水量とみなして算定した額
- (2) 定例日の属する月分 期間水量から前号の規定により当該定例日の属する月の前月分の使用水量とみなされる水量を差し引いて得た水量を当該定例日の属する月分の使用水量とみなして算定した額
- (3) 定例日前1月以内において使用を休止をした場合における当該月分 前号に準じて算定した額（当該月分の使用水量とみなされる水量が基本水量の2分の1以下である場合においては、前号に準じて算定した額の2分の1の額に相当する額）

3 専用の水道メーターを施設した私設消火栓について前項の規定を適用する場合における各月分に係る料金は、前項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところにより算定する額とする。

- (1) 定例日の属する月以外の月分 基本料金の額
- (2) 定例日の属する月分 期間水量を当該月分の使用水量とみなして算定した額
- (3) 定例日以外の日において使用を休止した場合における当該月分 前号に準じて算定した額（定例日の15日以前1月内又は定例日後15日以内において使用を休止した場合においては、基本料金を当該料金の2分の1の額に相当する額として算定した額）

一部改正〔昭和42年条例17号・44年26号・56年12号・平成10年18号・14年21号〕

（使用水量の認定）

第24条 管理者は、次の各号の一に該当し、使用水量が不明になったときは、当該使用水量を認定するものとする。

- (1) 水道メーターに異状があつたとき。
- (2) 公共の消防用として使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特別の事情があつたとき。

一部改正〔平成10年条例18号〕

（臨時使用の場合の概算料金の予納）

第25条 工事その他の理由により、一時的に水を使用する者は、第13条の規定による承諾があつたときは、すみやかに、管理者が定める概算料金を予納しなければならない。

2 前項の規定により納付した概算料金は、県営水道の使用をやめたときに精算するものとする。

（料金の徴収方法）

第26条 料金は、管理者が毎月徴収する。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、2月分をまとめて徴収することができる。

2 使用者は、管理者の定めるところにより、1年以内の期間に係る概算料金を予納し、毎月その精算を受けることができる。

一部改正〔昭和44年条例26号〕

（給水装置工事検査手数料等）

第26条の2 第5条第2項の工事検査を受けようとする者は、検査1回について7,350円の給水装置工事検査手数料を納付しなければならない。

2 第30条第2項ただし書の規定による確認を受けようとする者は、確認1回について7,350円の基準適合確認手数料を納付しなければならない。

追加〔平成10年条例18号〕

（開栓手数料）

第26条の3 工事その他の理由により、一時的に水を使用しようとする者は、1,000円の開栓手数料を納付しなければならない。

追加〔昭和42年条例17号〕、一部改正〔昭和44年条例26号・47年37号・51年45号・56年12号・平成10年18号〕

（消火演習立会手数料）

第27条 私設消火せんを専ら自己の消火演習に使用するため、第19条第2項の規定による立会いを受

けようとする者は、立会い1回について1,000円の消火演習立会手数料を納付しなければならない。
一部改正〔昭和42年条例17号・44年26号・47年37号・51年45号・56年12号〕

(加入金)

第27条の2 給水装置の新設又は改造(水道メーターの口径を大きくする場合に限る。)をしようとする者は、申込みの際に加入金を納付しなければならない。

2 前項の加入金の額は、別表第3のとおりとする。

3 既に納付した加入金は、還付しない。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない

追加〔平成10年条例18号〕

(料金、手数料及び加入金の減免)

第28条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、料金、手数料又は加入金を減免することができる。

一部改正〔平成10年条例18号〕

第5章 給水の停止等

(給水の停止)

第29条 管理者は、使用者が次の各号の一に該当するときは、その理由の継続する間、当該使用者に対する給水を停止することができる。

(1) 料金、手数料又は給水装置の費用を納期限内に納付しないとき。

(2) 正当な理由がなくて法第17条の規定による給水装置の検査又は第23条の規定による水道メーターの点検を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用している場合で、警告しても、これを改めないとき。

一部改正〔平成10年条例18号〕

(給水装置の基準違反に対する措置)

第30条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造又は材質が水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条の規定による基準に適合していないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者が当該給水装置を当該基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事業業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、水道法施行規則第13条に規定する給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質が前項の基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

一部改正〔平成10年条例18号・令和元年6号〕

(給水装置の切断)

第31条 管理者は、次の各号の一に該当する場合で、県営水道の管理上必要があると認めるときは、給水管を切り離すことができる。

(1) 給水装置の所有者の所在が60日以上不明で、かつ、使用者がないとき。

(2) 使用休止の状態にあつて、将来使用される見込みがないとき。

第6章 雑則

(過料)

第32条 知事は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。

(1) 第4条の規定に違反して、給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をした者

(2) 正当な理由がなくて第29条の規定による給水の停止を拒み、又は妨げた者

一部改正〔昭和39年条例70号・平成6年32号・10年18号〕

第33条 知事は、詐欺その他不正の行為により、料金又は手数料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

一部改正〔平成11年条例45号〕

(補則)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（昭和 39 年 3 月 30 日条例第 70 号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

（経過処置）

2 この条例による改正前の県営水道給水条例の規定に基づいて科した、又は科すべきであつた過料については、なお従前の例による。

附 則（昭和 41 年 10 月 13 日条例第 43 号）

この条例は、昭和 41 年 10 月 16 日から施行する。

附 則（昭和 41 年 12 月 26 日条例第 62 号）

この条例は、昭和 42 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 42 年 3 月 16 日条例第 17 号）

この条例は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 44 年 3 月 31 日条例第 26 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条から第 8 条まで、第 16 条及び第 26 条の 2 から第 27 条までの改正規定は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の県営水道条例（以下「改正後の条例」という。）第 22 条及び第 23 条の規定は、昭和 44 年 5 月分の料金から適用する。ただし、定例日を隔月としている使用者で、定例日が昭和 44 年 5 月中に到来するものに係る当該月分の料金については、改正後の条例第 23 条第 3 項の規定は、適用しない。

（経過処置）

3 昭和 44 年 4 月 1 日前において受理した給水装置の新設等の申込みに係る工事の費用の負担区分に関しては、改正後の条例第 2 章の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 定例日を隔月としている使用者で、定例日が昭和 44 年 5 月中に到来するもののうち、県営水道条例第 23 条第 2 項第 2 号の規定により当該月分の使用水量とみなした水量（同項第 3 号の規定によるものを含む。）が基本水量をこえたものに係る当該月分の料金は、当該基本水量をこえる使用水量の 2 分の 1 に相当する水量を基本水量をこえる使用水量とみなして同項第 2 号又は同項第 3 号の規定を適用して得た額に、28 円に当該基本水量をこえる使用水量の 2 分の 1 に相当する水量の数値を乗じて得た額を加えた額とする。

附 則（昭和 45 年 3 月 28 日条例第 3 号）

この条例は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 46 年 7 月 13 日条例第 41 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 47 年 12 月 20 日条例第 37 号）

（施行期日等）

1 この条例は、昭和 48 年 3 月 1 日から施行する。ただし、第 26 条の 2、第 26 条の 3 及び第 27 条の改正規定は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の県営水道条例別表第 2 の規定は、昭和 48 年 4 月分の料金から適用し、昭和 48 年 3 月分までの料金については、なお従前の例による。

（経過処置）

3 定例日を隔月としている使用者で、定例日が昭和 48 年 4 月中に到来するもののうち、県営水道条例第 23 条第 2 項第 2 号の規定により当該月分の使用水量とみなした水量（同項第 3 号の規定によるものを含む。）が基本水量をこえたものに係る当該月分の料金は、当該基本水量をこえる使用水量の 2 分の 1 に相当する水量を基本水量をこえる使用水量とみなして同項第 2 号又は同項第 3 号の規定を適用して得た額に、当該基本水量をこえる使用水量の 2 分の 1 に相当する水量の数値に 40 円を乗じて得た額を加えた額とする。

附 則（昭和 48 年 3 月 30 日条例第 5 号）

この条例は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 51 年 12 月 23 日条例第 45 号）

（施行期日等）

1 この条例は、昭和 52 年 3 月 1 日から施行する。ただし、第 26 条の 2 から第 27 条までの改正規定

は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この条例による改正後の県営水道条例別表第 2 の規定は、昭和 52 年 4 月分の料金から適用し、昭和 52 年 3 月分までの料金については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 定例日が隔月である使用者で、定例日が昭和 52 年 4 月中に到来するもののうち、県営水道条例第 23 条第 2 項第 2 号の規定により、当該月分の使用水量とみなした水量（同項第 3 号の規定によるものを含む。）が基本水量を超えたものに係る当該月分の料金は、当該基本水量を超える使用水量の 2 分の 1 に相当する水量を基本水量を超える使用水量とみなして同項第 2 号又は同項第 3 号の規定を適用して得た額に、当該基本水量を超える使用水量の 2 分の 1 に相当する水量の数値に 60 円を乗じて得た額を加えた額とする。

附 則（昭和 56 年 3 月 26 日条例第 12 号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の県営水道条例別表第 2 の規定は、昭和 56 年 5 月分の料金から適用し、昭和 56 年 4 月分までの料金については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 定例日が隔月である使用者で、定例日が昭和 56 年 5 月中に到来するもののうち、県営水道条例第 23 条第 2 項第 2 号の規定により、当該月分の使用水量とみなした水量（同項第 3 号の規定によるものを含む。）が基本水量を超えたものに係る当該月分の料金は、当該基本水量を超える使用水量の 2 分の 1 に相当する水量を基本水量を超える使用水量とみなして同項第 2 号又は同項第 3 号の規定を適用して得た額に、当該基本水量を超える使用水量の 2 分の 1 に相当する水量の数値に 95 円を乗じて得た額を加えた額とする。

附 則（昭和 57 年 3 月 29 日条例第 19 号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 57 年 12 月 27 日条例第 39 号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の県営水道条例別表第 2 の規定は、昭和 58 年 5 月分の料金から適用し、昭和 58 年 4 月分までの料金については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 定例日が隔月である使用者で、定例日が昭和 58 年 5 月中に到来するもののうち、県営水道条例第 23 条第 2 項第 2 号の規定により、当該月分の使用水量とみなした水量（同項第 3 号の規定によるものを含む。）が基本水量を超えたものに係る当該月分の料金は、当該基本水量を超える使用水量の 2 分の 1 に相当する水量を基本水量を超える使用水量とみなして同項第 2 号又は第 3 号の規定を適用して得た額に、当該基本水量を超える使用水量の 2 分の 1 に相当する水量の数値に 123 円を乗じて得た額を加えた額とする。

附 則（平成元年 3 月 27 日条例第 8 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(県営水道条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 施行日の前日において現に水道の供給を受けている使用者に係る施行日以後の最初の定例日の水道使用量に係る料金の額は、第 17 条の規定による改正前の県営水道条例別表第 2 の規定により算定して得た額とする。

附 則（平成 6 年 10 月 17 日条例第 32 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 6 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年 10 月 12 日条例第 22 号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成7年11月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の県営水道条例別表第2の規定は、平成7年12月分の料金から適用し、平成7年11月分までの料金については、なお従前の例による。

(経過処置)

- 3 定例日が隔月である使用者で、定例日が平成7年12月中に到来するもののうち、この条例による改正後の県営水道条例第23条第2項第2号の規定により当該月分の使用水量とみなした水量(同項第3号の規定によるものを含む。)が基本水量を超えたものに係る当該月分の料金は、当該基本水量を超える使用水量の2分の1に相当する水量を基本水量を超える使用水量とみなして同項第2号又は第3号の規定を適用して得た額及び当該2分の1に相当する水量の数値に141円を乗じて得た額の合計額とする。

附 則(平成9年3月21日条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(県営水道条例の一部改正に伴う経過処置)
- 4 第15条の規定による改正後の県営水道条例(次項において「新県営水道条例」という。)別表第2の規定は、平成9年4月分の料金から適用し、平成9年3月分までの料金については、なお従前の例による。
- 5 施行日の前日において現に水道の供給を受けている使用者に係る施行日以後の最初の定例日の水道使用量に係る料金の額は、新県営水道条例第22条及び第23条の規定にかかわらず、第15条の規定による改正前の県営水道条例第22条及び第23条の規定により算定して得た額とする。

附 則(平成10年3月30日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
(経過処置)
- 2 この条例による改正後の県営水道条例第6条第1項の規定は、平成10年4月1日以後に受理した給水装置の新設、改造、修繕又は撤去の申込みに係る工事の費用の負担について適用し、同日前に受理した給水装置の新設、改造又は撤去の申込み及び修繕の届出に係る工事の費用の負担については、なお従前の例による。

附 則(平成11年3月15日条例第23号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の県営水道条例別表第2の規定は、平成11年5月分の料金から適用し、平成11年4月分までの料金については、なお従前の例による。

(経過処置)

- 3 定例日が隔月である使用者で、定例日が平成11年5月中に到来するもののうち、この条例による改正後の県営水道条例第23条第2項第2号の規定により当該月分の使用水量とみなした水量(同項第3号の規定によるものを含む。)が基本水量を超えたものに係る当該月分の料金は、当該基本水量を超える使用水量の2分の1に相当する水量を基本水量を超える使用水量とみなして同項第2号又は第3号の規定を適用して得た額及び当該2分の1に相当する水量の数値に158円を乗じて得た額の合計額とする。

附 則(平成11年12月20日条例第45号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(経過処置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成14年3月25日条例第21号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の県営水道条例の規定は、平成14年5月分の料金から適用し、平成14年4月分までの料金については、なお従前の例による。

(経過処置)

3 定例日が隔月である使用者で、定例日が平成 14 年 5 月中に到来するもののうち、当該定例日の直前の定例日から当該定例日までの間における使用水量からこの条例による改正後の県営水道条例第 23 条第 2 項第 2 号の規定により当該月分の使用水量とみなした水量（同項第 3 号の規定によるものを含む。）を差し引いて得た水量が基本水量を超えたものに係る当該月分の料金は、同項第 2 号又は第 3 号の規定を適用して得た額及び当該差し引いて得た水量から当該基本水量に相当する水量を差し引いて得た水量の数値に 165 円を乗じて得た額の合計額とする。

附 則（平成 14 年 12 月 26 日条例第 58 号）

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 7 月 24 日条例第 47 号）

この条例は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 20 日条例第 6 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。（後略）

（県営水道条例の一部改正に伴う経過措置）

2 次項に定めるものを除き、第 12 条の規定による改正後の県営水道条例（同項及び附則第 4 項において「新県営水道条例」という。）別表第 2 の規定は、平成 26 年 4 月分の料金から適用し、同年 3 月分までの料金については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）の前日において現に県営水道により水の供給を受けている使用者に係る施行日以後の最初の県営水道条例第 23 条第 1 項に規定する定例日の属する月分までの料金の額は、新県営水道条例第 22 条及び第 23 条の規定にかかわらず、第 12 条の規定による改正前の県営水道条例第 22 条及び第 23 条の規定の例により算定して得た額とする。

4 新県営水道条例別表第 3 の規定は、施行日以後の申込みに係る加入金から適用し、施行日前の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 7 月 10 日条例第 33 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

（県営水道条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第 1 条の規定による改正後の県営水道条例別表第 2 の規定は、平成 26 年 11 月分の料金から適用し、同年 10 月分までの料金については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 3 月 18 日条例第 3 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。（後略）

（県営水道条例の一部改正に伴う経過措置）

3 次項に定めるものを除き、第 8 条の規定による改正後の県営水道条例（同項及び附則第 5 項において「新県営水道条例」という。）別表第 2 の規定は、平成 31 年 10 月分の料金から適用し、同年 9 月分までの料金については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）の前日において現に県営水道により水の供給を受けている使用者に係る施行日以後の最初の県営水道条例第 23 条第 1 項に規定する定例日の属する月分までの料金の額は、新県営水道条例第 22 条及び第 23 条の規定にかかわらず、第 8 条の規定による改正前の県営水道条例第 22 条及び第 23 条の規定の例により算定して得た額とする。

5 新県営水道条例別表第 3 の規定は、施行日以後の申込みに係る加入金から適用し、施行日前の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 7 月 16 日条例第 6 号）

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（別表第 1）

給水区域
長野市、上田市、千曲市及び埴科郡坂城町のうち、企業管理規程で定める区域

(別表第2)(第22条関係)

1 水道料金(専用の水道メーターを施設した私設消火栓に係る水道料金を除く。)

料金(1月について)			
基本料金			超過料金
水道メーターの口径	基本水量	料金	(基本水量を超える1立方メートルについて)
ミリメートル	立方メートルまで	円	円
13	10	1,413	
20	20	3,313	
25	25	4,263	
30	40	7,113	
40	60	10,913	
50	100	18,513	190
75	200	37,513	
100	300	56,513	
125	400	75,513	
150	600	113,513	
200	1,000	189,513	

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により現に保護を受けている者である使用者(管理者が別に定める者に限る。)又は母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものである使用者(管理者が別に定める者に限る。)の使用に係る水道メーターの口径が13ミリメートルである場合における基本料金は、706円とする。

(2) 水道メーターの口径が20ミリメートルである場合における料金は、1月の使用水量が基本水量に満たない場合にあつては、当該使用水量が10立方メートル以下のときは2,373円とし、当該使用水量が10立方メートルを超え15立方メートル以下のときは2,843円とする。

(3) 月の中途において県営水道の使用を開始し、又は休止した場合における当該開始し、又は休止した日を含む月分の料金は、当該料金の計算の基礎とされた使用水量が基本水量の2分の1以下であるときに限り、上表に定める基本料金の2分の1に相当する額(水道メーターの口径が20ミリメートルである場合にあつては、1,656円)とする。

2 専用の水道メーターを施設した私設消火栓に係る水道料金

料金(1月について)			
基本料金		使用水量に対する料金	
水道メーターの口径	料金	(1立方メートルについて)	
ミリメートル	円	円	
75	2,861		
100	3,403		
125	4,631	190	
150	5,993		
200	8,994		

県営水道の使用を開始し、又は休止した場合における当該開始し、又は休止した日を含む月分の基本料金は、料金の計算の基礎とされた期間が15日未満であるときに限り、上表に定める基本料金の額の2分の1に相当する額とする。

全部改正〔昭和 56 年条例 12 号〕、一部改正〔昭和 57 年条例 19 号・39 号・平成元年 8 号・7 年 22 号・9 年 1 号・10 年 18 号・11 年 23 号・14 年 21 号・26 年 6 号・33 号・31 年 3 号〕

(別表第 3)(第 27 条の 2 関係)

1 新設に係る加入金

水道メーターの口径 ミリメートル	加入金 円
13	33,000
20	66,000
25	132,000
30	264,000
40	462,000
50	693,000
75	1,584,000
100	管理者が別に定める額
125	
150	
200	

給水装置を撤去した者で給水装置を新設しようとするものに係る加入金の額は、新設する給水装置の水道メーターの口径に応じた額から撤去した給水装置の水道メーターの口径に応じた額を減じて得た額とする。

2 改造に係る加入金

改造後の給水装置の水道メーターの口径に応じて 1 の表に定める額から改造前の給水装置の水道メーターの口径に応じて同表に定める額を減じて得た額

追加〔平成 10 年条例 18 号〕、一部改正〔平成 26 年条例 6 号・31 年 3 号〕

改正 昭和39年3月30日公営企業管理規程第20号 昭和42年3月30日公営企業管理規程第36号
昭和44年3月31日公営企業管理規程第20号 昭和46年7月13日公営企業管理規程第13号
昭和48年3月31日公営企業管理規程第2号 昭和52年3月31日公営企業管理規程第2号
昭和56年3月26日公営企業管理規程第2号 昭和57年3月31日公営企業管理規程第3号
平成元年3月27日公営企業管理規程第4号 平成5年3月29日公営企業管理規程第4号
平成10年3月30日公営企業管理規程第1号 平成14年12月26日公営企業管理規程第10号
平成15年8月25日公営企業管理規程第8号 平成15年12月25日公営企業管理規程第12号
平成26年9月11日公営企業管理規程第2号 令和3年3月29日公営企業管理規程第1号
県営水道給水条例施行規程を次のように制定する。

県営水道条例施行規程

（趣旨）

第1条 この管理規程は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）及び県営水道条例（昭和38年長野県条例第17号。以下「条例」という。）の規定に基づき、法及び条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（給水区域）

第1条の2 条例第3条の規定による給水区域は、別表第1に掲げる区域とする。

2 長野県公営企業管理者（以下「管理者」という。）は、前項の給水区域を表示した図面を水道管理事務所において、一般の縦覧に供するものとする。

（給水装置新設等の申込み）

第2条 条例第4条の規定による申込みは、給水装置新設（改造、修繕、撤去）申込書（様式第1号）によりしなければならない。ただし、修繕に係る申込みにあつては、管理者が認めた場合は、口頭によることができる。

2 前項の申込書は、給水装置の工事を管理者が法第16条の2第1項の指定をした者に行わせることを希望するときは、その者を經由して提出するものとする。

（配水管布設計画の公表）

第2条の2 管理者は、県営水道の管理に関する長期的な配水管布設計画により、配水管の布設工事を実施することとなつたときは、すみやかに当該工事による配水管の布設の位置、延長及び工事の実施時期を公表するものとする。

（配水管の工事費のうち申込人の負担する額）

第2条の3 条例第6条第2項に規定する管理者が定める額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

（1） 次のアに掲げる額からイに掲げる額を控除した額（2人以上の者の申込みにより、条例第6条第2項に規定する県の布設計画に基づかない配水管（以下「計画外配水管」という。）を新設する場合においては、各人につき計算して得た額の合計額とする。以下「差額」という。）が、計画外配水管の新設に要する工事費の額（以下「計画外工事費額」という。）以下の額である場合
差額

ア 計画外配水管を新設しないで当該申込みに係る給水装置の新設等（以下「給水装置の新設等」という。）をした場合に要する工事費の額

イ 計画外配水管を新設して給水装置の新設等をした場合に要する当該給水装置の新設等の工事費の額

（2） 差額が計画外工事費額をこえる場合 計画外工事費額

2 2人以上の者の申込みにより計画外配水管を新設する場合における各人の負担額は、前項に定める額を、それぞれ、各人に係る差額によりあん分して得た額とする。

3 計画外配水管の新設の際、将来、当該計画外配水管を使用して給水を受ける者が生ずることが見

込まれる場合その他特別の理由により、権衡上必要があると認められるときは、前2項の規定にかかわらず、条例第6条第2項に規定する管理者が定める額を、別に定めることがある。

第2条の4 条例第6条第3項に規定する管理者が定める額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

(1) 給水装置を新設する場合 次のアに掲げる額にイに掲げる数値を乗じて得た額

ア 条例第6条第2項の規定により申込人の負担とした額を、当該申込人（以下「新設時申込人」という。）が給水を受けるために使用した計画外配水管の部分の長さの数値（新設時申込人が施設した給水装置の水道メーターの口径が13ミリメートルを超えるものである場合においては、当該数値に別表第2に定める係数を乗じて得た数値とし、新設時申込人が2人以上であった場合においては、各人につき算定した数値の合計額とする。）で除して得た額（その値が1に満たない場合にはこれを1とし、その値に1未満の端数がある場合にはその端数を切り上げるものとする。）

イ 計画外配水管のうち、条例第6条第3項の規定により負担する者（以下「事後申込人」という。）が給水を受けるために使用する部分の長さの数値（事後申込人が施設する給水装置の水道メーターの口径が13ミリメートルを超えるものである場合においては、当該数値に別表第2に定める係数を乗じて得た数値とする。）

(2) 給水装置の改造により、水道メーターを口径の大きなものに取り替える場合当該給水装置を新設するものとみなして前号の例により算定した額から、当該計画外配水管について、当該事後申込人が、条例第6条第2項又は同条第3項の規定により、既に負担した額を控除した額

2 前項に規定する額が、計画外工事費額から、既に、新設時申込人及び事後申込人が負担した額を控除した額（以下「限度額」という。）を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該限度額を前項に定める額とする。この場合において、事後申込人が同時2人以上生じたときにおける各人に係る同項の額は、当該限度額を、各人について前項の規定により算定した額によりあん分して得た額とする。

3 同一の計画外配水管について、事後申込人が負担する前2項の規定による額が、新設時申込人が負担した額と著しく権衡を失すると認められるときは、前2項の規定にかかわらず、別に額を定めることがある。

（費用の算出方法）

第3条 条例第7条第1項各号に規定する費用は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところにより算出した額の範囲内とする。

(1) 材料費 管理者が当該材料の購入価格、時価等を基準として定めた単価に所要の数量を乗じて得た額

(2) 運搬費 管理者が当該材料の積載量及び運搬距離を基準として定めた単価に所要の数量を乗じて得た額

(3) 労力費 管理者が定める職種別賃金基本日額に所要の員数を乗じて得た額

(4) 道路復旧費 当該道路を復旧するために要する額

(5) 事務費 当該給水装置の新設等の設計及び監督に要する額

（代理人選定届）

第4条 条例第10条の規定による届出は、代理人選定届（様式第2号）によりしなければならない。

（県営水道給水申込書）

第5条 条例第13条の規定による申込みは、県営水道給水申込書（様式第3号）によりしなければならない。ただし、管理者が認めた場合は、口頭によることができる。

（管理人選定届）

第6条 条例第14条の規定による届出は、管理人選定届（様式第4号）によりしなければならない。

（給水装置異状届）

第7条 条例第16条第2項の規定による届出は、給水装置異状届（様式第5号）によりしなければならない。ただし、管理者が認めた場合は、口頭によることができる。

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等の基準）

第8条 条例第18条の3第2項に規定する管理者が定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 水槽の清掃を1年に1回、定期に行うこと。

- (2) 有害物、汚染等によつて水が汚染されるのを防止するために、水槽の点検等必要な措置を講ずること。
 - (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令（平成4年厚生省令第69号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- 2 前項の基準は、知事が簡易専用水道以外の貯水槽水道について定めた管理基準に従つて定めたものである。

（県営水道使用休止届等）

第9条 条例第20条第1項の規定による届出は、県営水道使用休止届（様式第6号）又は消火栓（私設消火栓）使用届（様式第7号）によりしなければならない。

- 2 条例第20条第2項の規定による届出は、消火用水使用届（様式第8号）又は水道メーター損失届（様式第9号）によりしなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、管理者が認めた場合は、口頭によることができる。

（生活保護法の規定により現に保護を受けている者である使用者の範囲）

第9条の2 条例別表第2の1の(1)に規定する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により現に保護を受けている者である使用者（以下「被保護使用者」という。）で管理者が別に定めるものは、被保護使用者であつて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 共用給水装置以外の給水装置を使用する使用者
- (2) 共用給水装置を使用する使用者のうち、その全部の者が、次のいずれかに該当する場合における当該使用者
 - ア 生活保護法の規定により現に保護を受けている者
 - イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものである使用者（以下「母子世帯等使用者」という。）のうち次条各号のいずれかに該当するもの

（配偶者のない者で現に児童を扶養しているものである使用者の範囲）

第9条の3 条例別表第2の1の(1)に規定する母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものである使用者で管理者が別に定めるものは、母子世帯等使用者であつて、次の各号のいずれかに該当する者（共用給水装置を共用する使用者にあつては、当該使用者の全部が前条第2号ア又はイのいずれかに該当する場合における当該使用者であるものに限る。）とする。

- (1) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定により現に児童扶養手当の支給を受けている者（児童が同法第13条の2第1項各号のいずれにも該当せず、又は使用者が同条第2項各号のいずれにも該当しないものとしたならばその支給を受けることとなる者を含む。）
- (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条の規定により、現に特別児童扶養手当の支給を受けている者（児童が同条第3項第2号に該当しないものとしたならばその支給を受けることとなる者を含む。）

（低額基本料金適用申出書）

第9条の4 条例別表第2の1の(1)に規定する基本水量に対する料金の適用を受けようとする使用者は、低額基本料金適用申出書（様式第10号）により、その旨を管理者に申し出なければならない。

（使用水量の認定）

第10条 条例第24条の規定による認定は、使用水量が不明である期間の前4か月又は前年同期における使用水量その他の事情を考慮して行うものとする。

（概算料金の予納）

第10条の2 使用者は、概算料金を予納しようとするときは、あらかじめ予納しようとする月の前月の末日までに、その旨を管理者に申し出なければならない。

- 2 管理者は、使用者から前項の申出があつたときは、速やかに、申出に係る期間の水道料金の概算額を定めて納入通知書を発行するものとする。
- 3 管理者は、予納した概算料金が充当すべき期間の料金に不足することとなつたときは、納入通知書により、その不足すると見込まれる概算料金の額を随時納入させることがある。

- 4 管理者は、予納した概算料金を料金に充当すべき期間が経過した場合において、概算料金に残額が生じたときは、当該残額を、順次、翌月分に充当することがある。
- 5 前4項に定めるもののほか、概算料金の予納に関し必要な事項は、別に定める。

(給水装置検査員証)

第11条 法第17条第2項に規定する証明書は、給水装置検査員証(様式第11号)による。

(給水装置検査請求書等)

第12条 法第18条第1項の規定による請求は、給水装置(水質)検査請求書(様式第12号)によりしなければならない。

附 則

この管理規程は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(昭和39年3月30日公営企業管理規程第20号)

この管理規程は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則(昭和42年3月30日公営企業管理規程第36号)

この管理規程は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則(昭和44年3月31日公営企業管理規程第20号)

1 この管理規程は、昭和44年4月1日から施行する。

2 この管理規程による改正後の県営水道条例施行規程(以下「改正後の管理規程」という。)第9条の2から第9条の4までの規定は、昭和44年5月分の料金から適用する。

附 則(昭和46年7月13日公営企業管理規程第13号)

この管理規程は、昭和46年7月13日から施行する。

附 則(昭和48年3月31日公営企業管理規程第2号)

この管理規程は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年3月31日公営企業管理規程第2号)

この管理規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年3月26日公営企業管理規程第2号)

この管理規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年3月31日公営企業管理規程第3号)

この管理規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(平成元年3月27日公営企業管理規程第4号)

この管理規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月29日公営企業管理規程第4号)

この管理規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年3月30日公営企業管理規程第1号)

この管理規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成14年12月26日公営企業管理規程第10号)

この管理規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年8月25日公営企業管理規程第8号)

この管理規程は、平成15年9月1日から施行する。ただし、別表第1の長野市の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年12月25日公営企業管理規程第12号)

この管理規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年9月11日公営企業管理規程第2号)

(施行期日)

1 この管理規程は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第9条の3第1号及び第2号の改正規定は、同年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現にこの管理規程による改正前の県営水道条例施行規程第9条の3各号のいずれかに該当している使用者及び現に県営水道条例施行規程第9条の4の規定により申し出ている使用者でこの管理規程による改正前の県営水道条例施行規程第9条の3各号のいずれかに該当するもののうち、この管理規程による改正後の県営水道条例施行規程第9条の3各

号のいずれにも該当しないこととなるものについては、同条に規定する別に定めるものとする。

附 則（令和3年3月29日公営企業管理規程第1号）

この管理規程は、公布の日から施行する。

（別表第1）（第1条の2関係）

給水区域	
長野市	篠ノ井布施五明の一部 篠ノ井布施高田 篠ノ井御幣川 篠ノ井横田 篠ノ井会 合戦場一丁目 合戦場二丁目 合戦場三丁目 篠ノ井塩崎の一部 篠ノ井小松原の一部 篠ノ井岡田の一部 篠ノ井二ツ柳の一部 篠ノ井石川の一部 みこと川 篠ノ井小森 篠ノ井東福寺の一部 東犀南 神明 篠ノ井杵淵 篠ノ井西寺尾 篠ノ井有旅の一部 篠ノ井山布施の一部 川中島町今井 川中島町今井原 川中島町原 里島 川中島町御厨 金井田 川中島町今里 川中島町上氷鉋 川中島町四ツ屋 三本柳西一丁目 三本柳西二丁目 三本柳西三丁目 三本柳東一丁目 三本柳東二丁目 三本柳東三丁目 稲里一丁目 稲里町中氷鉋 稲里町中央一丁目 稲里町中央二丁目 稲里町中央三丁目 稲里町中央四丁目 稲里町下氷鉋 下氷鉋一丁目 広田 稲里町田牧 真島町真島 真島町川合 小島田町 丹波島一丁目 丹波島二丁目 丹波島三丁目 青木島一丁目 青木島二丁目 青木島三丁目 青木島四丁目 青木島町青木島の一部 青木島町綱島 大橋南一丁目 大橋南二丁目 青木島町大塚 信更町宮平の一部 市場
上田市	大字十人 大字新町 大字山田の一部 大字手塚の一部 大字前山の一部 大字野倉の一部 大字別所温泉の一部 大字小島 大字保野の一部 大字舞田の一部 大字中野 大字八木沢の一部 大字五加 大字本郷 大字下之郷の一部 大字古安曾の一部 大字富士山の一部 大字仁古田の一部 大字小泉の一部
千曲市	大字稲荷山の一部 大字野高場 大字屋代の一部 大字粟佐 大字森の一部 大字雨宮の一部 大字生萱の一部 大字土口の一部 大字倉科の一部 大字寂蒔の一部 大字鋳物師屋 大字打沢の一部 大字小島の一部 大字桜堂の一部 大字杭瀬下 大字新田 大字中 上山田温泉一丁目 上山田温泉二丁目 上山田温泉三丁目 上山田温泉四丁目 大字上山田の一部 大字新山の一部 大字力石の一部 大字磯部の一部 大字戸倉の一部 大字戸倉温泉 大字羽尾の一部 大字須坂 大字若宮の一部 大字小船山 大字内川 大字千本柳 大字上徳間
埴科郡坂城町	大字南条の一部 大字中之条の一部 大字坂城の一部 大字上五明の一部 大字上平の一部 大字綱掛の一部

（別表第2）（第2条の4関係）

水道メーターの口径	係数
20ミリメートル	1.04
25	1.08
30	1.11
40	1.18
50	1.27
75	2.95
100	3.33
125	3.68
150	4.79
200	5.55

(様式第1号) (第2条関係)

給水装置新設(改造・修繕・撤去)申込書

年 月 日

長野県公営企業管理者

殿

住 所
氏 名

下記のとおり、給水装置の新設(改造・修繕・撤去)をしてください。

記

工 事 場 所	市・町(大字)			番地
現 場 の 目 標				
工 事 の 種 別	新設	改造	修繕	撤去
給水装置の種別	専用	共用	私設消火栓	
給 水 栓 数	栓	水道メーターの口径	mm	
指定給水装置 工事事業者名				

(様式第2号) (第4条関係)

代 理 人 選 定 届

年 月 日

長野県公営企業管理者

殿

所有者

住 所

氏 名

下記のとおり、代理人を選定しました。

記

代 理 人	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先 電 話 番 号	

(様式第3号) (第5条関係)

県 営 水 道 給 水 申 込 書

年 月 日

長野県公営企業管理者

殿

氏 名
連絡先電話番号

下記のとおり、県営水道により給水してください。

記

使 用 者 番 号		地図番号	
給 水 開 始 年 月 日	年 月 日		
給水装置の設置場所	市・町 大字		番地
納入通知書の送付先	(上記と同一の場合は記入不要) 市 町 大字 番地 村		
給 水 装 置 の 種 別	専用	共用	私設消火栓
受 付 年 月 日	年 月 日	受 付 者	

(様式第4号) (第6条関係)

管 理 人 選 定 届

年 月 日

長野県公営企業管理者

殿

住 所
氏 名
(連名)

下記のとおり、管理人を選定しました。

記

給水装置の設置場所	市 町	番地
共用建物の名称		
管理人の住所及び 氏 名		

(様式第5号) (第7条関係)

給 水 装 置 異 状 届

年 月 日

長野県公営企業管理者

殿

使用者等
住 所
氏 名

下記のとおり、給水装置の異状があります。

記

給水装置の設置場所	市 町 番地
異状内容の要点	

(様式第6号) (第9条関係)

県 営 水 道 使 用 休 止 届

年 月 日

長野県公営企業管理者

殿

使用者
氏 名
連絡先電話番号

下記のとおり、県営水道の使用を休止します。

記

使 用 者 番 号		地図番号	
休 止 年 月 日	年	月	日
給水装置の設置場所	市・町	大字	番地
納入通知書の送付先 (転居先住所)	市 町 村	大字	番地
精算金支払方法	口座振替払 ・ 納入通知書払		
受 付 年 月 日	年	月	日
		受 付 者	

(様式第7号) (第9条関係)

消 火 栓 (私 設 消 火 栓) 使 用 届

年 月 日

長野県公営企業管理者

殿

使用者
住 所
氏 名

下記のとおり、消火演習に消火栓（私設消火栓）を使用します。
つきましては、職員の立会いをお願いします。

記

消火栓の設置場所	市・町 大字	番地
使 用 日 時	年 月 日 時 分から	時 分まで

(様式第8号) (第9条関係)

消 火 用 水 使 用 届

年 月 日

長野県公営企業管理者

殿

使用者
住 所
氏 名

下記のとおり、消火のために水を使用しました。

記

消火栓の設置場所	市・町 大字 番地
使 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
用 途	市・町 大字 番地に 発生した火災消火のため

(様式第9号) (第9条関係)

水道メーター損失届

年 月 日

長野県公営企業管理者

殿

使用者
住所
氏名

下記のとおり、水道メーターを損失しました。

記

給水装置の設置場所	市町 番地
損失した数量	個
損失の理由	

低額基本料金適用申出書

年 月 日

長野県公営企業管理者

殿

住 所
氏 名

下記の理由により条例別表第 2 の 1 の(1)に規定する料金の適用を受けたいので申し出ます。

記

事 由	1	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する被保護者	
	2	母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 5 条第 1 項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもので児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）若しくは特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）により手当の支給を受けている者又はこれに準ずる者	
	3	共用給水装置による使用者	
共用給水装置を共用している使用者の住所、氏名及びこれらの者の適用理由			
住	所	氏 名	適 用 理 由

(添付書類) 市町村長の証明書

(備 考) 太枠内の事由の番号（共用給水装置による使用者は 1 又は 2 及び 3）に○印をし、3 に該当する者は細枠の欄にも必要事項を記入すること。

(表)

			第	号
		職	氏	名
		給	水	装
		置	検	査
		員	証	
		年	月	日
				交付
		長	野	県
		公	営	企
		業	管	理
		者		
		氏		名
				印

(裏)

水 道 法 抜 粋

(給水装置の検査)

第17条 水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によつて水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代るべき者の同意を得なければならない。

2 前項の規定により給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

縦 9センチメートル

横 6センチメートル

(様式第 12 号) (第 12 条関係)

給水装置 (水質) 検査請求書

年 月 日

長野県公営企業管理者

殿

使用者等 (管理人)

住 所

氏 名

下記のとおり、給水装置 (水質) の検査をしてください。

記

給水装置の設置場所	市 大字 番地 町
検査請求の内容	

小規模水道維持管理指導要綱

61. 8. 29 付け 61 食第 356 号
一部改正 62. 4. 1 付け 61 食第 623 号
一部改正 4. 12. 21 付け 4 食第 451 号
一部改正 12. 3. 17 付け 11 食第 660 号
一部改正 16. 2. 2 付け 15 食第 516 号
一部改正 18. 4. 3 付け 18 水資第 2 号
一部改正 20. 3. 6 付け 19 水第 181 号
一部改正 21. 3. 27 付け 20 水大第 368 号
一部改正 25. 3. 28 付け 24 水大第 457 号
一部改正 26. 3. 31 付け 25 水大第 392 号
一部改正 29. 3. 24 付け 28 水大第 311 号
一部改正 2. 3. 31 付け元水大第 442 号
一部改正 3. 3. 16 付け 2 水大第 339 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、長野県内の小規模水道（市に所在するものを除く。）を適正に管理して、清浄な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

（用語の定義）第 2 条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「小規模水道」とは、次の第 2 号から第 5 号までに掲げるものをいう。
- (2) 「飲料水供給施設」とは、給水人口が 50 人以上 100 人以下であり、水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項に規定するもの（以下「水道」という。）をいう。
- (3) 「簡易給水施設」とは、給水人口がおおむね 20 人以上 49 人以下である水道をいう。
- (4) 「簡易専用水道」とは、法第 3 条第 7 項に規定するものをいう。
- (5) 「準簡易専用水道」とは、法第 3 条第 2 項に規定する水道事業の用に供する水道、飲料水供給施設又は簡易給水施設から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、水の供給を受けるための水槽を有するものであって前号に規定する簡易専用水道以外のものをいう。
- (6) 「設置者等」とは、小規模水道を設置する者又は当該小規模水道を管理する責任を有する者をいう。

(水質基準)

第 3 条 小規模水道により供給される水は、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号。以下「省令」という。）に定めるところによるものとする。

(施設基準)

第 4 条 小規模水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該小規模水道の形態等に応じた必要な施設を有し、かつ、消毒施設を備えていなければならない。ただし、消毒設備については、簡易専用水道及び準簡易専用水道にあって、給水栓において、消毒効果が確認される場合は、この限りでない。

2 小規模水道の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。

第 2 章 飲料水供給施設及び簡易給水施設

（設置の届出）第 5 条 飲料水供給施設又は簡易給水施設の設置者は、給水を開始しようとするときは、あらかじめ、給水栓において、第 3 条に定める項目及び消毒の残留効果について水質検

査を行うとともに、次の各号に掲げる事項を記載した小規模水道設置届（様式第1号）に関係図面を添えて当該施設の所在地を管轄する地域振興局長に提出しなければならない。

- (1) 設置者の氏名、住所及び連絡先（法人にあっては、その名称、代表者の氏名、住所及び連絡先並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 管理責任者の氏名、住所及び連絡先
- (3) 水道名
- (4) 設置主体
- (5) 給水開始年月
- (6) 給水人口及び世帯数
- (7) 給水地区名
- (8) 水源の種別及び取水地点
- (9) 浄水方法
- (10) 配水池の規模
- (11) 水質検査の結果

2 前項の規定により届出を行った者は、同項第1号、第2号及び第7号から第9号までに掲げる事項を変更しようとするとき、又は当該施設を廃止しようとするときは、小規模水道変更（廃止）届（様式第1号）を当該施設の所在地を管轄する地域振興局長に提出しなければならない。

（水質検査）

第6条 飲料水供給施設又は簡易給水施設の設置者等は、給水栓における水について、次の各号に掲げる水質検査をそれぞれ当該各号に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 消毒の残留効果、色及び濁りに関する検査 7日以内に1回以上
 - (2) 省令の表の上欄に掲げる事項に関する検査 6か月以内に1回以上
- 2 前項第2号の検査のうち、省令の1の項、2の項、9の項、11の項、38の項及び46の項から51の項までの項の上欄に掲げる事項以外の事項に関する検査の全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、年1回以上まで省略することができる。
- 3 第1項の水質検査を行ったときは、その状況を記録し、1年間保存しなければならない。
- （衛生上の措置）

第7条 飲料水供給施設又は簡易給水施設の設置者等は、次の各号に掲げる衛生上の措置を講じなければならない。

- (1) 取水場、浄水場、配水池は、常に清潔にし、水の汚染防止を充分にすること。
- (2) 前号の施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講ずること。
- (3) 給水栓における水が、残留塩素を0.1mg/l以上保持するように塩素消毒をすること。

第3章 簡易専用水道及び準簡易専用水道

（設置の届出）

第8条 簡易専用水道又は準簡易専用水道の設置者は、給水を開始したときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した小規模水道設置届（様式第2号）に関係図面を添えて当該施設の所在地を管轄する地域振興局長に提出しなければならない。

- (1) 設置者の氏名、住所及び連絡先（法人にあっては、その名称、代表者の氏名、住所及び連絡先並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 建築物の名称、所在地、設置年月、主な用途及び構造
- (3) 管理責任者の氏名、住所及び連絡先
- (4) 貯水槽の設置場所、構造、材質、基数及び有効容量
- (5) 供給を受ける水道名
- (6) 塩素消毒設備の有無

2 前項の規定により届出を行った者は、同項各号に掲げる事項を変更したとき、又は当該施設を廃止したときは、速やかに、小規模水道変更（廃止）届（様式第2号）を当該施設の所在地を管轄する地域振興局長に提出しなければならない。

（準簡易専用水道の管理基準）

第9条 準簡易専用水道の設置者等は、次の各号に掲げる基準に従い、当該施設の管理をしなければならない。

- (1) 水槽の清掃を毎年1回以上、定期に行うこと。
- (2) 有害物、汚染等によって水が汚染されるのを防止するために、水槽の点検等必要な措置を講ずること。
- (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

（消毒効果の確認）

第10条 簡易専用水道又は準簡易専用水道の設置者等は、給水栓において、7日以内に1回以上消毒の残留効果に関する検査を行い、残留塩素が0.1mg/l以上あるか確認しなければならない。

2 前項の検査を行ったときは、その状況を記録し、1年間保存しなければならない。

第4章 指導（改善勧告等）

第11条 地域振興局長は、小規模水道（簡易専用水道を除く。以下この章において同じ。）について衛生上若しくは保安上危害が起こり、又はそのおそれがあると認めるときは、設置者等に対し施設の改善又は給水の停止を勧告することができる。

（報告の徴収及び立入調査）

第12条 地域振興局長は、必要があると認めるときは、小規模水道の設置者等の協力を得て、当該設置者等から必要な報告を求め、又は当該職員をして、当該水道に立ち入らせ、施設及び帳簿書類を調査させることができる。

第5章 雑則

（図面の備付け）

第13条 設置者等は、小規模水道の施設の配置及び系統を明らかにした図面を整備し保存しておかなければならない。

（事故の報告）

第14条 設置者等は、供給する水が人の健康を害する恐れがあると知った時は、直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知するとともに、該当施設の所在地を所管する地域振興局長へ連絡し指示を受けなければならない。

附 則（施行期日）

1 この要綱は、昭和61年11月1日から施行する。

（指導要領の廃止）

2 簡易専用水道指導要領及び受水槽以下給水施設の維持管理指導要領は、廃止する。

（経過措置）

3 この要綱施行の際、現に給水を開始している小規模水道の設置者は、この要綱施行の日から3月以内に、第5条第1項又は第8条第1項の規定による届出を小規模水道の所在地を直轄する保健所長にしなければならない。

附 則（平成4年12月21日4食第451号）

（施行期日）

この要綱は、平成5年12月1日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 17 日 11 食第 660 号）
（施行期日）
この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

- 附 則（平成 16 年 2 月 2 日 15 食第 516 号）
（施行期日）
- 1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
 - 2 平成 17 年 3 月 31 日までの間は、第 6 条第 2 項中「45 の項」とあるのは、「有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）」とする。

附 則（平成 18 年 4 月 3 日 18 水資第 2 号）
（施行期日）
この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 6 日 19 水第 181 号）
（施行期日）
この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 27 日 20 水大第 368 号）
（施行期日）
この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 28 日 24 水大第 457 号）
（施行期日）
この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日 25 水大第 392 号）
（施行期日）
この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 24 日 28 水大第 311 号）
（施行期日）
この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日 元水大第 442 号）
（施行期日）
この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 16 日 2 水大第 339 号）
（施行期日）
この要綱は、令和 3 年 3 月 16 日から施行する。

水質基準に関する省令

（1, 一般細菌、2, 大腸菌、9, 亜硝酸態窒素、11, 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、38, 塩化物イオン、46, 有機物（全有機炭素（TOC）の量）、47, pH 値、48, 味、49, 臭気、50, 色度、51, 濁度）

(様式第1号) (第5条関係)

整理番号	
------	--

小規模水道（飲料水供給施設・簡易給水施設）
設置（変更・廃止）届

年 月 日

地域振興局長 様

設置者 住所
電話
氏名

下記のとおり、小規模水道を設置（変更・廃止）します。
記

変更					
設置者	住所 電話			氏名	
管理責任者	住所 電話			氏名	
水道名					
設置主体					
給水地区名					
給水開始年月日					
給水人口 及び世帯数					
水源の種別 及び取水地点					
浄水方法	消毒のみ	普通沈でん	緩速ろ過	その他 ()	
		薬品沈でん	急速ろ過		
配水池の規模	寸法		池数	有効容量	
				m ³	
				m ³	

変更（廃止）年月日

(添付書類)

- 1 水道の位置図及び一般平面図
- 2 給水区域図
- 3 水質検査の結果

(記入上の注意事項)

1 設置者

小規模水道の設置者の住所、氏名を記入すること。共同の場合は、その代表者を記入すること。

2 管理責任者

小規模水道の維持管理の責任者を記入すること。

3 設置主体

市町村営の場合は、市町村名、市町村営以外の場合は、「〇〇水道組合」、「〇〇区」等と記入すること。

4 給水地区名

小規模水道の所在市町村名及び地区名（集落名）を記入すること。

5 水源の種別及び取水地点

水源の種別は、表流水、伏流水、浅井戸、深井戸、湧水及び受水の別を記入すること。
取水地点は、水源の位置を字名等で記入すること。

6 浄水方法

該当する項目に「○」をすること。「その他」欄は、特種処理をしている場合にその処理方法を具体的に（ ）に記入すること。

7 配水池の規模

配水場毎に配水池の構造を記入すること。2池以上ある場合は有効容量欄には、有効容量の合計を記入すること。

8 変更届

変更届の場合には、変更のある事項について、変更欄に「○」をすると共に、変更前及び変更後の内容を対照させること。

(様式第2号) (第8条関係)

整理番号	
------	--

小規模水道（簡易専用水道・準簡易専用水道）
設置（変更・廃止）届

年 月 日

地域振興局長 様

設置者 住所
電話
氏名

下記のとおり、小規模水道を設置（変更・廃止）します。

記

変更						
	建築物	名称			設置年月日	
		所在地			主な用途	
		構造	地上 階、地下 階、延べ面積	m ²	特定建築物 該当の有無	有 無
	設置者	住所			氏名	
		電話				
	管理責任者	住所			氏名	
		電話				
水 槽	区分	槽別	設置場所	構造・材質	基数	有効容量 (m ³)
		受水槽				
		高置水槽				
	供給を受ける 水道名				塩素消毒設備	有 無
	備考					

変更（廃止）年月日

(添付書類)

建築物所在地の見取り図

(記入上の注意事項)

1 設置者

小規模水道（建築物）の設置者（所有者）の住所、氏名を記入すること。
共同の場合は、その代表者を記入すること。

2 建築物

(1) 名称

〇〇マンション〇号棟、〇〇小学校、〇〇会社〇〇工場等建築物の名称を記入すること。

(2) 設置年月日

小規模水道（建築物）の設置年月日を記入すること。

(3) 主な用途

共同住宅、学校、工場等主な用途を記入すること。

(4) 特定建築物該当の有無

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に定める特定建築物に該当の有無を記入すること。

3 管理責任者

小規模水道の維持管理の責任者を記入すること。

4 水槽

(1) 設置場所

屋外、屋内（地下〇階）、屋上、地上〇階、天井裏等と記入すること。

(2) 構造・材質

長方形、円筒形等の構造及び材質（鉄筋コンクリート、鋼板、強化プラスチック、ステンレス等）を記入すること。

(3) 有効容量

水槽の容量ではなく、水槽において水の最高水位と最低水位との間に貯留される容量を記入すること。2基以上ある場合には有効容量の合計を記入すること。

5 供給を受ける水道名

〇〇市上水道等、受水槽に受ける水道の名称を記入すること。

6 塩素消毒設備

再消毒のための設備の有無を○で囲むこと。

7 建築物所在地の見取り図

建築物所在地の案内図を添付すること。

8 変更届

変更届の場合には、変更のある事項について、変更欄に「○」をすると共に、変更前及び変更後の内容を対照させること。

県営水道指定給水装置工事事業者の指定及び 給水装置工事の施行に関する要綱

(制定：令和元年 9 月 30 日付け元企本第 365 号)

(改正：令和 3 年 4 月 1 日付け 3 企本第 126 号)

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、県営水道条例（昭和 38 年長野県条例第 17 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、長野県営水道指定給水装置工事事業者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）の指定及び当該指定給水装置工事事業者が給水装置工事（長野県公営企業管理者が行なう給水装置工事を請け負う場合を除く。）を施行するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この要綱において「法」とは、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）をいう。

2 この要綱において「施行令」とは、水道法施行令（昭和 32 年政令第 366 号）をいう。

3 この要綱において「施行規則」とは、水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）をいう。

4 この要綱において「管理者」とは、長野県公営企業管理者をいう。

5 この要綱において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために管理者が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

6 この要綱において「給水装置工事」とは、給水装置の新設、改造、修繕（施行規則第 13 条で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をいう。

7 この要綱において「主任技術者」とは、給水装置工事主任技術者をいう。

(業務処理の原則)

第 3 条 指定給水装置工事事業者は、法、施行令、施行規則、条例、県営水道条例施行規程（昭和 38 年長野県公営企業管理規程第 10 号。以下「施行規程」という。）及びこれらの規程に基づく管理者の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

第 2 章 指定給水装置工事事業者の指定等

(指定の申請)

第 4 条 法第 16 条の 2 第 1 項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行なう。

2 指定給水装置工事事業者として指定を受けようとする者は、施行規則に定められた指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第 1 号）により次の各号に掲げる事項を記載し、管理者に提出しなければならない

ない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名
- (2) 条例第3条に定める給水区域において給水装置工事業の事業を行なう事業所(以下「事業所」という。)の名称及び所在地並びに法第25条の4第1項の規程によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号
- (3) 給水装置工事業を行なうための機械器具の名称、性能及び数
- (4) 事業の範囲

3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。

- (1) 法第25条の3第1項第3号のイからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
- (2) 法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し

4 前項第1号に規定する書類は、施行規則に定められた誓約書(様式第2号)によるものとする。

(指定の基準)

第5条 管理者は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行なう。この場合において、その指定の有効期間は5年とする。

- (1) 事業所ごとに、法第25条の4第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- (2) 次に定める機械器具を有する者であること。
 - ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - エ 水圧テストポンプ
- (3) 法第25条の3第1項第3号のイからへまでのいずれにも該当しない者であること。

(指定の更新)

第5条の2 前2条の規定は、法第25条の3の2第1項の指定の更新について準用する。

2 管理者は、前項の規定による指定の更新を行うに当たり、次に掲げる事項を確認するものとする。

- (1) 指定給水装置工事業者の講習会の受講実績
- (2) 指定給水装置工事業者の業務内容
- (3) 主任技術者等の研修会の受講状況
- (4) 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

(情報の提供)

第5条の3 管理者は、水道の需要者に対し、前条第2項の規定により確認した事項について、水道の需要者の閲覧に供する等の当該事項を容易に知ることができる方法により、情報を提供することができる。ただし、指定給水装置工事業者の同意がない場合は、この限りでない。

(指定給水装置工事業者証の交付)

第6条 管理者は、法第16条の2第1項(法第25条の3の2第4項において準用する場合を含む。)の指

定を行ったときは、速やかに指定給水装置工事事業者が長野県営水道指定給水装置工事事業者証（以下「指定給水装置工事事業者証」という。）を交付する。

- 2 指定給水装置工事事業者は、事業の廃止を届け出たとき又は法第 25 条の 11 第 1 項の指定の取消しを受けたときは、指定給水装置工事事業者証を管理者に返納するものとする。
- 3 指定給水装置工事事業者は、事業の休止を届け出たとき又は要綱第 3 条の指定の停止を受けたときは、指定給水装置工事事業者証を管理者に提出するものとする。
- 4 指定給水装置工事事業者は、指定給水装置工事事業者証を汚損し、又は紛失し、若しくは記載事項に変更を生じたときは、再交付を申請することができる。

（変更等の届出）

第 7 条 指定給水装置工事事業者は、次の各号の一に掲げる事項に変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、又は休止し、若しくは再開したときは、次項に定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
 - (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (3) 法人にあっては、役員の氏名
 - (4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号
- 2 前項の変更の届出をしようとする者は、変更があった日から 30 日以内に施行規則に定められた指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第 3 号）に次の書類を添えて管理者に提出しなければならない。
- (1) 前項第 2 号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し
 - (2) 前項第 3 号に掲げる事項の変更の場合には、施行規則に定められている誓約書（様式第 3 号）及び登記事項証明書
- 3 第 1 項の事業の廃止、休止又は再開の届出を使用とする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から 30 日以内に、事業を再開したときは、当該再開の日から 10 日以内に、施行規則に定められた指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第 4 号）を管理者に提出しなければならない。

（指定の取消し）

第 8 条 管理者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、法第 16 条の 2 第 1 項の指定を取消すことがある。

- (1) 不正の手段により法第 16 条の 2 第 1 項の指定を受けたとき。
- (2) 法第 25 条の 3 第 1 項各号に適合しなくなったとき。
- (3) 法第 25 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に違反したとき。
- (4) 法第 25 条の 7 の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (5) 法第 25 条の 8 に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。

- (6) 法第 25 条の 9 の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
 - (7) 法第 25 条の 10 の規定による管理者の求めに対し正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
 - (8) その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。
- (指定の停止)

第 9 条 法第 25 条の 11 第 1 項各号に該当する場合において、指定給水装置工事事業者に慫慂すべき特段の事情があるときは、管理者は、指定の取消しに替えて、6 月を超えない期間を定め指定の効力を停止することがある。

(指定の公示)

第 10 条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、そのつどインターネットの利用その他の方法により公示する。

- (1) 法第 16 条の 2 第 1 項（法第 25 条の 3 の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により指定給水装置工事事業者を指定したとき。
- (2) 法第 25 条の 7 の規定により、指定給水装置工事事業者から給水装置工事業の廃止、休止、又は再開の届出があったとき。
- (3) 法第 25 条の 11 第 1 項の規定により指定給水装置工事事業者の指定を取り消したとき。
- (4) 要綱第 9 条の規定により指定給水装置工事事業者の指定を停止したとき。

第 3 章 給水装置工事主任技術者

(主任技術者の職務等)

第 11 条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
 - (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
 - (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が施行令第 6 条に定める基準に適合していることの確認
 - (4) 給水装置工事に関し、管理者と次に掲げる連絡又は調整を行なうこと
 - ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
 - イ 施行規則第 36 条第 1 項第 2 号に掲げる工事に係る工法、工期、その他の工事上の条件に関する連絡調整
 - ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡
- 2 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(主任技術者の選任等)

- 第12条 指定給水装置工事事業者は、法第16条の2第1項の指定を受けた日から2週間以内に、主任技術者を選任しなければならない。
- 2 指定給水装置工事事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から2週間以内に新たに主任技術者を選任しなければならない。
- 3 指定給水装置工事事業者は、主任技術者を選任し、又は解任したときは、施行規則に定められた給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式第5号)により、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。
- 4 指定給水装置工事事業者は、主任技術者の選任を行なうに当たっては、1の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、1の主任技術者が当該2以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行なうに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

第4章 指定給水装置工事事業者の責務

(指定給水装置工事事業者の責務)

- 第13条 指定給水装置工事事業者は、要綱第4条の規定により給水装置工事の施行に当たっては管理者の指示に従い、誠実かつ迅速に行わなければならないものとする。

(事業の運営に関する基準)

- 第14条 指定給水装置工事事業者は、次の各号に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。
- (1) 給水装置工事ごとに、法第25条の4第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して法第25条の4第3項各号に掲げる職務を行なう者を指名すること。
- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行なうことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
- (3) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- (4) 次に掲げる行為を行わないこと。
- ア 施行令第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。
- イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- (5) 施行した給水装置工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
- ア 施主の氏名又は名称

- イ 施行の場所
- ウ 施行完了年月日
- エ 主任技術者の氏名
- オ しゅん工図
- カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
- キ 法第 25 条の 4 第 3 項第 3 号の確認の方法及びその結果

(標示板)

第 15 条 指定給水装置工事事業者は、要綱第 2 条の規定により標示板（様式第 6 号）を事業所の見やすい場所に掲示しておくものとする。

(災害時の協力)

第 16 条 指定給水装置工事事業者は、要綱第 5 号の規定により水道施設が災害を受けた場合において、その復旧について管理者から協力を依頼されたときは、これに応じなければならないものとする。

第 5 章 給水装置工事の施行

(申込書の送付)

第 17 条 指定給水装置工事事業者は、条例第 4 条第 1 項及び施行規程第 2 条第 2 項の規定により給水装置の新設等を希望する者から給水装置新設（改造、修繕、撤去）申込書の提出を受けたときは、すみやかに管理者に送付するものとする。

(設計承認)

第 18 条 指定給水装置工事事業者は、管理者の設計審査を受ける場合は、条例第 5 条第 2 項及び要綱第 7 条の規定によりあらかじめ設計書 1 部を管理者に提出するものとする。

(施行方法)

第 19 条 指定給水装置工事事業者は、設計承認後条例第 5 条の 2 の規定により管理者が別に定める給水装置設計施工基準により給水装置工事を施行しなければならないものとする。

(しゅん工検査)

第 20 条 指定給水装置工事事業者は、給水装置がしゅん工したときは、速やかに管理者の検査を受けなければならないものとする。この場合において、埋設する部分の工事にあつては、写真等確認できる資料を提出しなければならないものとする。

2 指定給水装置工事事業者は、条例第 5 条第 2 項に規定する管理者の工事検査の結果、給水装置工事の手直しを指示されたときは、指定された期間内にこれを行ない、改めて管理者の工事検査を受けなければならない。

(水道メーター)

第 21 条 管理者は、指定給水装置工事事業者がしゅん工検査に合格したときは、当該指定給水装置工事事業者に対し水道メーターを支給するものとする。ただし、しゅん工前に一部給水を必要とする場合は、

当該箇所の部分検査に合格した後に水道メーターを支給することがある。

- 2 指定給水装置工事事業者は、前項の規定により水道メーターの支給を受けたときは、水道メーター受領書（様式第7号）を管理者に提出するものとする。
- 3 指定給水装置工事事業者は、給水装置の撤去を行ったときは、速やかに撤去した水道メーターを管理者に返納しなければならないものとする。
- 4 指定給水装置工事事業者は、給水装置の改造を行なう場合において、次の各号の一に該当するときは、ただちに、取りはずした水道メーターを管理者に返納し、新たに支給された水道メーターを取り付けなければならないものとする。ただし、第3号に該当する場合であっても、管理者が取り替える必要がないと認めるときは、この限りではない。
 - (1) 水道メーターの老朽化等により、管理者から指示されたとき。
 - (2) 改造工事で、水道メーターの規格が合わないとき。
 - (3) 工事の際、水道メーターの故障その他により主任技術者が取替えの必要を認めたとき。

（材料検査）

第22条 管理者は、必要があると認めるときは、指定給水装置工事事業者が給水装置工事に使用する材料を検査することがある。

（主任技術者の立会い）

第23条 管理者は、指定給水装置工事事業者が施行した給水装置工事に、法第17条の給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、当該工事を施行した事業所に係る主任技術者の立会いを求めることがある。

（報告又は資料の提出）

第24条 管理者は、指定給水装置工事事業者が施行した給水装置工事に、当該指定給水装置工事事業者に対し必要な報告又は資料の提出を求めることがある。

（県負担費用の請求）

第25条 指定給水装置工事事業者は、施行した給水装置工事に、条例第6条の規定により県が負担する費用については県負担費用請求書（様式第8号）により、毎月10日までに前月分を管理者に請求するものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、令和元年10月1日から適用する。

(様式第1号) (第4条関係)

(表面)

指定給水装置工事事業者指定申請書

長野県公営企業管理者

殿

年 月 日

申請者 氏名又は名称

住 所

代表者氏名

電話番号

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事業の範囲	
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(注) 第5条の2第2項の項目を確認できる書類を添付すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

(裏面)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる 給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる 給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

(別表) (第4条関係)

機 械 器 具 調 書

年 月 日現在

種 別	名 称	形 式、性 能	数 量	備 考

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。また、写真等、器具の確認できる書類を添付すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

(様式第2号) (第4条関係)

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

長野県公営企業管理者

殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

(様式第3号) (第7条関係)

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

長野県公営企業管理者

殿

年 月 日

届出者

水道法第5条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称			
住 所			
フリガナ 代表者の氏名			
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

(様式第4号) (第7条関係)

指定給水装置工事事業者 廃止
休止 届出書
再開

長野県公営企業管理者

殿

年 月 日

届出者

水道法第25条の7の規定に基づき、給水装置工事事業者の 廃止
休止 の届出をします。
再開

フリガナ 氏名又は名称	
住 所	
フリガナ 代表者の氏名	
(廃止・休止・再開) の年月日	
(廃止・休止・再開) の理由	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

(様式第5号) (第12条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

長野県公営企業管理者

殿

年 月 日

届出者

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任
解任
の届出を
します。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する 給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術 者免状の交付番号	選任・解任の年月日

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

(様式第6号) (第15条関係)

長野県営水道指定給水装置工事事業者
(長野県企業局)

商号又は名称	
代表者氏名	
事業所の所在地	

(備考) 縦40センチメートル、横55センチメートルとする。

(様式7号) (第21条関係)

年 月 日

長野県公営企業管理者
殿

指定給水装置工事事業者
担当者氏名

下記のとおり、水道メーターを受領しました。

- 1 受領数 個
- 2 内 訳

口 径 種 別	製 作 所 名	番 号	申 込 人 住 所 氏 名

県営水道指定給水装置工事事業者処分事務処理要領

平成 20 年 5 月 30 日 20 企事 67 号
平成 23 年 6 月 27 日 23 企本第 110 号 一部改正

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 25 条の 11 第 1 項並びに県営水道指定給水装置工事事業者の指定及び給水装置工事の施行に関する要綱（昭和 42 年公営企業告示第 15 号）第 3 条の規定により県営水道指定給水装置工事事業者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）に対して指定の取消し又は指定の停止（以下「処分」という。）をしようとする場合について、必要な事項を定めるものとする。

(処分基準)

第 2 条 前条の処分は別表の処分基準に定めるところによるものとする。

(処分の特例)

第 3 条 一の事案が処分基準の審査項目の二以上に該当するときは、主たる審査項目に該当する処分を行うものとする。

(報 告)

第 4 条 水道管理事務所長は、指定給水装置工事事業者が法第 25 条の 11 第 1 項の規定に該当すると認めたときは、報告書（別記様式）を作成し、次長（水道事業担当）へ提出するものとする。

2 水道管理事務所長は、前項の報告を行うにあたって必要と認めたときは、当該関係者から顛末書の提出を求めることができる。

(県営水道指定給水装置工事事業者処分審査委員会の設置)

第 5 条 指定給水装置工事事業者に対する処分を検討するため、県営指定給水装置工事事業者処分審査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(委員会の構成)

第 6 条 委員会の委員は、次長（水道事業担当）、水道事業係長、水道技術管理者、上田水道管理事務所長、同所管理課長、川中島水道管理事務所長及び同所管理課長とし、委員長は次長（水道事業担当）がこれにあたる。

2 次長（水道事業担当）に事故があるときは、水道事業係長がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第 7 条 次長（水道事業担当）は、第 4 条第 1 項の報告書の提出を受けたときは、直ちに委員会を開催するものとする。

2 前項のほか次長（水道事業担当）が必要と認めたときは、委員会を開催するものとする。

(会 議)

第 8 条 委員会は委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数の賛成により決するものとし、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(処分原案等の決定)

第 9 条 委員会は、処分が相当と認めたときは、処分原案を決定するものとする。

2 委員会において、処分するまでに至らないと決定した場合、次長（水道事業担当）は文書により注意を促すなど当該指定給水装置工事事業者に対する指導を行うものとする。

(事前手続)

第 10 条 次長（水道事業担当）は、委員会で決定された処分原案に基づき、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）に従い、次の各号に定める手続を執るものとする。

(1) 指定の取消しの場合 聴 聞

(2) 指定の停止の場合

弁明の機会の付与

2 前項第1号の手続きにおいて、行政手続法第19条に規定する主宰者は管理者が指名する。

(処分原案の再検討)

第11条 前条の聴聞または弁明の結果、新たな事実が判明したこと等により処分の内容を再検討する必要があると認めた場合、次長（水道事業担当）は委員会を開催するものとする。

(処分の決定)

第12条 管理者は、第10条の手続による主宰者の意見又は前条に規定する委員会の検討の結果等を考慮した上で処分を決定するものとする。

(処分の通知等)

第13条 次長（水道事業担当）は、決定された処分について、速やかに、処分を受ける指定給水設置工事業者に通知するとともに、水道管理事務所長へ処分が決定された旨通知するものとする。

2 次長（水道事業担当）は、決定された処分について、県営水道指定給水装置工事事業者の指定給水装置工事の施行に関する要領（平成10年9企水第192号）第10条第1項第3号又は第4号の規定により公示するものとする。

(使用水量の認定)

第14条 管理者の承諾を得ずに通水したこと等により、使用水量の認定を行う必要がある場合、水道管理事務所長は、通水開始の時期、水道の用途、類似使用者の使用水量、口径等を総合的に勘案して使用水量を認定し、水道料金を徴収するものとする。

(委員会の運営)

第15条 委員長は、委員会を開催するにあたり必要と認めたときは委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

2 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

1 この要領は平成12年4月1日から施行する。

附則

1 この要領は平成20年6月1日から施行する。

附則

1 この要領は平成23年6月27日から施行し、平成22年4月1日より適用する。

受水タンク以下の装置の施工指導基準

1 目 的

受水タンク以下の装置は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 8 項に規定する給水装置ではないが、その構造及び材質に不備があるときは、水質上問題を生じるおそれがあるので、受水タンク以下の装置の施工について指導するため、「建築基準法施行令の規定に基づき、建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための基準」（昭和 50 年 12 月 20 日建設省告示第 1597 号）に準じてこの基準を定める。

2 受水タンクの構造

受水タンクは、別に定める構造とし、製作設置の場合は、次の各号によらなければならない。

- (1) 水質に影響のない材質及び防水、防蝕塗料を使用すること。
- (2) 受水タンクのスラブの上部分は $\frac{1}{100}$ 以上の勾配を設けるとともに、修理又は内部の清掃がしやすいようマンホール面は、周囲より 10m 以上高くすること。
- (3) マンホール蓋は、ゴムパッキン付防水型を使用し、受水タンクに雨水、汚水の流入を防止すること。
- (4) 受水タンクの底部は、清掃がしやすいよう勾配 $\frac{1}{100}$ をとること。
- (5) 溢流管、通気管の末端には耐食性の防虫及び防鼠をはかるため、網を取付けること。
- (6) 満水警報装置及び濁水警報装置を取付けること。
- (7) 低置受水タンクは、地上（床上）式を原則とするが、建築の構造上、地下式となる場合は、タンクのスラブは地上（床上）より 75cm 以上の高さを保持すること。

3 受水タンクの位置

- (1) 受水タンクは、明るく換気がよく管理の容易な場所に設置し、し尿浄化槽、汚水ます等の汚染源に接近しない場所に設けなければならない。
- (2) 受水タンクを地階に設ける場合で、その位置が配水管よりかなり低いときは、受水タンクの上部に副受水タンク（受水タンクに準ずるもの）を設けなければならない。但し、給水管の口径が 25mm 以下の場合はこの限りでない。

4 受水タンクへの給水方法

受水タンクへの給水は、給水管を 50cm 以上たちあげて給水する落とし込み方式によるものとし、給水口の位置及び給水器具は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 給水口の位置は、受水タンクの満水面から給水口の口径以上（最少 50mm）の高さにしなければならない。
- (2) 給水器具は、ウォーターハンマー（水衝撃）の発生するおそれのあるもの又は、故障しやすいものは、使用してはならない。

5 受水タンクの容量

受水タンクの有効容量は、1 日使用水量の 4～6 時間分とし、一般には次の式を標準とする。

$$\text{有効容量} = \frac{\text{1日最大使用水量}}{\text{1日あたり使用時間}} \times 4 \sim 6 \text{時間}$$

6 高置タンクの構造

- (1) 高置タンクは、鉄筋コンクリート製、鋼板製又は合成樹脂製のものとし、漏水、汚染等のお

それのない構造としなければならない。

(2) 鉄筋コンクリートによる高置タンクの製作設置にあたっては、受水タンクに準じて必要な措置をしなければならない。

7 高置タンクの位置

高置タンクは、最上階の給水せんから上に 5m 以上の位置に設置するものとする。

8 高置タンクの揚水方法

受水タンクから高置タンクへの揚水方法は、水面自動制御装置方式又は、フロートスイッチ方式のポンプによるものとする。

9 高置タンクの容量

高置タンクの有効容量は、1 日使用水量の 30 分～1 時間分とし、つぎの式を標準とする。

$$\text{有効容量} = \frac{\text{1日最大使用水量}}{\text{1日あたり使用時間}} \times 30\text{分} \sim 1\text{時間}$$

10 屋内配管

鉄筋コンクリート建造物の屋内配管は、給水装置工事に準ずる構造、材質のものを使用しなければならない。

11 私設水道メーターの設置私設水道メーターで県に水道料金の各戸検針の徴収の委託をしようとするものは、次の各号によらなければならない。

(1) 3 階建以上の建物で、主として継続的な生活を営む住宅を有する場合は、各戸に県の指定する遠隔指示式水道メータ（以下「メーター」という）を設置するものとする。

(2) メーター及びその設置に必要な一切の附属設備は所有者の負担において施工するものとする。

(3) メーターの設置箇所は、不在でも容易に取替えのできる場所に設置し、漏水により階下に被害を及ぼさないよう防水又は水はけに必要な措置をすること。

(4) メーターの上流には、止水栓（ストップバルブ）を取付け、下流には伸縮継手を取付け修理を容易にすること。

(5) メーターの器具は、隔測水道メーター附属集中パネルのチェッカー内蔵方式のものとする。

12 工事施行の手續及び方法

受水タンク以下装置工事の施工の手續及び方法は、給水装置工事に準じて行うものとする。

附 則

この基準は、昭和 61 年 5 月 1 日から施行する。

共同住宅における各戸検針・各戸徴収等に関する事務取扱要領

(平成 12 年 2 月 23 日 11 企水第 223 号)
(令和 3 年 4 月 1 日 3 企本第 126 号一部改正)

(目的)

第 1 条 この要領は、県営水道条例（昭和 38 年長野県条例第 17 号）に基づき受水槽により県営水道の給水を受ける共同住宅において受水槽以下の設備（以下「給水設備」という。）に係る水道メーターの各戸検針及び水道料金の徴収事務等を受託する場合の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(事前協議)

第 2 条 給水設備の各戸水道メーター（以下「隔測メーター」という。）の各戸検針・各戸徴収の事務を長野県公営企業管理者（以下「管理者」という。）に委託しようとする共同住宅の給水設備の所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）の適用を受ける共同住宅（以下「分譲マンション」という。）にあっては、管理組合、以下「所有者等」という。）は、隔測メーター及び設置場所等について、共同住宅の各戸検針・各戸徴収に関する事前協議書（様式第 1 号）により、あらかじめ管理者に協議するものとする。

(適用の要件)

第 3 条 この要領を適用する共同住宅は、次の各号のいずれにも適合したものでなければならない。

- (1) 県営水道からの給水は、受水槽を設けて行う方式であること。
- (2) 各隔測メーターから下流側の給水のための設備は、各戸それぞれ独立したものであること。
- (3) 隔測メーターは、管理者の承認を受けた集中検針方式による遠隔指示式であり、各戸内に立ち入らないで容易に点検できる場所に設置してあること。
- (4) 止水栓は、各隔測メーターのそれぞれの上流側の各戸内に立ち入らないで容易に操作できる場所に設置してあること。
- (5) 前 3 号の隔測メーター、止水栓及びその設置に必要な一切の付属設備及び維持管理に要する費用は、所有者等の負担であること。
- (6) 集中検針盤に接続するプリンタは、所有者等が管理者に無償で貸与するものであること。
- (7) 地方公共団体等の所有する公営住宅を除く共同住宅の所有者等にあっては、共同住宅に住宅管理人（使用者を総括する責任者）が置かれていること。
- (8) 分譲マンションにあっては、管理組合を構成し、規約を定め、その代表者が置かれていること。

(委託の申請手続)

第 4 条 所有者等は、第 2 条の事前協議及び第 3 条の適用要件が整った場合において、共同住宅の各戸検針・各戸徴収に関する委託申請書（様式第 2 号）及び同申請書に指定する書類を添付して管理者に提出するものとする。

2 所有者等は、住宅管理人又は管理組合の代表者に変更が生じるときは、速やかに住宅管理人・管理組合代表者変更届（様式第 3 号）を管理者に提出するものとする。

(調査)

第 5 条 管理者は、所有者等から第 2 条及び第 4 条の規定により書類の提出があったときは、必

要な事項について調査をし、必要な指示をすることができるものとする。

(契約)

第6条 管理者と所有者等は、第4条の規定による申請手続きが完了し、別記「共同住宅における各戸検針・各戸徴収等に関する契約書」による契約（以下「契約」という。）締結に合意したときは、これを締結するものとする。

(契約の解除)

第7条 管理者は、所有者等が契約の条項に違反した場合、その是正を求めるものとする。

2 前項の規定によっても違反状態が是正されない場合、管理者は、契約を解除することができる。

3 前項の規定により契約を解除した場合において、所有者等に損害が生じても、管理者は、その責を負わないものとする。

(隔測メーターの取替)

第8条 所有者等は、隔測メーターの計量法（平成4年法律第51号）に基づく検定期間が満了するとき又は故障等により正常に作動しない場合は、自らの負担により隔測メーターを取り替えるものとする。

2 前項の規定により隔測メーターの取替を行った場合は、所有者等は、隔測メーター取替報告書（様式第4号）を管理者に提出するものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この要領は、平成12年4月1日から施行する。水道料金については、平成12年4月検針分から適用し、平成12年3月31日までの検針分については、なお従前の例による。

2 「受水槽を使用する公営住宅における各戸検針・各戸徴収等に関する事務取扱要領」（昭和60年11月28日付60企水第364号）は廃止する。

(経過処置)

3 この要領施行の日の前日までに「受水槽を使用する公営住宅における各戸検針・各戸徴収等に関する事務取扱要領」に基づき契約を締結している共同住宅については、第2条及び第4条第1項は適用しないものとする。

また、県営みこと川団地及び県営黒彦団地については、第3条第2号に規定する隔測メーター及び同条第3号に規定する止水栓の設置場所に関する部分は、施設の改善が図られるまでの間、適用しないものとする。

附 則（平成25年8月27日 25企本第198号

(施行期日等)

1 この要領は、平成26年1月1日から施行する。

共同住宅における各戸検針・各戸徴収等に関する契約書

長野県企業局 水道管理事務所長（以下「甲」という。）と共同住宅の受水槽以下の設備（以下「給水設備」という。）の所有者（分譲マンションにあっては、管理組合。以下「乙」という。）とは、乙が設置した水道メーターの検針及び水道料金の徴収その他の取扱いに関し、共同住宅における各戸検針・各戸徴収等に関する事務取扱要領（平成 12 年 2 月 23 日付 11 企水第 223 号。以下「要領」という。）に基づき、次のとおり契約を締結する。

（対象住宅）

第 1 条 この契約の対象となる共同住宅は、次のとおりとする。

所在地

共同住宅名

棟番号・室番号

戸数・設置水道メーター口径

（隔測メーターの設置）

第 2 条 乙は、給水設備の各戸水道メーター（以下「隔測メーター」という。）を設置する場合は、甲の承認した集中検針方式による隔測メーターを設置するものとする。

（水道料金の算定及び徴収方法）

第 3 条 甲は、隔測メーターを検針し、各使用者（以下「使用者」という。）ごとに水道料金を請求するものとする。

2 水道料金は隔測メーターごとに県営水道条例（昭和 38 年長野県条例第 17 号。以下「条例」という。）及び県営水道条例施行規程（昭和 38 年長野県公営企業管理規程第 10 号。以下「施行規程」という。）に定める基本料金と超過料金を合算したものとす。

3 甲が設置した水道メーター（以下「親メーター」という。）で検針した使用水量と隔測メーターで検針した使用水量の合計とに差が生じた場合は、次の各号により料金を算定するものとする。

（1）親メーターの使用水量が多い場合は、親メーターの使用水量を使用水量とし、その差の分は超過料金で算定し、乙から徴収するものとする。

ただし、検定期間内の適正な隔測メーターが設置されており、隔測メーターの設置されていない給水装置はなく、かつ、県営水道指定給水装置工事事業者等の調査によっても漏水が認められない場合等、乙の責任によらないものと甲が認めたときはこの限りでない。

（2）隔測メーターの使用水量の合計が多い場合は、各隔測メーターの使用水量により算定した水道料金を当該使用者から徴収するものとする。

4 親メーターの基本料金は徴収しないものとする。

5 水道料金の徴収方法は口座振替扱いとする。ただし、甲が特に認めたときは、納入通知書扱いにすることができるものとする。

（水道料金が未払の場合の措置）

第 4 条 甲は、水道料金の支払いがなされない場合は、次の各号に定める措置をとるものとする。

（1）使用者の未払いについては、当該使用者に対し督促状を発付するとともに乙にこの旨を通知するものとする。

（2）前号の督促により、なお支払いのないときは、当該使用者に対し履行催告書及び給水停止予告書を発付するとともに乙にこの旨を通知するものとする。

（3）前号の規定により、なお支払いのないときは、当該使用者に給水停止措置をとる旨を乙に対し通知し、この措置をとるものとする。

2 乙及び住宅管理人は、水道料金が未払いとならないよう使用者に支払いを促すなど甲の行う料金徴収に協力しなければならない。

(漏水した場合の使用水量の取扱い)

第5条 給水設備の故障等で漏水した場合、条例等の規定により使用水量の認定を行うものとする。
(入退居者の取扱い)

第6条 乙は、住宅管理人又は管理組合の代表者に変更が生じるときは、速やかに住宅管理人・管理組合代表者変更届(要領様式第3号)を甲に提出するものとする。

2 退居した使用者にかかる水道料金に未払いがあるときは、乙が全額負担するものとする。
(隔測メーターの取替)

第7条 乙は、隔測メーターの計量法(平成4年法律第51号)に基づく検定期間が満了するとき又は故障等により正常に作動しない場合は、自らの負担により隔測メーターを取り替えるものとする。

2 前項の規定により隔測メーターの取替を行った場合は、乙は、隔測メーター取替報告書(要領様式第4号)を甲に提出するものとする。

(水質の保持及び給水設備の維持管理)

第8条 乙は、受水槽その他の給水にかかる設備について、水質の監視、清潔保持並びに設備の清掃、修繕その他の維持管理を行い、水道水質の安全を確保しなければならない。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙がこの契約の条項に違反した場合は、その是正を求めるものとする。

2 前項の規定によっても違反状態が是正されない場合、甲は、この契約を解除することができる。

3 前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

(契約の周知等)

第10条 乙は、この契約の内容について、使用者に周知徹底しておかなければならない。

2 乙は、この契約の内容に関し、使用者から苦情その他異議申し立てが生じた場合は、甲に直接関わるものを除き、自らの責任において解決しなければならない。

(その他)

第11条 この契約に定めのない事項については、条例及び施行規程に準じ、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(契約の有効期間)

第12条 この契約の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、有効期間が満了する1月前までに甲又は乙から更新について異議の申し立てがないときは、さらに本契約を1年間更新するものとし、以後も同様とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

年 月 日

甲

住 所
氏 名 長野県企業局 水道管理事務所
所 長

乙

住 所
氏 名

(様式第 1 号) (第 2 条関係)

共同住宅の各戸検針・各戸徴収に関する事前協議書

年 月 日

長野県公営企業管理者
殿

所有者等
住 所
氏 名
電話番号

管理組合にあつては、主たる事務所の
所在地、名称、電話番号

下記のとおり給水設備を使用する共同住宅に対する隔測メーター（遠隔指示式集中メーター）による検針・徴収の取扱いの適用を受けたいので協議します。

記

- 1 設置場所
- 2 共同住宅名
- 3 住宅管理人・管理組合代表者（住所・氏名・電話番号）
- 4 給水予定戸数
- 5 設置予定水道メーター及び装置の概要
- 6 給水予定年月
- 7 添付書類
 - (1) 位置図
 - (2) 給水設備の配管図及び付属設備設置図

(様式第2号)(第4条関係)

共同住宅の各戸検針・各戸徴収に関する委託申請書

年 月 日

長野県公営企業管理者
殿

所有者等
住 所
氏 名
電話番号

管理組合にあつては、主たる事務所の
所在地、名称、電話番号

下記のとおり給水設備を使用する共同住宅に対する隔測メーター（遠隔指示式集中メーター）による
各戸検針及び各戸徴収の取扱いを適用してください。

記

- 1 共同住宅の所在地
- 2 共同住宅名
- 3 住宅管理人・管理組合代表者（住所・氏名・電話番号）
- 4 給水戸数及び人数 戸 人
- 5 散水栓等 有（ 個） 無 メーター設置 有 無
- 6 添付書類
 - (1) 共同住宅の使用者名簿（別紙 1）
 - (2) 給水設備の配管図及び付属設備設置図
 - (3) 隔測メーター取付済書（別紙 2）

(別紙 1)

共同住宅の使用者名簿

共同住宅名 _____

棟番号	室番号	使用 者 名	備 考

(別紙 2)

隔測メーター取付済書

共同住宅名	名 称	
	所 在 地	
集中検針盤	検針メーター数	
	外径寸法	
	検針チェック機能	有・無
水道メーターメーカー名		
取付年月日		
検定満了年月		
取付時のメーター指針	別紙、各戸検針メーター指示内訳書のとおり。	
備 考一		

(様式第3号)(第4条及び契約書第6条関係)

住宅管理人・管理組合代表者変更届

年 月 日

長野県公営企業管理者

殿

所有者等
住 所
氏 名
電話番号

管理組合にあつては、主たる事務所
所在地、名称、電話番号

下記のとおり住宅管理人・管理組合代表者に変更がありました。

記

共同住宅の所在地		
共同住宅の名称		
住宅管理人・管理組合代表者氏名	変更後	棟 号室 電話番号
	変更前	棟 号室 電話番号

(様式第 4 号) (第 8 条及び契約書第 7 条関係)

隔測メーター取替報告書

年 月 日

長野県公営企業管理者

殿

所有者等
住 所
氏 名
電話番号

管理組合にあっては、主たる事務所の所在地、名称、電話番号

検定期間満了
隔測メーターを 故 障 により下記のとおり取り替えたので報告します。

記

- 1 共同住宅名
- 2 取替隔測メーター内訳

梗塞 番号	氏 名	工事内容	旧隔測メーターの 製造番号及び メーター指針	新隔測メーターの 製造番号及び メーター指針	新メーター 製造年月	取替年月日
			m3	m3		

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令

水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）第四条第二項の規定に基づき、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令を次のように定める。

（耐圧に関する基準）

第一条 給水装置（最終の止水機構の流出側に設置されている給水用具を除く。以下この条において同じ。）は、次に掲げる耐圧のための性能を有するものでなければならない。

- 一 給水装置（次号に規定する加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具並びに第三号に規定する熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路を除く。）は、厚生労働大臣が定める耐圧に関する試験（以下「耐圧性能試験」という。）により一・七五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
 - 二 加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具（次に掲げる要件を満たす給水用具に設置されているものに限る。）は、耐圧性能試験により当該加圧装置の最大吐出圧力の静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
 - イ 当該加圧装置を内蔵するものであること。
 - ロ 減圧弁が設置されているものであること。
 - ハ ロの減圧弁の下流側に当該加圧装置が設置されているものであること。
 - ニ 当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具についてロの減圧弁を通さない水との接続がない構造のものであること。
 - 三 熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路（次に掲げる要件を満たすものに限る。）については、接合箇所（溶接によるものを除く。）を有せず、耐圧性能試験により一・七五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
 - イ 当該熱交換器が給湯及び浴槽内の水等の加熱に兼用する構造のものであること。
 - ロ 当該熱交換器の構造として給湯用の水路と浴槽内の水等の加熱用の水路が接触するものであること。
 - 四 パッキンを水圧で圧縮することにより水密性を確保する構造の給水用具は、第一号に掲げる性能を有するとともに、耐圧性能試験により二〇キロパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
- 2 給水装置の接合箇所は、水圧に対する十分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合が行われているものでなければならない。
 - 3 家屋の主配管は、配管の経路について構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易に行うことができるようにしなければならない。

(浸出等に関する基準)

第二条 飲用に供する水を供給する給水装置は、厚生労働大臣が定める浸出に関する試験（以下「浸出性能試験」という。）により供試品（浸出性能試験に供される器具、その部品、又はその材料（金属以外のものに限る。）をいう。）について浸出させたとき、その浸出液は、別表第一の上欄に掲げる事項につき、水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具にあっては同表の中欄に掲げる基準に適合し、それ以外の給水装置にあっては同表の下欄に掲げる基準に適合しなければならない。

- 2 給水装置は、末端部が行き止まりとなっていること等により水が停滞する構造であってはならない。ただし、当該末端部に排水機構が設置されているものにおいては、この限りでない。
- 3 給水装置は、シアン、六価クロムその他水を汚染するおそれのある物を貯留し、又は取り扱う施設に近接して設置されてはならない。
- 4 鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所に設置されている給水装置は、当該油類が浸透するおそれのない材質のもの又はさや管等により適切な防護のための措置が講じられているものでなければならない。

(水撃限界に関する基準)

第三条 水栓その他水撃作用（止水機構を急に閉止した際に管路内に生じる圧力の急激な変動作用をいう。）を生じるおそれのある給水用具は、厚生労働大臣が定める水撃限界に関する試験により当該給水用具内の流速を二メートル毎秒又は当該給水用具内の動水圧を〇・一五メガパスカルとする条件において給水用具の止水機構の急閉止（閉止する動作が自動的に行われる給水用具にあっては、自動閉止）をしたとき、その水撃作用により上昇する圧力が一・五メガパスカル以下である性能を有するものでなければならない。ただし、当該給水用具の上流側に近接してエアチャンバーその他の水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置が講じられているものにおいては、この限りでない。

(防食に関する基準)

第四条 酸又はアルカリによって侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質のもの又は防食材で被覆すること等により適切な侵食の防止のための措置が講じられているものでなければならない。

- 2 漏えい電流により侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、非金属製の材質のもの又は絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置が講じられているものでなければならない。

(逆流防止に関する基準)

第五条 水が逆流するおそれのある場所に設置されている給水装置は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- 一 次に掲げる逆流を防止するための性能を有する給水用具が、水の逆流を防止すること

ができる適切な位置（二に掲げるものにあつては、水受け容器の越流面の上方一五〇ミリメートル以上の位置）に設置されていること。

イ 減圧式逆流防止器は、厚生労働大臣が定める逆流防止に関する試験（以下「逆流防止性能試験」という。）により三キロパスカル及び一・五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないとともに、厚生労働大臣が定める負圧破壊に関する試験（以下「負圧破壊性能試験」という。）により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、減圧式逆流防止器に接続した透明管内の水位の上昇が三ミリメートルを超えないこと。

ロ 逆止弁（減圧式逆流防止器を除く。）及び逆流防止装置を内部に備えた給水用具（ハにおいて「逆流防止給水用具」という。）は、逆流防止性能試験により三キロパスカル及び一・五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

ハ 逆流防止給水用具のうち次の表の第一欄に掲げるものに対するロの規定の適用については、同欄に掲げる逆流防止給水用具の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句とする。

逆流防止給水用具の区分	読み替えられる字句	読み替える字句
(1) 減圧弁	一・五メガパスカル	当該減圧弁の設定圧力
(2) 当該逆流防止装置の流出側に止水機構が設けられておらず、かつ、大気に開口されている逆流防止給水用具（(3)及び(4)に規定するものを除く。）	三キロパスカル及び一・五メガパスカル	三キロパスカル
(3) 浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがま（(4)に規定するものを除く。）	一・五メガパスカル	五〇キロパスカル
(4) 浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがまであって逆流防止装置の流出側に循環ポンプを有するもの	一・五メガパスカル	当該循環ポンプの最大吐出圧力又は五〇キロパスカルのいずれかの高い圧力

ニ バキュームブレーカは、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス五四キロパス

カルの圧力を加えたとき、バキュームブレーカに接続した透明管内の水位の上昇が七五ミリメートルを超えないこと。

ホ 負圧破壊装置を内部に備えた給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、当該給水用具に接続した透明管内の水位の上昇が、バキュームブレーカを内部に備えた給水用具にあっては逆流防止機能が働く位置から水受け部の水面までの垂直距離の二分の一、バキュームブレーカ以外の負圧破壊装置を内部に備えた給水用具にあっては吸気口に接続している管と流入管の接続部分の最下端又は吸気口の本最下端のうちいずれか低い点から水面までの垂直距離の二分の一を超えないこと。

ヘ 水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、吐水口から水を引き込まないこと。

二 吐水口を有する給水装置が、次に掲げる基準に適合すること。

イ 呼び径が二五ミリメートル以下のものにあつては、別表第二の上欄に掲げる呼び径の区分に応じ、同表中欄に掲げる近接壁から吐水口の中心までの水平距離及び同表下欄に掲げる越流面から吐水口の本最下端までの垂直距離が確保されていること。

ロ 呼び径が二五ミリメートルを超えるものにあつては、別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、同表下欄に掲げる越流面から吐水口の本最下端までの垂直距離が確保されていること。

2 事業活動に伴い、水を汚染するおそれのある場所に給水する給水装置は、前項第二号に規定する垂直距離及び水平距離を確保し、当該場所の水管その他の設備と当該給水装置を分離すること等により、適切な逆流の防止のための措置が講じられているものでなければならない。

(耐寒に関する基準)

第六条 屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれのある場所に設置されている給水装置のうち減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁（給水用具の内部に備え付けられているものを除く。以下「弁類」という。）にあつては、厚生労働大臣が定める耐久に関する試験（以下「耐久性能試験」という。）により十万回の開閉操作を繰り返し、かつ、厚生労働大臣が定める耐寒に関する試験（以下「耐寒性能試験」という。）により零下二〇度プラスマイナス二度の温度で一時間保持した後通水したとき、それ以外の給水装置にあつては、耐寒性能試験により零下二〇度プラスマイナス二度の温度で一時間保持した後通水したとき、当該給水装置に係る第一条第一項に規定する性能、第三条に規定する性能及び前条第一項第一号に規定する性能を有するものでなければならない。ただし、断熱材で被覆すること等により適切な凍結の防止のための措置が講じられているものにあつては、この限りでない。

(耐久に関する基準)

第七条 弁類（前条本文に規定するものを除く。）は、耐久性能試験により十万回の開閉操作を繰り返した後、当該給水装置に係る第一条第一項に規定する性能、第三条に規定する性能及び第五条第一項第一号に規定する性能を有するものでなければならない。

附 則

この省令は、平成九年十月一日から施行する。

附 則 （平成一二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号） 抄

(施行期日)

- 1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成一四年一〇月二九日厚生労働省令第一三八号）

- 1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであって、この省令による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第二条第一項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附 則 （平成一六年一月二六日厚生労働省令第六号）

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十七年三月三十一日までの間、この省令による改正後の別表第一有機物（全有機炭素（TOC）の量）の項中「有機物（全有機炭素（TOC）の量）」とあるのは「有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）」と、同項の中欄中「〇・五mg/l」とあるのは「一・〇mg/l」と、同項の下欄中「五mg/l」とあるのは「一〇mg/l」とする。

第三条 パッキンを除く主要部品の材料としてゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を使用している水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準については、当分の間、この省令による改正後の別表第一フェノール類の項中「〇・〇〇〇五mg/l」とあるのは「〇・〇〇五mg/l」とする。

第四条 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであって、この省令による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第二条第一項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附 則 （平成二十一年三月六日厚生労働省令第二七号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであって、この省令による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第二条第一項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附 則 （平成二十二年二月一七日厚生労働省令第一八号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成二十四年三月三十一日までの間、第二条の規定による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（次条において「新給水装置省令」という。）別表第一カドミウム及びその化合物の項の適用については、同項中欄中「 0.0003mg/l 」とあるのは、「 0.001mg/l 」とする。

第三条 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであって、新給水装置省令第二条第一項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附 則 （平成二十三年一月二八日厚生労働省令第一一号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであって、第二条の規定による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第二条第一項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附 則 （平成二十四年九月六日厚生労働省令第一二三号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項第二号イ及び別表第二の改正規定は、平成二十五年十月一日から施行する。

附 則 （平成二六年二月二八日厚生労働省令第一五号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであって、第三条の規定による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第二条第一項に規定する基準に適合しないものについては、当該給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附 則 (令和二年三月二五日厚生労働省令第三八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 令和三年三月三十一日までの間、第二条の規定による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(次条において「新給水装置省令」という。)別表第一六価クロム化合物の項の適用については、同項中欄中「 0.002mg/l 」とあるのは、「 0.005mg/l 」とする。

第三条 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであって、新給水装置省令第二条第一項に規定する基準に適合しないものについては、当該給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

別表第一

事項	水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準	給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、 0.0003mg/l 以下であること。	カドミウムの量に関して、 0.003mg/l 以下であること。
水銀及びその化合物	水銀の量に関して、 0.00005mg/l 以下であること。	水銀の量に関して、 0.0005mg/l 以下であること。
セレン及びその化合物	セレンの量に関して、 0.001mg/l 以下であること。	セレンの量に関して、 0.01mg/l 以下であること。

鉛及びその化合物	鉛の量に関して、 0.0 0mg/l 以下であること。	鉛の量に関して、 0.0mg/l 以下であること。
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、 0.00 0mg/l 以下であること。	ヒ素の量に関して、 0.00 mg/l 以下であること。
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、 0.00 2mg/l 以下であること。	六価クロムの量に関して、 0.0 2mg/l 以下であること。
亜硝酸態窒素	0.00 4mg/l 以下であること。	0.0 4mg/l 以下であること。
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、 0.00 1mg/l 以下であること。	シアンの量に関して、 0.0 1mg/l 以下であること。
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.0 mg/l 以下であること。	1 mg/l 以下であること。
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、 0.0 8mg/l 以下であること。	フッ素の量に関して、 0.8 mg/l 以下であること。
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、 0.1 mg/l 以下であること。	ホウ素の量に関して、 1.0 mg/l 以下であること。
四塩化炭素	0.000 2mg/l 以下であること。	0.00 2mg/l 以下であること。
1,4-ジオキサン	0.00 5mg/l 以下であること。	0.0 5mg/l 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.00 4mg/l 以下であること。	0.0 4mg/l 以下であること。
ジクロロメタン	0.00 2mg/l 以下であること。	0.0 2mg/l 以下であること。

テトラクロロエチレン	0.00—mg/l以下 であること。	0.0—mg/l以下である こと。
トリクロロエチレン	0.00—mg/l以下 であること。	0.0—mg/l以下である こと。
ベンゼン	0.00—mg/l以下 であること。	0.0—mg/l以下である こと。
ホルムアルデヒド	0.008mg/l以下 であること。	0.08mg/l以下である こと。
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、0.0— mg/l以下である こと。	亜鉛の量に関して、1.0m g/l以下であること。
アルミニウム及びその化 合物	アルミニウムの量に関し て、0.02mg/l 以下であること。	アルミニウムの量に関し て、0.2mg/l以下であ ること。
鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.0 3mg/l以下であ ること。	鉄の量に関して、0.3m g/l以下であること。
銅及びその化合物	銅の量に関して、0.0— mg/l以下である こと。	銅の量に関して、1.0m g/l以下であること。
ナトリウム及びその化合 物	ナトリウムの量に関して 、20mg/l以下 であること。	ナトリウムの量に関して、2 00mg/l以下である こと。
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 0.005mg/l 以下であること。	マンガンの量に関して、0.0 5mg/l以下である こと。
塩化物イオン	20mg/l以下である こと。	200mg/l以下であるこ と。
蒸発残留物	50mg/l以下である こと。	500mg/l以下であるこ と。
陰イオン界面活性剤	0.02mg/l以下で あること。	0.2mg/l以下であるこ と。

非イオン界面活性剤	〇・〇〇五mg / l 以下 であること。	〇・〇二mg / l 以下である こと。
フェノール類	フェノールの量に換算し て、〇・〇〇〇五m g / l 以下であるこ と。	フェノールの量に換算して、 〇・〇〇五mg / l 以下 であること。
有機物（全有機炭素（T OC）の量）	〇・五mg / l 以下であ ること。	三mg / l 以下であること。
味	異常でないこと。	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。	異常でないこと。
色度	〇・五度以下であること 。	五度以下であること。
濁度	〇・二度以下であること 。	二度以下であること。
一・二―ジクロロエタン	〇・〇〇〇四mg / l 以 下であること。	〇・〇〇四mg / l 以下であ ること。
アミン類	トリエチレンテトラミン として、〇・〇―m g / l 以下であるこ と。	トリエチレンテトラミンとし て、〇・〇―mg / l 以 下であること。
エピクロロヒドリン	〇・〇―mg / l 以下で あること。	〇・〇―mg / l 以下である こと。
酢酸ビニル	〇・〇―mg / l 以下で あること。	〇・〇―mg / l 以下である こと。
スチレン	〇・〇〇二mg / l 以下 であること。	〇・〇〇二mg / l 以下であ ること。
二・四―トルエンジアミ ン	〇・〇〇二mg / l 以下 であること。	〇・〇〇二mg / l 以下であ ること。
二・六―トルエンジアミ ン	〇・〇〇―mg / l 以下 であること。	〇・〇〇―mg / l 以下であ ること。

一・二ブタジエン	〇・〇〇—m g / l 以下 であること。	〇・〇〇—m g / l 以下であること。
一・三ブタジエン	〇・〇〇—m g / l 以下 であること。	〇・〇〇—m g / l 以下であること。
<p>備考</p> <p>主要部品の材料として銅合金を使用している水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準にあっては、この表鉛及びその化合物の項中「〇・〇〇—m g / l」とあるのは「〇・〇〇七m g / l」と、亜鉛及びその化合物の項中「〇・—m g / l」とあるのは「〇・九七m g / l」と、銅及びその化合物の項中「〇・—m g / l」とあるのは「〇・九八m g / l」とする。</p>		

別表第二

呼び径の区分	近接壁から吐水口の中 心までの水平距離	越流面から吐水口の最下 端までの垂直距離
一三ミリメートル以下のもの	二五ミリメートル以上	二五ミリメートル以上
一三ミリメートルを超え二〇 ミリメートル以下のもの	四〇ミリメートル以上	四〇ミリメートル以上
二〇ミリメートルを超え二五 ミリメートル以下のもの	五〇ミリメートル以上	五〇ミリメートル以上
<p>備考</p> <p>1 浴槽に給水する給水装置（水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具（この表及び次表において「吐水口一体型給水用具」という。）を除く。）にあっては、この表下欄中「二五ミリメートル」とあり、又は「四〇ミリメートル」とあるのは、「五〇ミリメートル」とする。</p> <p>2 プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）にあっては、この表下欄中「二五ミリメートル」とあり、「四〇ミリメートル」とあり、又は「五〇ミリメートル」とあるのは、「二〇〇ミリメートル」とする。</p>		

別表第三

区分	越流面から吐水口 の最下端までの 垂直距離
----	-----------------------------

近接壁の影響がない場合			(1. $7 \times d + 5$) ミリメートル以上
近接壁の影響がある場合	近接壁が一面の場合	壁からの離れが ($3 \times D$) ミリメートル以下のもの	($3 \times d$) ミリメートル以上
		壁からの離れが ($3 \times D$) ミリメートルを超え ($5 \times D$) ミリメートル以下のもの	($2 \times d + 5$) ミリメートル以上
		壁からの離れが ($5 \times D$) ミリメートルを超えるもの	(1. $7 \times d + 5$) ミリメートル以上
	近接壁が二面の場合	壁からの離れが ($4 \times D$) ミリメートル以下のもの	($3.5 \times d$) ミリメートル以上
		壁からの離れが ($4 \times D$) ミリメートルを超え ($6 \times D$) ミリメートル以下のもの	($3 \times d$) ミリメートル以上
		壁からの離れが ($6 \times D$) ミリメートルを超え ($7 \times D$) ミリメートル以下のもの	($2 \times d + 5$) ミリメートル以上
		壁からの離れが ($7 \times D$) ミリメートルを超えるもの	(1. $7 \times d + 5$) ミリメートル以上
	備考		
<p>1 D : 吐水口の内径 (単位 ミリメートル)</p> <p>d : 有効開口の内径 (単位 ミリメートル)</p> <p>2 吐水口の断面が長方形の場合は長辺を D とする。</p> <p>3 越流面より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなす。</p> <p>4 浴槽に給水する給水装置 (吐水口一体型給水用具を除く。) において、下欄に定める式により算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が五〇ミリメートル未満の場合にあっては、当該距離は五〇ミリメートル以上とする。</p> <p>5 プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置 (吐水口一体型給水用具を除く。) において、下欄に定める式により算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が二〇〇ミリメートル未満の場合にあっては、当該距離は二〇〇ミリメートル以上とする。</p>			

受水槽式給水設備の給水装置への切替えに関する留意事項

1 事前確認

受水槽式給水設備を直結給水方式の給水装置に変更する工事の承認を申し込む者は、事前に次の(1)～(3)に掲げる場合に応じ、該当する事項を実施、確認する。

(1) 更生工事の履歴のない受水槽式給水設備から、直結給水方式に切替える場合

① 既設配管の材質

- 給水装置の構造及び材質の基準」(以下、「構造材質基準」という。)に適合した製品が使用されていることを現場及び図面にて確認する。
- 構造材質基準に適合した製品が使用されていない場合は、同基準に適合した給水管、給水用具に取り替える。
- 埋め込み等により確認が困難な場合は、管理事務所と協議する。

② 既設配管の耐圧試験

- 耐圧試験における水圧は 1.75MPa を原則とし、2 分間水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。ただし、管理事務所が試験水圧を別に指示した場合はその試験水圧とする。

③ 水質試験

- 直結給水への切替え前において、水道法第 20 条第 3 項に規定する者による水質試験を行い、水道法第 4 条に定める水質基準を満足していることを確認する。
- 採水方法は、毎分 5L の流量で 5 分間流して捨て、その後 15 分間滞留させたのち採水するものとする。
- 試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、管理事務所との協議結果に応じて、鉄、pH 等の水質試験を実施する。

(2) 更生工事を施工した履歴があり、ライニングに使用された塗料・工法及び施工状況が明らかな場合

① 既設配管の材質

- ライニングに使用された塗料が構造材質基準に適合した製品である場合は、施工計画書(工法、塗料、工程表等)及び施工計画に基づく施工報告書(写真添付)並びに塗料の浸出性能基準適合証明書の確認を行う。
- なお、塗料が第三者認証品である場合は、浸出性能基準適合証明書に代えて認証登録証の写しとすることができる。

② 既設配管の耐圧試験

- (1) の②に同じ

③ 浸出性能確認の水質試験

- 適切な施工が行われたことを確認するため、現地にて水道水を毎分 5 L の流量で 5 分間流して捨て、その後 15 分間滞留させた水を採取するとともに、管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水(ブランク)として採取し、公的検査機関で水質試験を行い、構造材質基準に基づく浸出等に関する基準を満足していることを確認する。
- 試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、更生工事に使用された塗料から浸出する可能性のある項目とする。

(3) 更生工事を施工した履歴があり、ライニングに使用された塗料・工法及び施工状況が確認できない場合

① 既設配管の耐圧試験

- ① (1) の②に同じ

② 浸出性能試験

- ライニングに使用された塗料については、既設給水管の一部をサンプリングし、それを供

試体として公的検査機関で構造材質基準に基づく浸出性能試験を行い、浸出等に関する基準に適合していることを確認する。

- 既設給水管のサンプリングが困難であり、浸出性能試験が実施できない場合は、現地にて水道水を 16 時間滞留させた水（給水設備のライニングされた管路内の水であって、受水槽等の水が混入していないもの）を採取するとともに、管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水（ブランク）として採取し、公的検査機関で水質試験を行い、浸出等に関する基準を満足していることを確認する。
- この場合において、一度の採水で 5L の水量を確保できない場合は、同じ操作を繰り返し行い、水量を確保する。
- 試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、浸出等に関する基準別表第 1 のすべての項目を行う。

2 給水装置工事の申込み

受水槽式の給水設備を給水装置に切替える工事は、既に給水の申込みを受け受水槽まで供給している給水装置に接続する工事であることから、給水装置の変更（改造）工事として取り扱うものとし、これを申し込む者は、当該工事に関し、次の図書類を入手又は作成し、管理事務所に提出すること。

図 書 一 類	(1)	(2)	(3)
給水工事申込書	○	○	○
既設配管の材質確認書（図面及び現場確認）	○		
水質試験成績証明書	○		
塗料の浸出性能基準適合証明書 または第三者認証登録証の写		○	
ライニングによる更生工事施工時の施工計画書		○	
同上施工報告書（写真添付）		○	
浸出性能確認の水質試験成績証明書		○	
浸出性能試験成績証明書			○
誓約書	○	○	○
その他水道事業者が指示した図書	○	○	○

誓約書

平成 年 月 日

長野県公営企業管理者 様

(申請者)

住 所

名 称

氏 名

電話番号

印

受水槽式給水から直結式給水への切替えに伴い、下記のとおり誓約いたします。

記

1. 給水装置の場所

2. 建築物名称

3. 用 途 専用住宅・店舗等併用住宅・事務所・共同住宅・その他 ()

4. 誓約内容

- 1) 直結式給水への切替えに伴い出水不良等が生じた場合、当方で速やかに給水装置工事の申込みを行い改造いたします。
- 2) 漏水や赤水等が発生した場合、当方で速やかに対処いたします。
- 3) 水道工事や災害等の断水により水の使用ができなくなることを承諾します。
なお、これに伴い損害等が生じることがあっても、長野県企業局に一切責任を求めません。

水道直結式スプリンクラー設置基準

(平成24年4月24日 24企本第40号)

(目的)

第1条 スプリンクラー設備は消防法で、大規模ビル・特殊な建築物・集合住宅（11階以上）の部分において設置が義務付けられているほか、平成19年6月消防法が一部改正され小規模の認知症高齢者グループホーム等の社会福祉施設（以下、“小規模社会福祉施設等”という。）においてスプリンクラー設備等の設置基準が強化された。また、小規模社会福祉施設等について、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置が認められた。

そこで、特定施設水道連結型スプリンクラー設備については、水道法第3条第9項に規定する給水装置に該当するため、その設置にあたり設置基準を定める。

(スプリンクラーの定義)

第2条 県営水道が定めるスプリンクラーの定義については、次の各号によるものとする。

- (1) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備とは、当該スプリンクラーに使用する配管が水道の用に供する水管に連結されたものをいう。また、水道直結式スプリンクラーとは、特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち、水道法第3条第9項に規定する給水装置に直結するスプリンクラーをいう。
- (2) 水道直結式スプリンクラー設備を構成する配管系統の範囲は、水源（消防法施行令（昭和36年政令第37号）第12条第2項第4号ただし書により必要水量を貯留するための施設を設けないものにあつては、水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管）からスプリンクラーヘッドまでの部分である。ただし、配水管が水源であり、水道法施行規則第12条の2第2号に掲げる水道メータが設置されている場合にあつては、水源から水道メータまでの部分を除く。
- (3) 水道直結式スプリンクラー設備を貯水槽方式で使用する場合の水質管理区分は、貯水槽より下流側については設置者の管理範囲である。

(対象建物)

第3条 対象建物は、次の各号とする。

- (1) 改正消防法施行令で規定する「小規模社会福祉施設等」（養護老人ホーム、有料老人ホーム、重症心身障害児施設、障害者支援施設、老人福祉センター、有料老人ホーム、身体障害者福祉センター、障害者支援施設等の施設）
- (2) 住宅用（専用住宅、共同住宅、店舗等併用住宅や共同住宅と事務所の併用（住戸部））

(設置条件)

第4条 スプリンクラーの設置条件は、次の各号によるものとする。

- (1) 消防法令に基づく水道直結式スプリンクラー設備の設置にあたり、配水管から分岐して設けられた給水管からスプリンクラーヘッドまでの部分について水理計算を行うこと。
- (2) 指定給水装置工事事業者は設置にあたり、当該設置場所付近の最小動水圧、配管状況等を調査し、当該器具必要水圧を確保できることを確認すること。

(設計水量)

第5条 スプリンクラー系統の設計水量には、一般給水水量に含まない。

- 2 小規模社会福祉施設等における最大放水区域では、スプリンクラーヘッドが最大4個同時に開放する場合を想定し、内装別に表-1に準じ設計すること。なお最大放水区域に設置されるスプリンクラーヘッドの個数が4に満たない場合は、1個当たりの放水量を表-1に準じ当該個数を乗じ設計

すること。

- 3 小規模社会福祉施設等に設置するスプリンクラーの最終末端ヘッドでは、30ℓ/minで設計すること。
- 4 住宅用スプリンクラーヘッド各栓の放水量は、製造メーカーの標準放水量を基に水量を確保すること。同一の部屋に複数個のヘッドを設置する場合、同時放水個数を考慮して設計すること。

(水理計算)

第6条 水理計算により求めた損失水頭と、第8条で確認・決定した給水引き込みを予定する配水管の水圧をもとに、所定の必要動水圧が得られているかを確認すること

1 共通事項について、各号に示す。

- (1) 配水管の分岐から最終末端水栓（ヘッド）までの流量（区間流量）を求める。
- (2) 口径を仮定し、区間ごとの損失を計算する。
- (3) 飲用系統、スプリンクラー系統ごとに計算する。
- (4) 水理計算は、下記のウェストン公式を用いる。

$$h = (0.0126 + (0.01739 - 0.01087 \times D) / V^{0.5}) \times L / D \times V^2 / 2g$$

h：管の摩擦損失水頭 [m]

D：管内径 [m]

V：管内平均流速 [m/sec]

ただし、 $V = Q \times 4 / (\pi D^2)$

Q：流量[m³/sec] ($Q = \pi D^2 / 4 \times V$)

L：管の長さ [m]

g：重力加速度 (9.8[m/sec²])

2 小規模社会福祉施設等用の必要動水圧について、各号に示す。

- (1) 最大放水区域での、最小動水圧（末端水圧）は内装別に表-1のとおりとする。
- (2) 最終末端ヘッドでは、表-1の最小動水圧以上を確保すること。
- (3) 水理計算の対象となる末端水栓個所は消防署との協議により決定すること。

表-1 内装別水理計算条件

	設計水量 (最大放水量、4個同時)	ヘッド放水量 (1個当たり)	最小動水圧 (末端水圧)
火災予防上支障のないもの	60ℓ/min	15ℓ/min	0.02Mpa
火災予防上支障のあるもの	120ℓ/min	30ℓ/min	0.05Mpa

設計水量、ヘッド放水量、最小動水圧の条件は、消防法施行規則13条の6第2号及び第5号による。

3 住宅用は、当該用具が適正に作動する必要動水圧を確保すること。

(配管・施工)

第7条 水道直結式スプリンクラー設備は、水道法の適用を受けることとなる。そのため、水道法施行令第5条及び給水装置の構造及び材質の基準に関する省令に定められた給水装置の構造及び材質の基準に適合する必要がある。なかでも以下の事項については、適切な措置が講じられていなければならない。

- (1) 水の汚染防止（給水装置の浸出基準、水の停滞構造の禁止、汚染のおそれのある物の接近設置の禁止など）
- (2) ウォーターハンマー防止
- (3) 浸食防止（酸又はアルカリによる浸食防止、電気防食措置）
- (4) 逆流防止

- (5) 凍結防止
- (6) クロスコネクション防止
- 2 スプリンクラーヘッドは精密器具なので、取扱いは十分注意すること。
 - (1) スプリンクラーヘッドを接続する継手は、専用のスプリンクラー継手を使用すること。
 - (2) スプリンクラー設備（湿式）の配管は、水および空気が停滞しないよう、配管末端にトイレのロータンクなど飲用に供せず、かつ日常的に使用する水栓等を設置すること。
- 3 逆流防止のため、飲用系統給水管からの分岐部に逆止弁等を設置すること。
- 4 スプリンクラー設備が結露現象を生じ、周囲（天井等）に影響を与える恐れがある場合は、防露措置を行うこと。
- 5 指定給水装置工事事業者は、当該機器を設置しようとするときは、製造メーカ及び消防設備士の指導のもと実施すること。

(調査)

第8条 水道直結式スプリンクラー設備の申請をしようとするものは、設計前に本基準に定める事項について事前に十分調査するとともに、申請地における配水管の口径及び水圧の状況を調査する。申請者又は指定給水装置工事事業者は、不明な点があれば速やかに水道管理事務所の担当職員と協議しなければならない。

(事前協議)

第9条 水道直結式スプリンクラー設備を新に設置または改造しようとする者は、事前に水道事業者と協議を申し込まねばならない。

- 2 事前協議で水道直結式スプリンクラー設備の設置が、水道事業者より可能な回答を得た場合は、消防設備士の指導の下に行うものとし、所管消防署等と十分な協議を行うこと。

(給水申請)

第10条 所管消防署との事前協議で水道直結式スプリンクラー設備の設置が可能との回答があったものは、給水装置工事申込書（給水装置設計施工基準のとおり）に下記書類を添付し提出する。

- (1) 水道直結式スプリンクラーの設置に関する誓約書
- (2) 水道直結式スプリンクラー設備等の設置に関する消防設備士等の指導下による設備設置の誓約書

(水質の保持及び維持管理)

第11条 水道直結式スプリンクラー設備の設置者及び所有者は、水質の監視、清潔保持並びに設備の清掃、修繕その他の維持管理を行い、水道水質の安全を確保しなければならない。

- (1) 災害・その他正当な理由（制限給水時、配水管事故時、水道施設の工事等）によって、一時的な断水や水圧低下などにより、水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない場合があっても、水道事業者は責任を負わない。
- (2) 水道直結式スプリンクラー設備の、火災時以外における作動及び火災時に非作動が生じないように、日常の保守点検及び修理等の維持管理に努めること。
- (3) 水道直結式スプリンクラー設備の設置に起因して、逆流または漏水が発生し、水道事業者若しくはその他の使用者等に損害を与えた場合は、所有者等が責任を負うこと。
- (4) 本設備の所有者を変更するときは、上記事項について譲渡人に継承して、新所有者より水道事業者へ所有者の変更届を提出させること。
- (5) 水道連結式スプリンクラー設備を介して連結している給水栓等から通水状態に異常があった場合は、指定給水装置工事事業者と連絡するとともに、必要な措置を図ること。

- (6) 水道連結式スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を見やすいところに表示し、関係者に周知すること。
- (7) 水道連結式スプリンクラー設備は消防法令品であるとともに、給水装置の構造及び材質の基準に適合する構造とすること。
- (8) 水道直結式スプリンクラー設備を貯水槽方式で使用する場合は、貯水槽より下流側の水質については設置者の管理範囲となるため、適切な管理（水質検査、点検、清掃など）に努めること。

附則

- 1 この要領は平成24年4月1日から施行し、平成19年12月21日より適用する。

(様式第1号) (第10条関係)

水道直結式スプリンクラーの設置に関する誓約書

年 月 日

長野県公営企業管理者
殿

住 所

氏 名

印

給水装置設置場所 住 所

私は上記給水装置設置場所に、消防法令に基づく水道直結式スプリンクラー設備の設置にあたり、下記1から3に記す内容を熟知したうえで、スプリンクラー設備の火災時以外における動作又は非動作と、火災時における動作又は非動作に係わる影響について、水道事業者に対し、一切の責任を求めません。

また、これらのことを承知のうえ、当該施設を設置することを誓約いたします。

記

- 1 災害その他正当な理由により、一時的な断水や水圧低下等により水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状況が生じても、水道事業者には責任がないこと。
- 2 水道直結式スプリンクラー設備された家屋、部屋を賃貸する場合には、上記1の条件が付いている旨を借受人に対して、当方の責任において熟知させること。
- 3 水道直結式スプリンクラー設備の所有者を変更するときは、上記1及び上記2の事項について、譲受人に対して、当方の責任において熟知させること。

(様式第2号) (第10条関係)

水道直結式スプリンクラー設備等の設置に関する
消防設備士等の指導下による設備設置の誓約書

年 月 日

長野県公営企業管理者

殿

住 所

氏 名

印

給水装置設置場所

住 所

私は上記の場所に所有する給水装置及び家屋等に対して、消防法令に基づく水道直結式スプリンクラー設備の設置にあたり、この設備が水道法第3条第9項に規定する給水装置に直結する範囲について、消防法に規定された消防設備士の資格を有した者の指導下において設置されるものであること、また必要に応じて所管する消防署の指導の下に設置されることについて、指定給水装置工事事業者と消防設備士の承諾の下に、本書を提出いたします。

承 諾 書

上記に設置される水道直結式スプリンクラー設備等について、消防法の規定並びに水道法に規定された給水装置の構造及び材質に基準に適合する構造となるよう設計、施工することについて承諾いたしました。

住 所

消防設備士

氏 名

印

連絡先

住 所

長野県営水道指定給水装置工事事業者

氏 名

印

(様式第3号) (第11条関係)

水道直結式スプリンクラー設備所有者変更届

年 月 日

長野県公営企業管理者
殿

所有者等

住 所

氏 名

電話番号

印

管理組合にあつては、主たる事務所の所在地、名称、電話番号

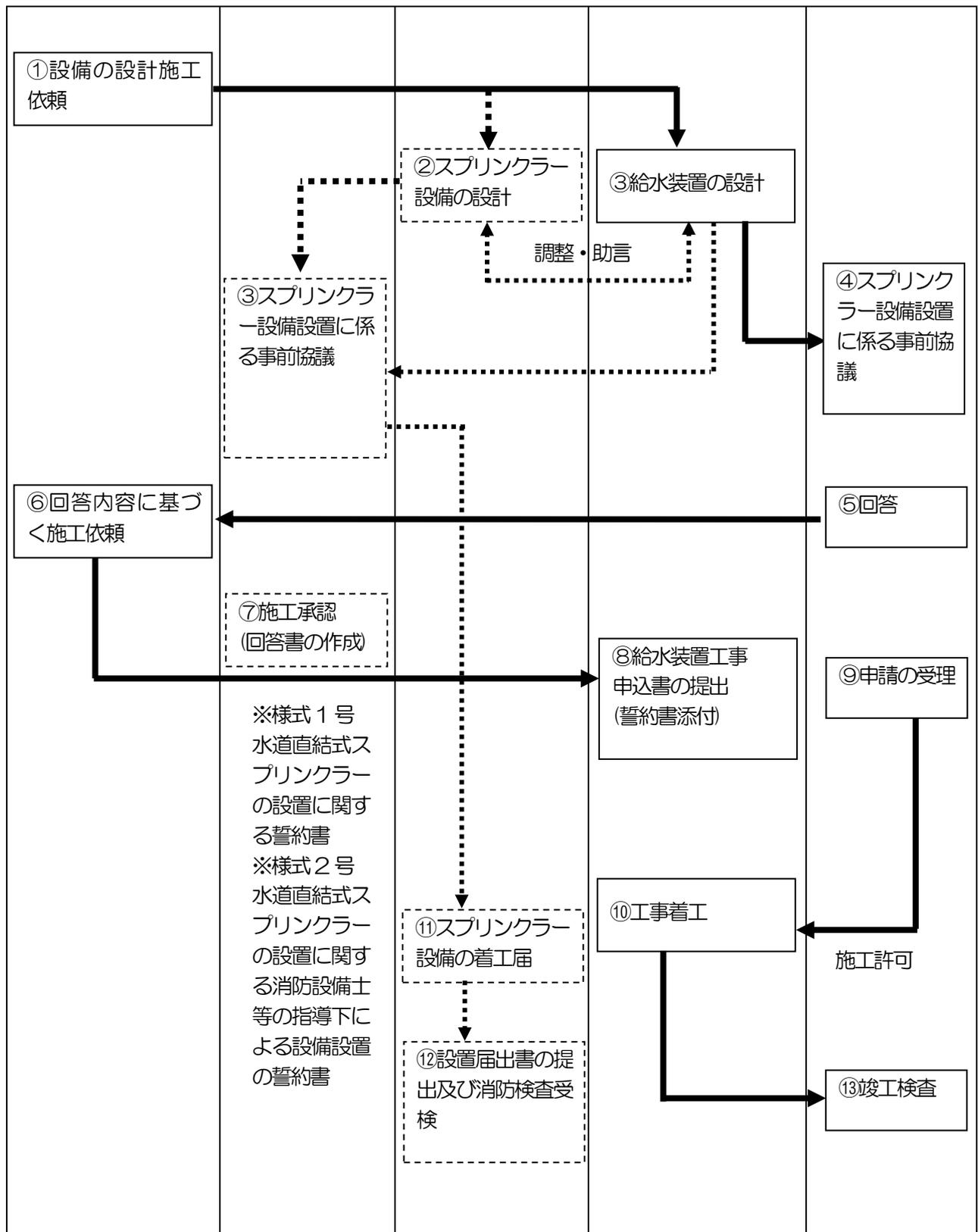
下記のとおり水道直結式スプリンクラー設備の所有者に変更がありました。

記

所在地		
建築物名称		
住宅管理人・管理組合代表者氏名	変更後	
	変更前	

(別表) 事務処理フロー

設置者	消防署	消防設備士	指定給水装置 工事事業者	水道事業者
-----	-----	-------	-----------------	-------



給水装置新設工事の取扱いについて(通知)

(平成 20 年 3 月 28 日 19 企水第 243 号)

従来から、区画整理等においても給水装置新設申込時には、最低1栓設置するよう指導してきたところですが、水道水の無断使用防止及び水道メーターや給水用具の有効利用の観点から、今後は下記のとおり取扱うことにしますので知願います。

なお、管内指定工事業者への指導にあたっては、周知徹底願います。

また、本通知による取扱いは、平成20年4月1日からとします。

本通知をもって、「給水装置新設申込時の取扱いについて」(平成 15 年 4 月 1 日付 15 企水第 8 号) は廃止します。

記

1 区画整理等で、開栓後、同日休止となる申込のうち、1栓設置でしゅん工とする場合は、水道メーターを設置せず、ダミー管(無垢の棒)を取付けること。

また、止水栓止でしゅん工とする場合は、止水栓の仕様等について、次の各号を満足すること。

(1) 止水栓は開閉防止型(蝶ハンドルが脱着するもの)を使用し、プラグ止めとすること。

なお、蝶ハンドルは管理事務所が保管すること。

(2) メーターボックスは鋳鉄製とすること。

2 上記1のダミー管を取り付ける場合は、水道メーターを設置したことと見なし、口径に応じた水道メーター取付費(県負担分)を支払うこと。

3 上記1の後、実際に水道を使用するときは、改造申請により取扱うこと。

4 上記1において、止水栓止でしゅん工となる工事を受付ける場合は、別紙台帳に記載し管理すること。